

<論 説>

ドイツ住宅手当の制度と法

— 2009年法を経て

鳴 田 佳 広

目 次

はじめに

1. 生成史

1.1. 戦前から第1次住宅手当法まで

1.1.1 源流

1.1.2 住宅建設との二人三脚

1.1.3 独り立ち傾向

1.2. 1969年連邦憲法裁判所違憲決定

1.2.1 問題状況

1.2.2 決定要旨

1.2.3 検討

1.3. 第2次住宅手当法以降東西再統一まで

1.3.1 住宅手当法としての歩みの本格化

1.3.2 形式的特徴

1.3.3 社会給付たる住宅手当：社会法典との関係

1.4. 再統一後（1990年代以降）

1.4.1 再統一の激動

1.4.2 社会扶助受給者に対する住宅手当

1.4.3 定型住宅手当

1.4.4 新連邦州と住宅手当

1.4.5 統一後の住宅手当法

2. 2000年以降の展開

2.1. ハルツ第4法改革と住宅手当法

2.2. ハルツ第4法改革後の整理

2.2.1 住宅手当からの除外

- 2.2.2 法的パラダイムの転換
- 2.2.3 2005年法の展開
- 3. 2009年住宅手当法
 - 3.1. 制度の骨格
 - 3.1.1 法的基盤
 - 3.1.2 住宅手当法の構成
 - 3.2. 制度の内容
 - 3.3. 制度の検討
 - 3.3.1 統計および報告
 - 3.3.2 全体のイメージ
 - 3.3.3 給付および受給者の平均像
 - 3.3.4 受給権の現実化
 - 3.3.5 争訟
 - 3.3.6 法発展および法改正
 - 3.4. 制度の特徴
 - 3.4.1 ドイツ社会における位置づけ
 - 3.4.2 ドイツ法における位置づけ
 - 3.4.3 給付制度からみた位置づけ
- 4. 若干の考察
 - 4.1. 住宅政策としての住宅手当
 - 4.2. 社会手当としての住宅手当
 - 4.3. 家賃補助としての住宅手当
 - 4.4. 住居費給付としての住宅手当

はじめに

一般的な意味での公的な家賃補助は、欧米諸国ではままた見られるが、我が国では少なくとも国家的な制度としてはいまだ存在していない。その沿革的、社会的、財政的要因はいろいろあれど、現実問題としてとりわけ所得階層が低くなるごとに借家層の占める割合が増え、主として経済的な側面から現住住居を喪失するリスクが潜在的に高まることを考えれば、家賃不払い（未払い、滞納）を（それ自体はもちろん債務不履行であるが）意図的に支払いを滞らせてなおも借家に居座る困った人として道徳的に非難するのではなく、その実質的な負担能力に、より目を向けることが必要であろう。なんととなれば、こと住居や住宅に限らず、我々

は市場経済に自由にコミットすることで日々の生活を営んでおり、人々は自己の(経済的)負担能力を前提にそうした社会参画を実現していくことになっているところ、実際には需給のバランスが崩れたり一次所得分配段階が歪んでいたりすることは珍しくないのであって、これらを補正するメカニズムを市場の内外に埋め込んでようやく現代の高度な資本主義経済が回転しているのであるから、(これは自家所有においても基本的にあてはまることであるが) 自己の所得に見合わない居住状況をいわば高望みしあえなくデフォルトして(つまり法的には債務を履行できずに)市場から去っていただけの存在として捉えるのは一面的であり、住宅市場の現実の形成のされ方と、そしてそこにどのような負担能力をもった人々がコミットするのかという意味とにおいて、まさに条件(整備)こそが問題とされなければならないからである。

億ションが瞬く間に完売するのは、そうした負担を実行できる所得階層が所得分配のなかで生まれているからであるが、日々の家賃に事欠く所得階層(よりいえば住居不安定層や実際にホームレス状態の者)にも同じ道理があてはまるはずである。確かに市場の論理からすれば、低所得階層を念頭においた居住サービス(狭い意味でのサービスではない; goods and services)が市場で提供されるはずである。しかし社会の進展につれて現実的な居住水準は徐々にではあれ上がっていくのであり(すなわち低質のサービスはその姿をいずれ消していくのであり)、いわゆる低所得階層における居住面の負担能力の向上が居住水準の上昇カーブを下回るのであれば、彼らは結果として負担能力を超えたサービスの提供に依拠せざるを得ず、それゆえに他の消費を圧縮してその分生活水準を下げるか、あるいは端的に家賃滞納のリスクを抱え込みながら生活を営むしかなくなる。こうした状況を社会問題ともし認識するのであれば、とりわけ低所得階層において、居住面の負担能力を底上げする必要性が生じうる。

我が国では、生活保護制度によって、(いちおう理論的には)家賃滞納によってホームレスにならずに、あるいはホームレス状態から抜け出す

ために新たに借家を構えて、生活を営み続ける可能性が認められている。例えば、事例を単純化して生活扶助 10 万円と住宅扶助 5 万円の和によって最低生活費が 15 万円となり、収入認定額が 12 万円の場合、このケースでは 3 万円が支給される。収入充当の順序という技術的要因によって、この支給される 3 万円は住宅扶助と位置づけられる。すなわちこのケースにおいては、当人は家賃支払いにあと 3 万円足りず、これが住宅扶助によってその分を底上げされていることになる。

しかしこれは生活保護という最低生活保障における枠組みに乗った場合の話である。言い換えれば、生活保護に至る前には当然ながら生活保護も住宅扶助も受給できないのであり、負担能力を底上げする仕組みが一般的には存在していない以上、資産や所得がいわばギリ貧にならない限り、公的な保障のネットには届かないわけである。なお、2000 年代中盤から 2010 年代にかけて、いわゆる求職者支援の枠組みにおいてその名も住宅手当が措置事業として制度化（2009 年）され、さらに求職者支援制度の法制化（2011 年）を経て、2013 年 4 月以降、住宅支援給付として運用された。2015 年度からは、生活困窮者自立支援法に基づく必須事業として、生活困窮者住居確保給付金に仕組みが受け継がれている。講学上の社会手当の一種である住宅手当を思わせる我が国での初の試みであり制度の伸張が注目されるが、給付要件や支給限度、有期である等の点において相当のしほりをかけていることとの関係で、低所得階層における一般的な意味での負担能力を上昇させる制度であるとは今のところ評しえない。

いずれにせよ、憲法で健康で文化的な最低限度の生活が保障されている限り、最低生活保障制度の不存在は違憲であるとしかしいようがないが、かといって最低生活保障制度さえあればそれで十分ということにもならない。現実には、いわゆる救貧施策のほか、防貧的なシステムが多数構築されており、すなわち最低生活保障に至る前に受け止めるネットとして、各種の社会保険や社会手当、福祉制度が機能している。しかしその一翼として、我が国では家賃補助(住宅手当)は制度化されてこなかっ

た。

確かに、家賃補助はそれが金銭として支給される限り、お金という意味では他の所得保障制度と相対化されるところがあり、その位置づけをどのように考えるかは決して簡単な問題ではなく、またそれが主として狙う住居費負担能力の底上げとの関係でも、確実に所期の目的を達しようとする、システム導入の効果を睨んだ、相当に緻密な制度設計が要求されるのも事実である。

以上の限りでは、我が国で家賃補助に対する社会的要請が全体として昂じているという認識と、現実の制度化可能性との間にはいまだ距離感があるといわざるを得ない。そうした観点において、ドイツで制度化されている住宅手当について、何らかの参考に資するかどうかは今後のさらなる検討を期しつつ、本稿では予断を持たずひとまず法の変遷を中心に制度を紹介することとする。

1. 生成史

1.1. 戦前から第1次住宅手当法まで

1.1.1 源流

21世紀の時点でドイツには住宅手当(Wohngeld)と呼ばれる社会給付(Sozialleistungen)が存在している。その直接の淵源といえるかどうかは別として、例えばナチス政権下において、1938年3月30日の家賃助成に関する法令(Verordnung über Mietbeihilfen)*¹に基づく「家賃助成(Mietbeihilfe)」が支給されていたが、この目的は、「市および郡は、1939年3月31日まで、建物債務免除税の支払い猶予および免除に関する州規則失効の効果を調整するため、影響を被る借家人に対し、本法令の基準に従って助成をおこなうことを義務づけられる。」(同法令第1条第1項)ことにあり、賃貸する側における建物税の負担上昇の効果を賃借人において和らげるためのものであった。

*¹ Verordnung über Mietbeihilfen vom 30. März 1938 (RGBl. I S. 342).

なお、いわゆるワイマール憲法には、経済生活の秩序を規定した高名な第 151 条に続いて、社会権条項として「土地の分割および利用は、その濫用を防止し、すべてのドイツ人に健康な住宅を保障し、すべてのドイツ人家庭とりわけ多子家庭にその必要に応じた居住用および自営用住居を保障すべく、国家による監督を受ける。」（第 155 条第 1 項）と定めるものがあり、私法関係への介入にとどまらない公的規制（戦後は公的助成）による住宅関係秩序がすでに志向されていたことは指摘に値しよう。

1.1.2 住宅建設との二人三脚

国土を破壊し尽くした全体主義が終焉した戦後ドイツでは、戦災からの立ち直りを目指して住宅建設の増大が図られたが、1949 年の東西両ドイツ成立後において、西ドイツにおける政策の基調はまずは戸数の確保に置かれ、その方策の一つとしていわゆる社会住宅建設 (sozialer Wohnungsbau) が推し進められた。ドイツの住宅政策の特徴は、政府（中央政府ないし地方政府）が直接住宅を建設して提供するのでは（すなわち公営住宅では）なく、無利子ないし低利子融資などを通じて民間供給主体による住宅建設を助成する点にある。その象徴たる社会住宅では、住宅建設助成の条件として、一定の居住面積を確保しかつ家賃を市場メカニズムから離れたいわゆる費用家賃 (Kostenmiete)（公的資金の返済を含む資本投下の回収に必要な費用）に設定することが必要とされ（すなわち利潤追求を目的とはせず）、かつ一定以下所得であることを公的に証明された居住者を受け入れることが求められるというのが基本的な枠組みである。なお社会住宅の建設はおおむね 1970 年代までにほぼ終わり、こうした法律上の制限（「拘束 (Bindung)」）を解かれた住宅が徐々に市場家賃をもって住宅市場であらためて提供されるようになっていく。

すなわち少なくとも戦後初期において公的助成の矛先は物体としての住む対象に向かっていった（こうしたベクトルをドイツでは「対物助成 (Objektförderung)」という）。他方、戦前から続く（すなわち西ドイツ

成立以前に建設された住宅に対する) 家賃統制が、1955年の第1次連邦借家法 (Erstes Bundesmietengesetz)^{*2} で一部解除され、家賃の引き上げが可能とされたことを受けて、家賃上昇の影響を緩和するため、「家賃助成 (Mietbeihilfe)」の支給が同時に規定された (同法第15条第1項「本法による家賃引き上げによって生ずる過酷を緩和するため、本法施行後三年間につき、低所得の借家人に対して本節の規定に基づく助成を供与する。」)。

これに続いたのが、1956年の第2次住宅建設法 (Zweites Wohnungsbaugesetz)^{*3} による「家賃・負担助成 (Miet- und Lastenbeihilfen)」であり、これは社会住宅に代表される公的助成の対象である住宅の居住者ないし住宅の所有者に対して、低所得者であることを前提とした助成金として規定された (同法第73条第1項第1文「住宅移民政策を所管する州最上級行政庁が、家賃・負担助成による家賃または負担金の負担可能性の目標を第46条に基づいて決定し、1956年12月31日より後に公的資金が承認された住宅が低所得の住宅希望者に指定された場合、住宅保有者は、住宅の必要な居住面積ごとに算定された家賃または負担金の一部と第2項に基づいて負担可能とみなされる金額との差異によって定まる家賃・負担助成を供与される。」)。

こうした仕組みの狙いは、家賃が低額に抑えられた社会住宅を一方で建設して需要に応えつつ、しかし社会住宅ですべての需要を吸収できるわけではないことから、既存のストックを有効に活用すること、しかし家賃統制をかけたままでは家主による貸し渋りを招くため、統制を徐々に解除してこれを防ぎつつ、その影響を緩和するため借家人に助成をおこなうことにあると考えられ、その限りで1955年法による家賃助成は、戦前のそれとある意味で同一の政策目的 (供給側の論理をまず優先し、

^{*2} Gesetz über Maßnahmen auf dem Gebiete des Mietpreisrechts (Erstes Bundesmietengesetz) vom 27. Juli 1955 (BGBl. I S. 458).

^{*3} Zweites Wohnungsbaugesetz (Wohnungsbau- und Familienheimgesetz) vom 27. Juni 1956 (BGBl. I S. 523).

その結果としての家賃上昇の効果を緩和するためのミクロ的な補助の実施)を有していたとも評価できる。

1.1.3 独り立ち傾向

そうした潮目に変化が見え始めるのが、1960年以降、戦時経済の名残である家賃統制の解除が本格化してからである。1960年の一括法(「住宅強制経済の解体および社会的借家・居住法に関する法律」^{*4})で制定された家賃・負担助成供与法(Gesetz über die Gewährung von Miet- und Lastenbeihilfe)^{*5}は、1956年法による家賃・負担助成をさらに一般化した給付を規定した(同法第1条第1項第1文「すべての家族に対して経済的に住居に対する最低限度を確保するため、住居の賃借人、自家、間借り用の小屋もしくは所有権付き住宅の所有者または継続的居住資格者に対し、家賃または負担金が住宅保有者およびその家族の収入の一定割合を超え、自己の責任によらずして家賃または負担金を全額支出することが不可能である場合、家賃・負担助成が供与される。」。)。これは家賃統制が解除された場合の助成の規定であるが、統制解除前の住宅についても、一定の要件下で家賃が上昇した場合に助成をおこなうことが定められており、ウィングが拡張されている。

こうした一般施策化の流れは、1963年の住居助成法(Gesetz über Wohnbeihilfen)^{*6}でより顕著となった。同法は、すでに幾つかの法律で制度化されてきた「家賃助成(Mietbeihilfe)」および「負担助成(Lastenbeihilfe)」を「住居助成(Wohnbeihilfe)」という上位概念で括り(同法第1条第1項「本法の適用範囲における住居の保有者に対して社会的過

^{*4} Gesetz über den Abbau der Wohnungszwangswirtschaft und über ein soziales Miet- und Wohnrecht vom 23. Juni 1960 (BGBl. I S. 389).

^{*5} Gesetz über die Gewährung von Miet- und Lastenbeihilfe vom 23. Juni 1960 (BGBl. I S. 399), als Artikel VII des Gesetzes über den Abbau der Wohnungszwangswirtschaft und über ein soziales Miet- und Wohnrecht.

^{*6} Gesetz über Wohnbeihilfen vom 29. Juli 1963 (BGBl. I S. 508).

酷を避けるべく住居に対する最低限度を経済的に確保するため、本法の基準に従い、住居への支出に対する助成金（住居助成）を供与する。）、より統一的な法制を志向した。ここでの適用範囲は、「住居助成（第1項）は、連邦借家法第15条、第16条および第18条に基づく家賃額がなお自由化されていない郡に属しない市、郡または自治体において、家賃額が自由化された時点以降にこれを供与する。」（同法第57条第1項第1文）とされ、同法は基本的には家賃の自由化された領域で適用されると整理されている。

すなわち、この時点までにおいて、ドイツにおける家賃（借家の場合）ないし負担金（自家所有の場合）に対する公的支援は、統制経済の緩和ないし解除の度合いおよび公的助成対象住宅の拡充につれて徐々に法制化されてきたといえる。1955年法（なお1955年法による補助は1960年一括法（第2次連邦借家法（Zweites Bundesmietengesetz）*7）では引き継がれず、1963年に廃止されている）はとりわけ政策的にゴーサインを出された家賃上昇の影響緩和という点で補償的な意味合いの強い制度であったが、1956年法を経て、1960年法および1963年法においては、（全体としての政策的基調に沿いつつも）公的助成対象住宅と家賃の自由化された住宅の双方において、低所得者一般を念頭とした制度設計の方向性が強まっていく。ただし法律の文言においては、住宅に対する最低限度の確保が冒頭で述べられるなど、普遍的性格を完全に志向するところまでは到達しなかった。

いずれにせよ給付の複線化傾向により見取りが悪くなってきたため、こうした流れをまとめるべく、1965年の住居助成法改正法（Gesetz zur Änderung des Gesetzes über Wohnbeihilfen）*8において、1955年法に

*7 Zweites Bundesmietengesetz vom 23. Juni 1960 (BGBl. I S. 389), als Artikel I des Gesetzes über den Abbau der Wohnungszwangswirtschaft und über ein soziales Miet- und Wohnrecht.

*8 Gesetz zur Änderung des Gesetzes über Wohnbeihilfen vom 23. März 1965 (BGBl. I S. 140).

よる家賃助成および1960年法による家賃・負担助成が廃され、1963年法が大幅に改正された。この改正において、初めて「住宅手当(Wohngeld)」の語が用いられることとなる。これは上位概念たる「住居補助(Wohnbeihilfe)」からの改称であり、あわせて下位概念であった「家賃助成(Mietbeihilfe)」と「負担助成(Lastenbeihilfe)」も、それぞれ「家賃補助(Mietzuschuß)」ないし「負担補助(Lastenzuschuß)」と改められている。この段階で法律の名称も住宅手当法に改められ、同時に一個の法として再公布をなすことが規定された。それを受けてあらためて制定されたのが、1965年の第1次住宅手当法(Erstes Wohngeldgesetz)^{*9}である。

同法は、幾つかの点で規定が明確化され、包括的な法制により一歩近づいたが、しかし基本的な構造は前法を受け継いでおり、また条文の廃止で並びが歯抜けになったり、逆に枝条文が入れ込まれたりするなど、完成度は決して高くなかった。また、施行5年を経て都合3度の住宅手当報告^{*10}において多くの問題点や改善点が指摘され、かつ、直後で検討するように社会扶助との併給禁止規定が連邦憲法裁判所によって違憲とされた^{*11}ことを受けて、さらなる新法への切り替えが図られることになる。

1.2. 1969年連邦憲法裁判所違憲決定

1.2.1 問題状況

すでにナチス期の1938年法において、「助成は公的保護の給付ではない。助成は返還を要しない。助成は差し押さえの対象とならない。」(同

^{*9} Bekanntmachung der Neufassung des Wohngeldgesetzes vom 1. April 1965 (BGBl. I S. 177).

^{*10} Erster Bericht der Bundesregierung über die in den einzelnen Ländern gemachten Erfahrungen mit dem Wohngeldgesetz, BT-Drucks. V/796; Zweiter Wohngeldbericht der Bundesregierung, BT-Drucks. V/2399; Dritter Wohngeldbericht der Bundesregierung, BT-Drucks. VI/378.

^{*11} Entscheidung des Bundesverfassungsgerichts vom 14. November 1969 (BGBl. I S. 2187).

法令法第1条第2項) という給付の性格および受給権保護に関する規定が存した。同趣旨の定めは、1955年法(「助成は公的保護の給付ではない。援助による費用返還にかかる保護法の規定(保護義務令第25条以下)は適用しない。」(同法第15条第2項))、1960年法(「家賃・負担助成は、公的保護の給付ではない。」(同法第1条第2項))、1963年法(「住居助成は、1961年6月30日連邦社会扶助法(Bundesgesetzbl. I S. 815)の意味にいう社会扶助の給付ではない。」(同法第1条第2項第2文))、「住居助成請求権は、譲渡、差し押さえ、担保供与の対象とならない。」(同法第1条第3項第2文))と継承され、1965年法でも「住宅手当は、1961年6月30日連邦社会扶助法(Bundesgesetzbl. I S. 815)の意味にいう社会扶助の給付ではない。」(同法第1条第2項第2文))、「住宅手当請求権は、譲渡、差し押さえ、担保供与の対象とならない。」(同法第1条第3項第2文))と引き継がれた。

一連の家賃助成が公的保護(öffentliche Fürsorge)ないし社会扶助(Sozialhilfe)の給付でないといふとみなされることの具体的効果として、例えば1965年法は以下のような規定を備えていた。

「申請者が自身およびその世帯に含まれる家族に対して連邦社会扶助法または連邦援護法の規定に基づく給付を受け、この給付が住宅の家賃または負担を全部または一部支給することを目的としている場合、住宅手当は支給しない。」(同法第29条)

同内容の規定は、前身にあたる1956年法(「助成は、公的保護の規定に基づいて家賃または負担が援助の支給において考慮されうる場合、これを支給してはならない。」(同法第73条第3項第3文))、1960年法(「家賃助成は、家賃の全部または一部が保護金員によって負担され、または負担されうる場合、これを供与しない。」(同法第6条第3項第1文))、1963年法(「家賃または負担が連邦社会扶助法または戦争犠牲者保護にかかる連邦援護法の規定に基づいて社会扶助または戦争犠牲者保護の資金から全部または一部が負担されている場合、住居助成は供与しない。」(同法第29条第1項))でもおかれていた。

すなわち、1965年法に至るまで、家賃助成と社会扶助は給付として峻別されるべきこと、同時に社会扶助給付を受けている場合は家賃助成の対象外となることが確立されていたのである。

1.2.2 決定要旨

このような両者の選択的併存関係について、連邦憲法裁判所は1969年11月14日の決定^{*12}で、以下のように述べてその基本法(Grundgesetz, GG)違反を導いた(なお、住宅手当給付に関する訴訟を事物管轄する行政裁判権において、連邦行政裁判所が違憲の確信を表明して連邦憲法裁判所に案件を移送したことに対する判断である)。

すなわち、除外規定がもつばら社会扶助受給者に関連するものであり、住宅手当に類似するその他の給付は住宅手当において収入認定されこそすれ、住宅手当受給権自体を除外しない(1965年住宅手当法第29a条)こと、住宅手当と社会扶助が、資産の換価処分や費用返還等において相当異なっており、両給付の目的や形態が同じとはいえないことを認定しつつ、「住宅手当法第29条に基づく住宅手当法による権利を有する者に対する社会扶助受給者の不平等取り扱いは、GG第3条第1項の一般平等原則に違反する。この基本権の規範は立法者に対して、国家による給付行為の領域においても、基本的に同様の事実関係において恣意的に不平等に取り扱うことを禁止する。よって立法者は合理的な観点がある場合にのみ、支給される給付から一定の人口集団を一般的に除外することが許される。さらにその他、国家が社会的過酷を調整するために給付を支給する場合、社会的公正に努力するという要請をこうした観点は満たさなければならない。以上の基準によると、立法の動機に含まれるその他の理由は、住宅手当法第29条を憲法上正当化するためには十分でない。」(jurisRn. 17)という平等の要請という観点に従い、具体的には、第一に、「住宅手当の受給に対して社会扶助受給によって受給者にもたらさ

^{*12} BVerfG, Beschluß vom 14. November 1969 - 1 BvL 4/69, BVerfGE 27, 220.

れる不利は、社会扶助主体が連邦社会扶助法で予定される返還の可能性を近時の法改正前にはほとんど用いていなかったことで除去されるものでもない。確かにこうした行政の行為は、その活用に対する一定の保護を社会扶助受給者に与えている。それはしかし、この行政の行為には法的な根拠がないのであるから、返還請求権の主張を排除するものではない。近時の連邦社会扶助法の改正により、確かに返還の可能性は BSHG 第 92 条から第 92c 条において制限されたが、除去されたわけではない。」(jurisRn. 21)、第二に、「住宅手当法第 29 条による社会扶助受給者の不利取り扱い扱いは、社会扶助受給者が借家の支出について社会扶助と住宅手当のどちらを請求するかを選択できることを根拠とすることもできない。……これは社会扶助受給者除外のための十分な理由ではなく、なぜなら選択に晒される可能性が同価値ではないからである。要支援者が社会扶助の給付を選択すれば、彼は実際の家賃を受けられるが、しかしそのために諸々の社会扶助の不利を受け入れなければならない。反対に住宅手当に決定すれば、家賃全額ではなく、住宅手当法第 10 条第 2 項によって補助金のみを支給されることになる。つまり彼はこの場合(少額であれ)家賃の一部を自らのその他の生計のために得ている金員から支出しなければならない。彼は家賃の残額を社会扶助から受け取ることはできず、なぜなら彼は住宅手当法第 29 条によってその住宅手当請求権を再度失うことになってしまうからである。すなわち住宅手当法第 29 条の規定は経済的に弱い立場にある国民階層の負担になっているのである。」(jurisRn. 22)、第三に、「立法手続で示された、従前社会扶助に含まれていた社会扶助受給者の住居に対する給付から社会扶助主体を連邦または州の費用によって免れさせないようにすべきという財政政策上の理由は、不平等取り扱いを正当化するものではなく、なぜなら連邦、州、自治体における負担の分配を社会的に保護を要する市民の不利になるように規律することは許されないからであって、むしろ公的資金はその限りで市民との関係では一つに映るのである。」(jurisRn. 23)、第四に、「住宅手当法第 29 条の除外規定は、社会扶助受給者における同じ目的(住居)の公

的給付の何らかの二重受給を回避するためには、不必要である。社会扶助受給者によるそうした給付の真の二重受給を語るができるのは、住宅手当法第 29 条の除外規定がなく、社会扶助受給者がその住居費全額を社会扶助および住宅手当法から受けるような場合のみである。しかしこうした危険は、一方で社会扶助法 (BSHG 第 77 条)、他方で住宅手当法 (住宅手当法第 29a 条) にある収入認定規定によって対応されており、どちらの規定が個別の場合に用いられるかはここでは未決定のままでよい。」「すなわちせいぜいのところ、「二重受給」が問題となりうるのは、受給者が二つの異なる機関から同じ目的の給付を受け、これらの給付がその住居の費用全額を一緒に充足するような意味においてである。こうした類いの「二重受給」の回避は、しかし除外のための合理的な理由ではない。立法者は (住宅手当法第 29 条を除いて) そうした「二重受給」の可能性を、一定の集団を住宅手当そのものの支給から除外するためのきっかけとはしなかった。これは住宅手当法第 29a 条においてそうなのであり、それによると連邦、州、自治体等々の資金からの住居の経済的保障のために支給されるその他の給付は単に住宅手当に収入認定されるだけであって、しかしこうしたその他の給付の受給者は住宅手当そのものの支給から除外されはしない。」 (jurisRn. 24, 25)、第五に、「住宅手当法第 29 条の審議において提示された行政技術上の観点は、同様に社会扶助受給者の不平等取り扱いを正当化しない。連邦憲法裁判所は、立法者が行政の実務的必要性を考慮し規定の実務性のためにその適用が個別の場合に例外的に当事者の不利な取り扱いになるような規定を、それが一般的にのみ平等な取り扱いになる場合に、創設できることを繰り返し言及している。しかしそうした規定が不平等な結果に達しうるのは、ごく少数の特別な事例においてのみである。当事者の全集団が強く不利を被る場合、これは憲法上許容された範囲を超える。住宅手当法第 29 条の規定によって立法者はこの限界を踏み越えた。除外された社会扶助受給者は、つまりごく少数の例ではない。連邦政府第 2 次住宅手当報告によれば、1966 年 12 月 31 日時点で全体で約 606000 人の住宅手当受給者がい

る。連邦社会扶助法に基づく経常的生計扶助は、同年に約 773000 人が受けている。たとえこれら社会扶助受給者の一部が住居に対する給付を受けていないとしても、この数値は、住宅手当法第 29 条の除外規定が無意味とはいえない人的範囲を強く不利に扱っていることを示している。」(jurisRn. 26) と詳述し、住宅手当法第 29 条の一部無効(「連邦社会扶助法または」の文言の削除)を言い渡した。

1.2.3 検討

これは詰まるところ、この時点での(あるいはこの時点までの)住宅手当の法的性質をどう理解するかの問題である。同一目的の給付が重複しないようにする給付間の調整や、別システムで給付がなされるため主たる給付から一定の人的範囲を除外するという例は、社会給付においては少なからず見られる。また公的扶助の特殊性との関係で、優先的になされる給付を公的扶助の場面で収入として認定しつつその足らざる部分について補足的に給付するのも、社会給付の整理に関するルールの一つである。またその逆に、一定範囲の恵与的金銭等を収入認定から除外しその保有を認める(つまり公的扶助を減額するものとして扱わない)ことも珍しくない。

これらは畢竟、給付が何のためになされるのかということをつまみ、その交通整理をおこなおうとするものである。すなわち 1965 年法までにおいて、一連の立法者は、住宅手当と社会扶助が同じことを目的としており、ゆえに両者を排他的関係として理解していたことが読み取れる。確かにこの時点までの助成なり手当なりの制度設計をみると、純粋な意味での(講学上の)社会手当と言い切る実質が必ずしも備わっていたとはいいがたい。1965 年法を例にとると、例えば目的規定では、「社会的過酷を避ける」ことや「住居に対する最低限度を経済的に確保する」ことが掲げられ、救恤的な観点がいまだ残存していた(同法第 1 条第 1 項)。所得制限が存在する(同法第 8 条)ことは特に問題ないとしても、「住宅手当は、申請者および同じ住宅に住むその家族に対してその経済的人的

関係を考慮して家賃または負担の支出を期待することができる限りで、または自己の重過失によってできなくなった場合において、これを供与しない。」（同法第 23a 条）という一般的な給付拒否事由が設けられ、実際、資産活用による家賃負担の期待可能性の推定規定が広範に定められる（同法第 24 条）など、対物助成から対人助成へという政策全体の大きな流れとは実際には異なって、ターゲット層を絞り込む姿勢が露わであった。こうした規定を素直に読む限り、現代的感覚からは、この時代の住宅手当はむしろ公的扶助の亜種のように映る。そしてそうであるからこそ、立法者は両者を峻別して扱い、かつ併給の可能性を絶とうとしたのであろう。

また、社会扶助が基本的には生活全体を保障の範囲とし、すなわち住居費も原則として全額を支給（充足）対象とするのに比して（社会扶助における需要充足原理）、この時代の住宅手当は、「住宅手当は、第 11 条ないし第 14 条に基づいて考慮対象となる家賃または負担が、費用負担可能な家賃または負担（第 10 条）を超える分の金額に応じて、これを定める。」（1965 年法第 9 条）に典型のように、本人負担の期待できない範囲を給付対象とする限りで、残余的な性格が濃く、すなわち社会扶助との区別が実体的にも要請されていたともいえる。

さらに別の観点として、そもそも社会扶助は救貧行政を出発点としており、自治体が費用を全額負担し、救済の必要性を大前提としながら（すなわち場合によっては費用返還の可能性を残しながら）その人や世帯の全面的な「配慮（Fürsorge）」をするものであり、自治体の完全な責任領域として構築されてきた。ここに住宅手当という費用を連邦と州が折半する制度が登場し、それが費用面でもまた自治体の社会福祉的配慮という面でも、自治体の責任を免れさせかねないがゆえに、あえて線引きを強くし、社会扶助受給者はなおも自治体の領域にとどめてその給付ないしケアを続行させるべきであるという（予算を含む）政策的発想が貫かれたのだと思われる。

しかしこうしたとりわけ由来や出自からくる住宅手当の性質に対する

認識が持続可能かどうかは、環境に左右される。実際、社会扶助がかつての公的保護から連邦社会扶助法 (Bundessozialhilfegesetz, BSHG)^{*13} という近代的公的扶助法を得て (1961 年 6 月制定、1962 年 6 月施行) 一般扶助の性格を著しく強め、同時に社会扶助に対する優先的給付の活用が普遍的に求められる段階に至ると、再整理は避けて通れなくなる。実際、この違憲決定で問題になった第 29 条の次には第 29a 条があり (「連邦、州、自治体または自治体連合の資金から住居の経済的保障のために別途の給付がなされる限り、これらの給付は本法に基づく住宅手当に算入しなければならない。」、社会扶助外の (住宅の経済的保障を目的とする) 給付との調整規定がすでに存在していた (ただし「算入する (anrechnen)」とは公的扶助のレベルでは収入として認定し保護費を減ずるという意味であるから、住宅手当における残余的性格の表れでもある) こともあって、なぜ社会扶助だけを別扱い (住宅手当受給からの除外) するのかという疑問が隠せなくなった。

それに正面から応えたのが、この連邦憲法裁判所違憲決定である。もちろん現代のように各種の社会給付が出揃い、その相互関係について議論が蓄積される以前の判断であるから、論旨が十分に説得的かどうかの問題は残るが (とりわけ二重受給の議論；給付が選択的な別制度になっていることと、収入認定のシステムの問題とはいちおう別に考えることができる)、それにしてもその結論との関係では社会扶助受給者も住宅手当を今後受給できるようになる (ただし全額収入認定され、ないし社会扶助で負担すべき住居費を減ずるものとして取り扱われるため、受給者本人におけるプラスマイナスは理論上発生しない) ことは、結果的に、住宅手当が社会手当としての実質を獲得していく一つの大きなきっかけとなったのである。

^{*13} Bundessozialhilfegesetz vom 30. Juni 1961 (BGBl. I S. 815, ber. S. 1875).

1.3. 第2次住宅手当法以降東西再統一まで

1.3.1 住宅手当法としての歩みの本格化

以上の経緯を受けて、1970年に第2次住宅手当法(Zweites Wohngeldgesetz)*¹⁴が制定された。同法は「適切でかつ家族に適した居住を経済的に保障するため、本法の適用範囲および本法の基準に従い、住居に対する支出に対して申請に基づき住宅手当を補助として支給する。」(同法第1条第1文)というように、その目的をより明確にし、前身にあたる法で強調されていた最低限度の確保や社会的過酷の回避から、保障の目標をより一段上向かせた(この「適切でかつ家族に適した居住の経済的保障」という法の目的は、以降現在まで変わっていない。従って以下では法目的の指摘は省略する)。給付の名称は1965年法を引き継いでおり、「住宅手当(Wohngeld)」という上位概念に、「家賃補助(Mietzuschuß)」と「負担補助(Lastenzuschuß)」をぶら下げる構造も(正書法の改正により-zuschussと綴るようになった以外は)現在まで不変である。1960年代に徐々に芽生えてきたいわゆる「対人助成(Subjektförderung)」が名実ともに本格化したのがこの時期からだといえる。

1970年法における住宅手当の給付拒否事由としては、「住宅手当は、その支給が社会的過酷の回避に必要なでない場合、これを拒否する。これはとりわけ以下の各号のいずれかにおいて適用される。1. 同一の住宅に住む家族が自己の重過失によって家賃の支払いまたは負担の支出をすることができなくなった場合 2. 同一の住宅に住む家族において家賃の支払いまたは負担の支出をすることが個々の特殊事情からみて期待可能である限りで」(同法第18条)という一般的な拒否理由のほか、所得制限として世帯収入上限9600マルク(同法第19条)、資産課税が賦課されている場合の給付拒否(同法第20条)が定められ、加えて、違憲決定で問題とされた旧法第29条は、「住宅手当は、住居の経済的保障のために公的資金からその他の給付であって、住宅手当と比較可能な給付が支給

*¹⁴ Zweites Wohngeldgesetz vom 14. Dezember 1970 (BGBl. I S. 1637).

される場合、これを拒否する。連邦社会扶助法および戦争犠牲者保護にかかる連邦援護法の規定に基づく給付は、住宅手当と比較可能ではない。」と明確に規定しなおされた(ただし社会扶助との距離感はなおも意識され続け(「住宅手当は、連邦社会扶助法の意味にいう社会扶助給付ではない。」(同法第1条第2文)という規定がなおも残った)、その後も幾たびが制度改正が続いており、以下の記述もこの点を意識することとする)。1965年法と比べれば所得ないし資産制限の表現をより緩和し、社会扶助との併給に道を開くこととなった。

これ以降、(第2次)住宅手当法は、高度経済成長に伴う社会経済の発展および社会保障法制の整備にあわせて、その手続および実体給付を徐々に改善させていく。

1.3.2 形式的特徴

やや横道にそれるが、その後の住宅手当法改正の形式的特徴について先に触れておく。

すでに第1次住宅手当法において、法律の名称を変更してあらためて一個の法律として制定され(なおされ)たことは上述したが、この「クセ」が後々も長く残ることとなった。すなわち、日本と同様、ドイツも法律の改正は基本的に改正法によっておこなわれ、改正法の発効によって被改正法の該当条文が改正されたことになる(いわゆる溶け込み方式)。しかし数次の改正を経ると、とりわけ改正法の公布と施行が時間的にずれその間にさらに新たな改正法が施行されるなどにより、法律の見取りが悪くなる(簡単にいえば最新の条文がどこにどう書かれているのか分からなくなる)ことも否定できない。ドイツの立法では、こうした実務的要請への便宜として、改正内容を反映した条文をあらためて法律として再度公布する習慣がある(「新法文の周知(Bekanntmachung der Neufassung)」)。

そして住宅手当法は、この再公布の頻度が極めて高い。1970年法制定以後、1973年、1977年、1980年、1982年、1985年、1990年、1991年1

月、1991年7月、1993年、2001年、2002年、2005年と、平均して3年間隔で、その間の改正を反映した条文を再度公布している。ちなみに社会法典（Sozialgesetzbuch）各編で再公布がなされたのは、2015年時点で、第2編（求職者基礎保障；2003年公布、2011年再公布）、第4編（社会保険通則；1976年公布、2006年および2009年再公布）、第6編（法定年金保険；1989年公布、2002年再公布）、第8編（児童青少年扶助；1990年公布、2006年および2012年再公布）、第10編（社会行政手続および社会データ保護；1980年制定公布、2001年再公布）において、一度ないし二度あるのみで、第1編（通則；1975年公布）、第3編（雇用促進；1997年公布）、第5編（法定疾病保険；1988年公布）、第7編（法定災害保険；1996年公布）、第9編（障害者のリハビリおよび参加；2001年公布）、第11編（社会的介護保険；1994年公布）、第12編（社会扶助；2003年公布）では、制定後30年近いものも含めて制定当初の条文が改正を経ながら現在も用いられている。また再公布そのものも実務的便宜に出づるものであることからして、相当数の改正を挟むべきところ（例えば第2編は2003年の法律制定後2011年の再公布まで計47回の改正を経験している）、住宅手当法においては、1991年に途中1回の改正によって都合年2回という異例の再公布がおこなわれるなど、その頻繁さは群を抜く。

もちろん、改正の内容（住宅手当法の場合は給付水準の改善が主たる契機）や時代背景もあるので、法律同士の比較にはそれほど意味はない。それよりは、法律の所管の関係（住宅手当法はドイツでは社会行政系ではなく交通住宅行政系の官庁が所管する）で、官庁の法令担当係の伝統が反映されている可能性もあろう。いずれにせよ、条文の「分かりにくさ」をしつこいくらいの再公布で補おうとするところに住宅手当法の一つの特徴が見て取れる。

また改正は、住宅手当法そのものの改正をもっぱら目的とするもの（次数表記の改正法）のほか、住宅所有権の促進や住宅建設に対する補助金など住宅関連法制の改正にあわせておこなわれる場合も少なくない。かつての家賃助成が住宅建設の推進とそれに関連する家賃上昇の影響緩和

という付随的目的に源を発していた名残を感じさせる。

1.3.3 社会給付たる住宅手当：社会法典との関係

ともかくにも、1970年法は、制定後3度の改正(第1次改正法^{*15}、第2次改正法^{*16}、第3次改正法^{*17}；この第3次改正で法律の名称に略称(WoGG)が付加された)を経て、1973年法^{*18}に、同法は計4回(最後が第4次改正法で大幅改正)の改正^{*19}後、1977年法^{*20}に改められた。なお1977年の第4次改正および同年の再公布により、「第2次(Zweites)」の文言が削除され、形式的にもあらためて「住宅手当法(Wohngeldgesetz, WoGG)」となっている。1977年法は、2回改正^{*21}後(最初の改正である第5次改正法が大規模)、1980年法^{*22}に至った。同法

^{*15} Gesetz zur Änderung des Zweiten Wohngeldgesetzes vom 15. Juli 1971 (BGBl. I S. 974).

^{*16} Zweites Gesetz zur Änderung des Zweiten Wohngeldgesetzes vom 24. November 1971 (BGBl. I S. 1837).

^{*17} Drittes Gesetz zur Änderung des Zweiten Wohngeldgesetzes vom 10. Dezember 1973 (BGBl. I S. 1855).

^{*18} Bekanntmachung der Neufassung des Zweiten Wohngeldgesetzes (2. WoGG) vom 14. Dezember 1973 (BGBl. I S. 1862).

^{*19} Artikel 22 des Einführungsgesetzes zum Einkommensteuereformgesetz (EG-EStRG) vom 21. Dezember 1974 (BGBl. I S. 3656); Artikel II § 13 von Sozialgesetzbuch (SGB) - Allgemeiner Teil - vom 11. Dezember 1975 (BGBl. I S. 3015); Artikel 4 des Gesetzes zur Förderung von Wohnungseigentum und Wohnbesitz im sozialen Wohnungsbau vom 23. März 1976 (BGBl. I S. 737); Artikel 1 des Vierten Gesetzes zur Änderung des Zweiten Wohngeldgesetzes vom 23. August 1977 (BGBl. I S. 1629).

^{*20} Bekanntmachung der Neufassung des Wohngeldgesetzes vom 29. August 1977 (BGBl. I S. 1685).

^{*21} Artikel 1 des Fünften Gesetzes zur Änderung des Wohngeldgesetzes vom 4. August 1980 (BGBl. I S. 1159); Artikel II § 25 von Sozialgesetzbuch (SGB) - Verwaltungsverfahren - vom 18. August 1980 (BGBl. I S. 1469).

^{*22} Bekanntmachung der Neufassung des Wohngeldgesetzes vom 21. September 1980 (BGBl. I S. 1741).

は都合 5 度の改正^{*23}を経て（最後の 1983 年予算付随法によるものが大規模の改正）、1982 年法^{*24}となっている。同法の改正は計 4 回あり（なかでは 4 度目の第 6 次改正法の規模が大きい）^{*25}、1985 年法^{*26}に続く。同法は、施行後 4 年間を経て第 7 次改正法による大規模の改正^{*27}を受け、小幅な改正^{*28}を挟んで 1990 年法に至る。

この間において特筆すべきは、社会法典の整備が進み、とりわけ社会保障法制の共通規則として第 1 編および第 10 編が 1980 年代初めまでに

^{*23} Artikel 18 des Gesetzes zum Abbau von Subventionen und sonstigen Vergünstigungen, zur Erhöhung der Postablieferung sowie zur Klarstellung von Wohngeldregelungen (Subventionsabbaugesetz - SubvAbG) vom 26. Juni 1981 (BGBl. I S. 537); Artikel 9 des Gesetzes über die Anpassung der Renten der gesetzlichen Rentenversicherung im Jahr 1982 vom 1. Dezember 1981 (BGBl. I S. 1205); Artikel 20 des Zweiten Gesetzes zur Verbesserung der Haushaltsstruktur (2. Haushaltsstrukturgesetz - 2. HStruktG) vom 22. Dezember 1981 (BGBl. I S. 1523); Artikel II § 13 von Sozialgesetzbuch (SGB) - Zusammenarbeit der Leistungsträger und ihre Beziehungen zu Dritten - vom 4. November 1982 (BGBl. I S. 1450); Artikel 14 des Gesetzes zur Wiederbelebung der Wirtschaft und Beschäftigung und zur Entlastung des Bundeshaushalts (Haushaltsbegleitgesetz 1983) vom 20. Dezember 1982 (BGBl. I S. 1857).

^{*24} Bekanntmachung der Neufassung des Wohngeldgesetzes vom 27. Dezember 1982 (BGBl. I S. 1921).

^{*25} Artikel 2 des Gesetzes zur Neuordnung der Krankenhausfinanzierung (Krankenhaus-Neuordnungsgesetz - KHNG) vom 20. Dezember 1984 (BGBl. I S. 1716); Artikel 19 des Gesetzes zur Anpassung rechtlicher Vorschriften an das Adoptionsgesetz (Adoptionsanpassungsgesetz - AdAnpG) vom 24. Juni 1985 (BGBl. I S. 1144); Artikel 4 des Gesetzes zur Vereinfachung wohnungsrechtlicher Vorschriften (Wohnungsrechtsvereinfachungsgesetz 1985 - WoVereinfG 1985) vom 11. Juli 1985 (BGBl. I S. 1277); Artikel 1 des Sechsten Gesetzes zur Änderung des Wohngeldgesetzes vom 11. Juli 1985 (BGBl. I S. 1318).

^{*26} Bekanntmachung der Neufassung des Wohngeldgesetzes vom 11. Juli 1985 (BGBl. I S. 1421).

^{*27} Artikel 1 des Siebenten Gesetzes zur Änderung des Wohngeldgesetzes vom 13. Dezember 1989 (BGBl. I S. 2148).

^{*28} Artikel 9 des Gesetzes zur Anpassung von Eingliederungsleistungen für Aussiedler und Übersiedler (Eingliederungsanpassungsgesetz - EinglAnpG) vom 22. Dezember 1989 (BGBl. I S. 2398).

制定され（施行は第1編が1976年、第10編が1983年）、それに伴って住宅手当法との関係が整序されたことである。すなわち1975年に制定された社会法典第1編は、社会保障（給付）各法の将来的な法典編入を視野に入れつつ、当面の措置として、未編入の法律を法典の特別部分と位置づけた。そして1973年法における住宅手当法は、その特別部分として第1編に明記された（第1編第68条第14号）。同時に、第1編第1章および第1編第2章において、住宅手当の役割および具体的給付にかかる規定が確認的に設けられた（〔適切な住宅に対する補助金〕「適切な住宅に対して、自身に期待不可能な支出をおこなわなければならない者は、家賃またはその他同様の支出への補助金に対する権利を有する。」（第1編第7条）；〔住宅手当〕「住宅手当法に基づき、家賃に対する補助金または自己の利用する住居についての支出に対する補助金として、住宅手当を請求することができる（第2次住宅手当法第1条ないし第8条）。」（第1編第26条第1項）、いずれも1975年時点の法文^{*29}）。第1編の特別部分と位置づけられることにより、第1編ないし第10編の幾つかの規定が、特別部分において別途の定めがない限り、特別部分にも適用されることになる（第1編第37条）。実際、第10編^{*30}の制定後は、同編の規定の適用に関する規定が住宅手当法におかれるようになっていく。

この間の一連の改正は、主として給付内容の改善（支給額の上昇）に関するものであり、こうした実体給付の進捗と並んで、形式的にも社会給付の一翼としての地位を確かにしていくのが1970年以降の住宅手当法の歩みだといえる（ただしドイツにおける現行法令の分類コード（Fundstellennachweis A）では、（第2次）住宅手当法は2005年まで民事法中の債権法の付随法規に分類されており（FNA 402-27）、ようやく2006年以降、社会法典の補充法規として社会法に位置づけられた（FNA

^{*29} Sozialgesetzbuch (SGB) - Allgemeiner Teil - vom 11. Dezember 1975 (BGBl. I S. 3015).

^{*30} Sozialgesetzbuch (SGB) - Verwaltungsverfahren - vom 18. August 1980 (BGBl. I S. 1469).

8601-1))。

1.4. 再統一後（1990年代以降）

1.4.1 再統一の激動

1989年11月9日にベルリンの壁が崩壊し、1990年10月3日に東西ドイツは再統一された。こうした激動の最中、1989年12月の第7次改正法等を受けた1990年2月28日公布の1990年1月法^{*31}は、従前同様、給付額の調整を主たる狙いとしていたにとどまり、再統一が現実問題となるなかで、住宅手当（法）自体の立ち位置を再整理する必要が生じてきた。

1.4.2 社会扶助受給者に対する住宅手当

同時に、社会扶助受給者（および戦争犠牲者援護、以下では省略する）の住宅手当という長年の懸案についても、ようやく一つの立法的解決がなされたので、この点に先に触れておく。

1969年の連邦憲法裁判所違憲決定後、社会扶助受給者を住宅手当から除外する規定は削除された（1970年法）。この段階で、社会扶助受給者も住宅手当を受給できるようになったため、理論的には、住宅手当支給分について、収入認定の結果、社会扶助でまかなわれるべき生計扶助（住居費給付）が減ることになる。しかし両給付が異なる仕組みで支給されることから、様々なズレないし行政コストの増大がその後の悩みとなっていた。

例えば、住宅手当は申請型の給付であるため、申請があって初めて支給の承認にかかる手続きが開始する。社会扶助受給者は、社会扶助に先立つ優先的給付を活用する義務がある（社会扶助の後順位性（Nachrang der Sozialhilfe）（BSHG第2条））ことから、住宅手当が申請されることになる。しかし住宅手当は、かつて頭韻を踏んで「待ちぼうけ手当

^{*31} Bekanntmachung der Neufassung des Wohngeldgesetzes vom 28. Februar 1990 (BGBl. I S. 310).

(Wartegeld)」と揶揄された*³² ほど、その認定に時間がかかるため、現時点での困窮状態に対応する社会扶助としては、ひとまず先行的にであつても社会扶助を実施しなければならない。結局、事後的に遡って支給される住宅手当は、受給者から社会扶助主体(Träger der Sozialhilfe) (自治体)に返還されるか、ないしは権利が社会扶助主体に移転したと構成して(次第にこの仕組みが主流となる)、社会扶助主体から住宅手当行政庁に償還請求をすることになる。

こうしたシステムは、受給者からみれば、異なる機関に給付の申請(社会扶助は正確には申請ではないが事実上という意味で)を都合2度することを強られる一方で得られる金銭的メリットはなく(全額収入認定されるため)、非常に受けの悪い仕組みであり、また社会扶助主体からすると、住宅手当の申請や承認が遅れるほど「仮」の給付を続けなければならないことになる。住宅手当行政庁にとっても、保護率の上昇に伴って社会扶助受給者からの申請が増大し、とりわけ権利移転の場合は送金先が通常(本人)と異なることもあって処理に多大の手間を要する(両給付の審査に必要な証書や収入の法的定義が異なっていることも大きい)。そもそも社会扶助受給者はそうでない者と比べて住宅手当の支給額が平均的に高い(収入がないかあつても極少ないため)ことから、関係機関にとってこれは無視できない重みを有するのである。

こうした実務上の問題はすでに1970年代後半から認識されていたが、利害関係が複雑に絡み合い、制度的解決にはなかなかつながらなかった。社会扶助は自治体の全額負担であり、住宅手当は連邦と州の折半である。この関係が、改革の方向性を巡って、他に負担を押しつけないが自分は負担を押しつけられたくないというパワーゲームに転化することになった。1980年代初めにかけて様々な改革案が提示されたが、例えば市町村側からは社会扶助給付を住宅手当法上の収入から外す(結果として住宅手当の支給額が増える)よう、反対に住宅手当管轄側からは住宅手当を

*³² BT-Drucks. VI/378 S. 8.

社会扶助における優先的給付から除外する（すなわち社会扶助受給者は住宅手当を別途申請しなくてもよくなり、住居費は全額社会扶助でカバーされる）よう、自らの利害を前面に押し出した正反対の提案がなされ^{*33}、あるいは後に実現することになる定型住宅手当の当初提案についても、定型給付を算出する際の定率を可能な限り低くして全体額を抑えたい住宅手当管轄側（この背景には、社会扶助受給者における住宅手当のカバー率があまり高くなく、制度改正で社会扶助受給者が自動的に住宅手当を受給できるようになれば（理論的には住宅手当の捕捉率が100%になるため）費用負担が著しく増大するという懸念がある）と、むしろ定率を高めてより多くの住宅手当を社会扶助の側で収入認定して費用負担を減らしたい自治体側との対立が見られた^{*34}。また住宅手当の費用を半分負担する州のなかでも、比較的貧困層が多く社会扶助受給者の多い州（すなわち社会扶助による住居費負担の重い州（プレーメン州など）と、住宅市場の状況が良好で持ち家層の多い州（社会扶助による住居費負担の軽い州（バイエルン州など））とでは、この定率を高めれば自治体の負担が低くなるが同時に州の折半分の費用持ち出しが増えるため、州相互の利害も一致しない^{*35}。

連邦政府は、ひとまず社会扶助主体が社会扶助受給者から権限を代理して、受給者に代わって住宅手当行政庁に申請をおこない、その後住宅手当行政庁から社会扶助主体に送金する仕組みを立てつつ、定型住宅手当の問題点解消に向けて、各州と作業グループを作り、また幾つかの自治体において複数のシミュレーションをおこないながら、妥協点となる落としどころを足かけ10年探し続けたが、ようやく第8次改正法^{*36}において、煩瑣な手続を省略した簡素な仕組み（定型住宅手当）の導入に

*33 BT-Drucks. 7/4460 S. 20.

*34 BT-Drucks. 8/3528 S. 19 f.

*35 BT-Drucks. 8/3528 S. 45.

*36 Artikel 1 und 2 des Achten Gesetzes zur Änderung des Wohngeldgesetzes vom 10. August 1990 (BGBl. I S. 1522).

こぎ着けた。

1.4.3 定型住宅手当

第8次改正で制度化された「定型住宅手当 (pauschaliertes Wohn-geld)」は、以下のような仕組みである。

すなわち単身者または家族全員が BSHG に基づく (施設外) 生計扶助を1ヶ月以上受給する場合、申請を要せずに住宅手当が支給される。この住宅手当は、州ごとに定められる一定の比率を社会扶助で承認される住居費に掛け合わせて算出される。この場合、通常、社会扶助の決定と住宅手当の決定は管轄の社会扶助主体によって同時かつ一体的におこなわれる。この住宅手当は社会扶助とあわせて受給者に支給される (以上、1991年1月法第32条、第33条、第37条)。社会扶助主体は住宅手当部分について、住宅手当行政庁に対して費用償還請求をおこなう (第10編^{*37}第104条)。

この新制度によって、まず社会扶助受給者は、住宅手当の申請を別途おこなう必要がなくなった。在宅でなく施設で社会扶助を受けている場合や特別扶助のみを受給している場合は住宅手当に対する個人的請求権は残るが、一般的なレベルで手続が省略されることは大きな変化である。社会扶助主体にとっても、社会扶助受給者から個々に住宅手当の受給権を代理したり、代わって申請権を行使する必要がなくなり、実務上のコストを大幅に削減できる (なお社会扶助が個人単位であり住宅手当とはこの点が異なるため、給付承認の名宛て人に関する規定が同時に整備されている)。また、社会扶助受給前から住宅手当を受けていた場合は、住宅手当の更新期限までは従前通りの収入認定扱いとなる。住宅手当行政庁も、社会扶助受給者における住宅手当の承認にもはや関わらなくなるので申請処理事務が一切省かれることになり、社会扶助主体との間での

^{*37} Sozialgesetzbuch (SGB) - Zusammenarbeit der Leistungsträger und ihre Beziehungen zu Dritten - vom 4. November 1982 (BGBl. I S. 1450).

費用償還のみにかかざらえばよくなった。

その意味で定型住宅手当は、関連当事者の利害をうまく反映した仕組みである。住宅手当の申請権部分のみに手を入れ、受給権本体は本人に残すことで（すなわち社会扶助受給者に住宅手当を支給するという体面を維持することで）、連邦憲法裁判所違憲決定の基準もクリアできる。社会扶助受給者にとっては一度の社会扶助申請により両給付が一体で（pauschal）支給されるため、特段の意識を必要とせず、給付からの漏れもなくなる。費用負担について公的主体間の財政調整のみを残す手法も、受給者本人とは関係のないところでのやりとりに純化させることを可能とする。この州ごとの定率は、住宅手当法に基づいて発せられる住宅手当令（Wohngeldverordnung）で定められ（1991年1月法第36条第2項）、例えば1991年住宅手当令^{*38}では、最低がザールラント州の家賃等級（Mietenstufe）がIの場合で41,3%、最高がシュレスヴィヒ=ホルシュタイン州の53,0%となっている（この数値はもっぱら社会扶助を受給する世帯における住宅手当の割合から算出したものである^{*39}）。

一例を挙げると、シュレスヴィヒ=ホルシュタイン州居住のある社会扶助受給世帯において、基準額が500マルク、住居費が300マルクの場合、この300マルクに53,0%が乗せられ、159マルクが定型住宅手当となる。住宅手当は住居費を減ずるものと扱われるので、結局、名目上は社会扶助から641マルク（500たす141）、住宅手当として159マルク、計800マルクがこの受給者に一括で給付されることになる（認定される収入がない場合）。社会扶助給付の一部が法的に住宅手当とみなされ、かかる部分が、社会扶助主体から住宅手当行政庁への費用償還請求権の根拠となる。住宅手当は州が支弁しその半分を連邦が負担するので、社会扶助受給者への特例的な住宅手当がそのルートに載せられるということもできよう。この定型住宅手当は、後述する2001年法で社会扶助受給者

^{*38} Wohngeldverordnung vom 19. April 1991 (BGBl. I S. 1006).

^{*39} BT-Drucks. 12/2356 S. 33.

に対する住宅手当が再度大きく変更されるまで、社会扶助受給者の住居費負担および（ないし正確には）社会扶助主体の費用負担を軽減し続ける重要な制度となったのである。

1.4.4 新連邦州と住宅手当

制度内在的な積年の懸案に一つの回答を与えたと同時に、新たな問題が制度の外から生じてきた。東西再統一である。そもそも西ドイツの住宅手当は社会的市場経済 (soziale Marktwirtschaft) を背景とした住宅市場の成立にあわせて発展してきたため、計画経済という異なる背景を有していた東ドイツに直接あてはめることには困難を伴う。反面、既存の連邦領域に取り込むという政治的選択との関係で、旧東領域においても今後は市場経済の導入と定着を強力に推し進めていく必要性は否めない。そこで1990年9月の統一条約^{*40}において、旧東ドイツでも市場経済に沿った賃貸借法制の進展を図る（つまり家賃のコントロールを国家から市場に移す）という方向にあわせるかたちで、住宅手当法を1991年1月1日以降新連邦州に適用することとし、同時に移行規定を挿入して、東ドイツ領域の特殊性にあわせた本法の一部改変（定型住宅手当の算定率を新連邦州では50%に統一）および一部適用除外^{*41}と、連邦政府の法令^{*42}によるその代替（法令で法律の内容を変更するという法治国家の原理からすれば異例の措置）がおこなわれた^{*43}。住宅手当法もこの段階で

^{*40} Vertrag zwischen der Bundesrepublik Deutschland und der Deutschen Demokratischen Republik über die Herstellung der Einheit Deutschlands - Einigungsvertrag - vom 31. August 1990 (BGBl. 1990 II S. 889).

^{*41} Artikel 1 iVm Anlage 1 Kapitel XIV Abschnitt II Nr. 8 des Einigungsvertrages vom 23. September 1990 (BGBl. II S. 885, 1127).

^{*42} Verordnung zur Durchführung des § 42 des Wohngeldgesetzes - Überleitungsverordnung zum Wohngeldgesetz (ÜVWoGG) vom 17. Dezember 1990 (BGBl. I S. 2830).

^{*43} BT-Drucks. 12/2356 S. 5 f.

いったん 1991 年 1 月法^{*44} として再公布されたが、ほどなくして、東領域における生活構造や行政機構により適した特殊な法制度の必要性が指摘されるようになった^{*45}。

これを受けて、住宅手当本法の改正ではなく別法が準備されることとなり、1991 年 6 月に、新連邦州に適用される（ただし定型住宅手当は従前の例による）住宅手当特別法（Wohngeldsondergesetz, WoG-SoG）^{*46} が制定され、1991 年 10 月以降適用されるようになった。同時に、引き続き旧連邦州に適用される住宅手当法の第 9 次改正^{*47} および 1990 年中に発出された住宅手当法の特別規定の修正がおこなわれ、異例ながら、1991 年 7 月法^{*48} として同年中二度目の再公布がなされた。

すなわちこの時点で久々に法律が複線化した。住宅手当特別法は、当初は 1993 年 12 月 31 日までの時限立法として予定されていたが、給付の承認手続を簡素化し、かつ保障力を高めるため本法よりも給付の水準を引き上げていたことから、効力の延長がしばしば議論され、その結果、都合 3 度（各 1 年）にわたって有効期間が延ばされ、結局 1996 年 12 月 31 日まで延命することになった。この間、住宅手当特別法は 9 回の改正^{*49}

^{*44} Bekanntmachung der Neufassung des Wohngeldgesetzes vom 8. Januar 1991 (BGBl. I S. 13).

^{*45} BT-Drucks. 12/495 S. 24 ff., auch siehe BT-Drucks. 12/221 S. 10, 11 ff.

^{*46} Gesetz über die Einführung eines Wohngeldsondergesetzes für das in Artikel 3 des Einigungsvertrages genannte Gebiet, die Änderung des Wohngeldgesetzes und anderer wohngeldrechtlicher Vorschriften sowie über die Änderung des Ersten Buches Sozialgesetzbuch vom 20. Juni 1991 (BGBl. I S. 1250).

^{*47} Neuntes Gesetz zur Änderung des Wohngeldgesetzes als Artikel 2 des Gesetzes vom 20. Juni 1991 (BGBl. I S. 1250).

^{*48} Bekanntmachung der Neufassung des Wohngeldgesetzes vom 4. Juli 1991 (BGBl. I S. 1433).

^{*49} Artikel 1 des Gesetzes zur Änderung des Wohngeldsondergesetzes und des Wohngeldgesetzes vom 23. Juli 1992 (BGBl. I S. 1380); Artikel 6 des Gesetzes über Maßnahmen zur Bewältigung der finanziellen Erblasten im Zusammenhang mit der Herstellung der Einheit Deutschlands, zur langfristigen Sicherung des Aufbaus in den neuen Ländern, zur Neuordnung des bundesstaatlichen

と1回の再公布^{*50}を経、徐々に内容を住宅手当法本法に近づけていった^{*51}。住宅手当特別法の失効後は、1990年の改正で本法におかれた移行規定で東領域について若干の特殊な定めをするほか、法令で本法の規定を上書きしていた特例措置についても法令を廃止して通常の法律によることにする^{*52}など、よりスタンダードな体制への回帰が進められた。ただし住宅手当特別法が正式に廃止されたのは後述するハルツ第4法改革に連動した2004年の改正^{*53}によってである。東独地域に対する特別規定も2001年以降は徐々に姿を消し、2005年から東西で基本的に同一の法制に服するようになった。

Finanzausgleichs und zur Entlastung der öffentlichen Haushalte (Gesetz zur Umsetzung des Föderalen Konsolidierungsprogramms - FKPG) vom 23. Juni 1993 (BGBl. I S. 944); Artikel 1 des Zweiten Gesetzes zur Änderung des Wohngeldsondergesetzes und des Wohngeldgesetzes vom 22. Dezember 1993 (BGBl. I S. 2438); Artikel 43 des Gesetzes zur Reform der agrarsozialen Sicherung (Agrarsozialreformgesetz 1995 - ASRG 1995) vom 29. Juli 1994 (BGBl. I S. 1890); Artikel 1 des Dritten Gesetzes zur Änderung des Wohngeldsondergesetzes und des Wohngeldgesetzes vom 7. Oktober 1994 (BGBl. I S. 2844); Artikel 4 des Gesetzes zur Überleitung preisgebundenen Wohnraums im Beitrittsgebiet in das allgemeine Miethöherecht (Mietenüberleitungsgesetz) vom 6. Juli 1995 (BGBl. I S. 748); Artikel 6 des Jahressteuergesetzes 1996 vom 11. Oktober 1995 (BGBl. I S. 1250); Artikel 2 des Zweiten Gesetzes zur Änderung des Arbeitsförderungsgesetzes im Bereich des Baugewerbes vom 15. Dezember 1995 (BGBl. I S. 1809); Artikel 8 des Sechsten Gesetzes zur Änderung der Verwaltungsgerichtsordnung und anderer Gesetze (6. VwGOÄndG) vom 1. November 1996 (BGBl. I S. 1626).

^{*50} Neufassung des Wohngeldsondergesetzes vom 16. Dezember 1992 (BGBl. I S. 2406).

^{*51} BT-Drucks. 13/10384 S. 42 f.

^{*52} Gesetz zur Anpassung der wohngeldrechtlichen Überleitungsregelungen für das in Artikel 3 des Einigungsvertrages genannte Gebiet (Wohngeldüberleitungsgesetz - WoGÜG) vom 21. November 1996 (BGBl. I S. 1781).

^{*53} Artikel 5 des Zweiten Gesetzes zur Änderung wohnungsrechtlicher Vorschriften vom 15. Dezember 2004 (BGBl. I S. 3450).

1.4.5 統一後の住宅手当法

旧西独領域については、引き続き従前の法制がおこなわれた。1991年7月法は、計5度の改正（給付額を定期的に見直す2度目の改正（1992年）が比較的広範囲）^{*54} 後、1993年法^{*55} となる。

しかしここで住宅手当法は、1970年の第2次法以降、初めてともいえる停滞期に入る。統一直後のブームに重なって、ドイツの家賃インデックスは1992年、1993年と対前年比で10%を超える伸びを示し^{*56}、これにあわせてとりわけ旧東独領域に対して意識的に住宅手当の増額が図られた。しかし1990年代中盤以降、インデックスは落ち着きを取り戻し、住宅市場も緩和の傾向を鮮明にする。1990年代後半には家賃上昇は対前年比で1%台にまで下がっていった。他方、新連邦州への意図的な住宅手当増額は財政を圧迫するものであったため、やはり1990年代中盤以降、所得制限の強化等によって給付額の上昇を抑える措置がとられた（とりわけ旧東では家賃補助の受給者が半減した）。

このように抑制措置が強化されたほか、1993年法は施行後1998年まで計15回の改正^{*57}（政令による移行規定の効力延長措置^{*58} は除く）を

^{*54} Artikel 59 des Gesetzes zur Reform der gesetzlichen Rentenversicherung (Rentenreformgesetz 1992 - RRG 1992) vom 28. Dezember 1989 (BGBl. I S. 2261); Artikel 37 des Gesetzes zur Entlastung der Familien und zur Verbesserung der Rahmenbedingungen für Investitionen und Arbeitsplätze (Steueränderungsgesetz 1992 - StÄndG 1992) vom 25. Februar 1992 (BGBl. I S. 297, 334); Artikel 2 des Gesetzes zur Änderung des Wohngeldsondergesetzes und des Wohngeldgesetzes vom 23. Juli 1992 (BGBl. I S. 1380); Artikel 5 des Ersten Gesetzes zur Bereinigung von SED-Unrecht (Erstes SED-Unrechtsbereinigungsgesetz - 1. SED-UnBerG) vom 29. Oktober 1992 (BGBl. I S. 1814, 1820); Artikel 14 des Gesetzes zur Bereinigung von Kriegsfolgensetzen (Kriegsfolgenbereinigungsgesetz - KfbG) vom 21. Dezember 1992 (BGBl. I S. 2094, 2107).

^{*55} Bekanntmachung der Neufassung des Wohngeldgesetzes vom 1. Februar 1993 (BGBl. I S. 183).

^{*56} BMAS, Statistisches Taschenbuch 2011, Tabelle 6.9.

^{*57} Artikel 5 des Gesetzes über Maßnahmen zur Bewältigung der finanziellen Erblasten im Zusammenhang mit der Herstellung der Einheit Deutschlands, zur

受けたがどれも小幅ないし技術的なものにとどまり、結局、給付水準は約 10 年間据え置かれることとなった。1999 年に入ってようやく直近 10

langfristigen Sicherung des Aufbaus in den neuen Ländern, zur Neuordnung des bundesstaatlichen Finanzausgleichs und zur Entlastung der öffentlichen Haushalte (Gesetz zur Umsetzung des Föderalen Konsolidierungsprogramms - FKPG) vom 23. Juni 1993 (BGBl. I S. 944); Artikel 2 des Zweiten Gesetzes zur Änderung des Wohngeldsondergesetzes und des Wohngeldgesetzes vom 22. Dezember 1993 (BGBl. I S. 2438); Artikel 32 des Gesetzes zur sozialen Absicherung des Risikos der Pflegebedürftigkeit (Pflege-Versicherungsgesetz - PflegeVG) vom 26. Mai 1994 (BGBl. I S. 1014); Artikel 14 des Gesetzes zur Änderung von Vorschriften des Sozialgesetzbuchs über den Schutz der Sozialdaten sowie zur Änderung anderer Vorschriften (Zweites Gesetz zur Änderung des Sozialgesetzbuchs - 2. SGBÄndG) vom 13. Juni 1994 (BGBl. I S. 1229); Artikel 2 des Dritten Gesetzes zur Änderung des Wohngeldsondergesetzes und des Wohngeldgesetzes vom 7. Oktober 1994 (BGBl. I S. 2844); Artikel 2 § 6 des Gesetzes zur Neuregelung der Vorschriften über den Bundesgrenzschutz (Bundesgrenzschutzneuordnungsgesetz - BGSNeuRegG) vom 19. Oktober 1994 (BGBl. I S. 2978); Artikel 5 des Gesetzes zur Überleitung preisgebundenen Wohnraums im Beitrittsgebiet in das allgemeine Miethöherecht (Mietenüberleitungsgesetz) vom 6. Juli 1995 (BGBl. I S. 748); Artikel 5 des Jahressteuergesetzes 1996 vom 11. Oktober 1995 (BGBl. I S. 1250); Artikel 12 des Gesetzes zur Neuregelung der steuerrechtlichen Wohneigentumsförderung vom 15. Dezember 1995 (BGBl. I S. 1783); Artikel 7 des Sechsten Gesetzes zur Änderung der Verwaltungsgerichtsordnung und anderer Gesetze (6. VwGOÄndG) vom 1. November 1996 (BGBl. I S. 1626); Artikel 1 des Gesetzes zur Anpassung der wohngeldrechtlichen Überleitungsregelungen für das in Artikel 3 des Einigungsvertrages genannte Gebiet (Wohngeldüberleitungsgesetz - WoGÜG) vom 21. November 1996 (BGBl. I S. 1781); Artikel 4 des Zweiten Gesetzes zur Änderung des Heimgesetzes vom 3. Februar 1997 (BGBl. I S. 158); Artikel 41 des Gesetzes zur Reform der Arbeitsförderung (Arbeitsförderungs-Reformgesetz - AFRG) vom 24. März 1997 (BGBl. I S. 594); Artikel 17 des Dritten Gesetzes zur Änderung statistischer Rechtsvorschriften (3. Statistikbereinigungsgesetz - 3. StatBerG) vom 19. Dezember 1997 (BGBl. I S. 3158); Artikel 1 des Gesetzes zur Änderung des § 42 Abs. 2 des Wohngeldgesetzes und des § 9 Abs. 3 und 4 des Eigenheimzulagengesetzes vom 16. Juli 1998 (BGBl. I S. 1860).

*58 Verordnung zur Verlängerung der Wohngeldüberleitungsregelungen für das in Artikel 3 des Einigungsvertrages genannte Gebiet (Wohngeldüberleitungs-Verlängerungsverordnung - WoGültVerIV) vom 27. Juli 1998 (BGBl. I S. 1911).

年間の家賃動向に対応するための法改正が準備されるに至ったが、これは同時に給付総額の上昇をも意味するため、事実上の調整措置として、定型住宅手当に大きなメスが入られることになった。

もともと定型住宅手当は、いわば仮想上の住宅手当部分を社会扶助（住居費）給付中に作り出すもので、連邦と州の負担によって自治体の財政を一部分支える機能を有していた。この住宅手当部分は州ごとに定率で算出されるため、社会扶助受給者が増えればそれに応じてみなしにあたる住宅手当部分も増えるというメカニズムになっている。1990年代以降、長期失業者が増加し多くの稼働能力ある要扶助者が社会扶助で支えられるようになると、定型住宅手当を通じた連邦および州の負担も比例的に増加することになり、なおかつ、定率を掛け合わせるもとなる社会扶助法上の住居費の適切性は社会扶助主体（自治体）によって判断されるため、連邦と州にとっては自らのコントロールの及ばないレベルで自己の義務的財政負担が増していくという、見方によれば苦々しい状況となっていた。

逆にいえば、定型住宅手当は、一般的な住宅手当（「本表住宅手当（Tabellenwohngeld）」）が補助対象となる家賃に上限を設け、かつ実際の家賃や家族の人数、世帯の収入によって給付を算定するというルール（これらの点は後述する）とは大きく異なっていたのである。

そこで1999年の改正^{*59}で、まず定型住宅手当という名称を廃止し、本来的給付である家賃補助の一環として位置づけなおし（「特別家賃補助（besonderer Mietzuschuss）」）、かつ、その算定も基本的に一般住宅手当（allgemeines Wohngeld）で適用される家賃上限に基づくこととされた。ただし個別の申請を要せず社会扶助給付と一体で処理される方式は維持されたので、少なくとも社会扶助受給者にとっては、自らに支給される住宅手当が減じて（普通はそうなる）その分は社会扶助からの住居費

^{*59} Artikel 4, 5 und 6 des Gesetzes zur Änderung des Wohngeldgesetzes und anderer Gesetze vom 22. Dezember 1999 (BGBl. I S. 2671).

給付で補足的にまかなわれるため、影響は中立となる。もちろん社会扶助主体は削減分がそのまま社会扶助からの持ち出しになるため、事実上は行政主体間の費用負担付け替えとなった。

立法理由書では*60、同様の世帯状況なのに社会扶助を受けている場合と受けていない場合とで算定される住宅手当に違いが生じており、給付総額では定型住宅手当により多くの支出がなされているという不均衡の是正が根拠として挙げられているが、主たる狙いが財政調整にあることは明確であり（そもそもこの住宅手当法改正自体が予算組み替えを伴う財政改善法の一環として当初は提案された）、社会扶助受給者の特別扱いを公平の見地から一般制度と同じにするといいつつ、それは定型住宅手当を通じた定率の費用負担を全廃することと同じであり、すなわち連邦が負担から一定程度手を引き州および自治体に預けるという非常に巧みな制度改正が成就したのである。

この1999年の改正は、発効が段階的に3回に分けられるほど大規模なものであった。その後2000年に小幅の改正*61があった後、住宅手当法は2001年法*62として久々に再公布された。

2. 2000年以降の展開

2000年以降は生成史というよりむしろ現代に属する事象であるため項をあらためる。

2.1. ハルツ第4法改革と住宅手当法

2001年法は、早くも2001年内に、年金改革法に伴う住宅手当に対する

*60 BT-Drucks. 14/1523 S. 173 ff.

*61 Artikel 2 und 3 des Gesetzes zur Änderung des Eigenheimzulagengesetzes und anderer Gesetze vom 19. Dezember 2000 (BGBl. I S. 1810).

*62 Bekanntmachung der Neufassung des Wohngeldgesetzes vom 2. Januar 2001 (BGBl. I S. 2).

州負担分の連邦による調整^{*63}、住宅建設法改正に伴う収入関連規定等の見直し^{*64}、税制改革に伴う新連邦州に関する移行規定の修正^{*65}を受けて、わずか1年で2002年法^{*66}として再公布された。給付水準の見直しを経ない再公布は異例であるが、2002年1月1日に欧州統一通貨ユーロ（EUR）の現金流通が始まったこと（ドイツマルク（DM）からの切り替え）にあわせた措置でもあった。

2002年法は、同年中に住宅関連法制にかかる小幅の改正^{*67}を受けたのち、社会扶助との関係がもう一度整理される極めて重大な制度改革に浴することになった。これまではBSHGが変わらず存在するのを前提にした住宅手当と社会扶助との距離感設定であったところ、2003年のハルツ第4法改革は、その社会扶助制度自体の構造改革であり、その余波が住宅手当法に強く波及したのである。

これによる2003年改正^{*68}は非常に多岐にわたるものであった。まず本体給付への影響がそれほど大きくないもの（連邦政府による住宅手当報告書作成間隔の2年から4年への延長など）については、2004年1月1日から施行され（ちなみに2003年改正が国会を通過したのは2003年12月下旬である）、あわせて、残りの改正条文の施行する2005年1月1

^{*63} Artikel 13 des Gesetzes zur Reform der gesetzlichen Rentenversicherung und zur Förderung eines kapitalgedeckten Altersvorsorgevermögens (Altersvermögensgesetz - AVmG) vom 26. Juni 2001 (BGBl. I S. 1310).

^{*64} Artikel 17/17a des Gesetzes zur Reform des Wohnungsbaurechts vom 13. September 2001 (BGBl. I S. 2376).

^{*65} Artikel 31 des Gesetzes zur Änderung steuerlicher Vorschriften (Steueränderungsgesetz 2001 - StÄndG 2001) vom 20. Dezember 2001 (BGBl. I S. 3794).

^{*66} Bekanntmachung der Neufassung des Wohngeldgesetzes vom 23. Januar 2002 (BGBl. I S. 474).

^{*67} Artikel 1 des Gesetzes zur Änderung wohnungsrechtlicher Vorschriften vom 19. Juli 2002 (BGBl. I S. 2690).

^{*68} Artikel 25 des Vierten Gesetzes für moderne Dienstleistungen am Arbeitsmarkt vom 24. Dezember 2003 (BGBl. I S. 2954).

日までに、社会扶助法社会法典編入法^{*69} および税制改正^{*70} に連動する小幅の修正を経て、さらには再度の大きな住宅関連法制にかかる法改正^{*71} がおこなわれた。これらはまとめて2005年1月1日に適用となった。この住宅関連法の改正による住宅手当法の改正は、すでに2003年で改正が予定されている条文を施行前にさらに上書きして改正するものであり、2005年以降の法適用をより円滑化することが狙いであった^{*72}。

改正内容は以下に譲るとして、改正法施行後も、2005年に社会保障行政簡素化法^{*73} および第9次改正法^{*74} による2度の改正を受け、都合7回の改正の後、2005年法^{*75} として再公布される。

2.2. ハルツ第4法改革後の整理

2.2.1 住宅手当からの除外

2003年改正が全面的に適用された2005年以降の住宅手当法について、1970年法以降における給付の人的範囲のもっとも大きな変化という側面から内容をみておく。

2005年法のもとでは、ハルツ第4法改革によって導入された新たな社会給付である、社会法典第2編（求職者基礎保障（Grundsicherung für

^{*69} Artikel 42 des Gesetzes zur Einordnung des Sozialhilferechts in das Sozialgesetzbuch vom 27. Dezember 2003 (BGBl. I S. 3022).

^{*70} Artikel 13 des Gesetzes zur Neuordnung der einkommensteuerrechtlichen Behandlung von Altersvorsorgeaufwendungen und Altersbezügen (Alterseinkünftegesetz - AltEinkG) vom 5. Juli 2004 (BGBl. I S. 1427).

^{*71} Artikel 3 des Zweiten Gesetzes zur Änderung wohnungsrechtlicher Vorschriften vom 15. Dezember 2004 (BGBl. I S. 3450).

^{*72} BT-Drucks. 15/3943 S. 8 ff.

^{*73} Artikel 23 des Gesetzes zur Vereinfachung der Verwaltungsverfahren im Sozialrecht (Verwaltungsvereinfachungsgesetz) vom 21. März 2005 (BGBl. I S. 818).

^{*74} Artikel 1 des Neunten Gesetzes zur Änderung des Wohngeldgesetzes vom 7. Juli 2005 (BGBl. I S. 2026).

^{*75} Bekanntmachung der Neufassung des Wohngeldgesetzes vom 7. Juli 2005 (BGBl. I S. 2029).

Arbeitsuchende))*⁷⁶に基づく失業手当II (Arbeitslosengeld II) および社会手当 (Sozialgeld)、社会法典第12編 (社会扶助 (Sozialhilfe))*⁷⁷ 第3章に基づく生計扶助 (Hilfe zum Lebensunterhalt)、同じく第12編第4章に基づく老齢期稼働能力減少時基礎保障 (Grundsicherung im Alter und bei Erwerbsminderung) の受給者は、これらの給付において住居費が考慮されている場合、住宅手当から除外されることとなった (2005年法第1条第2項第1文第1号、第2号、第3号)*⁷⁸。

従って、第12編のうち第5章以下に基づく障害者統合扶助などの旧特別扶助受給者は除外の対象ではない。しかし、とりわけ第2編では要扶助性を需要共同体単位で把握するため、需要共同体に含まれる限りで住宅手当からはやはり除外される (2005年法第1条第2項第2文)。また、義務違反により給付削減などの制裁を受けている場合も (つまり厳密には「受給中」でなくとも) 除外の対象とされる (同法第1条第2項第3文)。他方、一つの世帯に除外理由となる給付を受けている者とそうでない者とが混在している場合 (「混合世帯 (Mischhaushalt)」、除外されていない者の全体に対する割合に応じて住宅手当は算出される (同法第7条第4項)。

このように給付が峻別されることに応じた特殊な規定として、給付の選択権が認められている (同法第1条第5項)。例えば失業手当IIを受給できる者が失業手当IIを放棄する場合、第1編第46条第2項 (「放棄は、それによって他の者もしくは他の給付主体に負担を与え、または法規定

*⁷⁶ Sozialgesetzbuch (SGB) Zweites Buch (II) - Grundsicherung für Arbeitsuchende - als Artikel 1 des Vierten Gesetzes für moderne Dienstleistungen am Arbeitsmarkt vom 24. Dezember 2003 (BGBl. I S. 2954); Bekanntmachung der Neufassung des Zweiten Buches Sozialgesetzbuch (SGBIINB) vom 13. Mai 2011 (BGBl. I S. 850), Berichtigung vom 26. Oktober 2011 (BGBl. I S. 2094).

*⁷⁷ Sozialgesetzbuch (SGB) Zwölftes Buch (XII) - Sozialhilfe - als Artikel 1 des Gesetzes zur Einordnung des Sozialhilferechts in das Sozialgesetzbuch vom 27. Dezember 2003 (BGBl. I S. 3022).

*⁷⁸ Antje Wrackmeyer, Zum Verhältnis zwischen SGB II und Wohngeldgesetz, NDV 2007, 45.

を回避する限りで、無効とする。』) の適用が排除される。すなわち、失業手当IIは申請型の給付であるため、需要共同体全体にかかる申請をある者がおこなわない場合、需要共同体の成員も給付を受けられない可能性がある (第2編第37条、第38条参照) ため、逆にこの放棄を第1編の規定を適用して無効にしてしまうと住宅手当を受けるという選択ができなくなる事態を避けようとするものである。

ただし、制度を切り分けても、給付の内容については従前の意識がなおも残存している部分がある。第2編第40条および第12編第105条はいずれも、おこなわれた給付に対する不正受給や二重受給の場合の費用返還請求について、住居費給付のうち56%までは返還を要しないとする規定であるが、これは、返還を要しない給付である住宅手当を受けているのと同じ状態にする (つまり (継続的) 受給者の立場を改正によって悪化させない) ための措置であり、またこの数値は社会扶助の住居費給付に対する住宅手当 (特別家賃補助) の実質的支給率にあわせたものである^{*79}。逆にいえば、第2編や第12編を裏からあてて、給付の分離という制度改革を貫こうとしていることが分かる。

2.2.2 法的パラダイムの転換

住宅手当から除外するという大きな決断の理由として、立法理由書では、求職者基礎保障の導入によって住宅手当受給者数が280万人 (費用45億ユーロ) から350万人 (費用57億ユーロ) に増加することが見込まれること、このうち250万人が住宅手当と移転給付 (Transferleistung) (対抗給付のない所得移転; 厳密には住宅手当も移転給付の一種であるが、ドイツではもっぱら公的扶助系の給付を指す際に用いられるのでそれに従っておく) の両方を受けるであろうこと、そうなると住宅手当にかかる行政コストが年間1億2000万ユーロから3億ユーロに増加すること、これを削減するためには移転給付受給者に対する住宅手当を終わ

^{*79} BT-Drucks. 15/1516 S. 63.

らせてもつばら個々の給付法によるカバーとすべきことと、それとの関係で返還請求を一部排除すべきことが述べられている*⁸⁰。

このように基本的には費用的観点が重視されているが、しかし改正の内容からしても、ハルツ第4法改革を貫く「一つの手から（aus einer Hand）」の思想に強く影響されたことは間違いない。定型住宅手当の廃止後は、一般住宅手当と基本的に同じルールで社会扶助受給者も住宅手当（特別家賃補助）を受けるように変更されたが、この場合の住宅手当給付の認定実務を任される社会扶助主体は、少なくともハルツ第4法改革の当初法案では第2編の管轄から完全に除外されており（連邦会計検査院から社会扶助受給者に対する住宅手当認定における過誤が少なくないことが指摘されていたようである*⁸¹）、「一つの手から」から考えれば、草案において第2編管轄予定の労働エージェンシー（Agentur für Arbeit）において、そして第12編を続いて管轄する社会扶助主体において、それぞれ住宅手当を外して（つまり住宅手当行政庁の関与をなくして）住居費給付をおこなわせることは、ある意味で自然である。

すなわち実質的な公的扶助のカバー領域においては、社会手当としての住宅手当を（たとえそれが収入認定されるとしても）もはや位置づけず、公的扶助としての住居費給付のみに一本化することが目指されたのである。

確かにこのモデルでは、第2編および第12編受給者はそれぞれの担当行政庁のみが、そうでない者には引き続き住宅手当行政庁のみが関与し続けることになり、給付主体間の費用調整も消滅するのとあわせて、簡素化が達成される。ハルツ第4法改革はそもそも、失業扶助（Arbeitslosenhilfe）と社会扶助（Sozialhilfe）の統合、すなわち給付の重畳を「求職者（Arbeitsuchende）」というアイデアから整理するという、一種のパラダイム転換を伴っているが、これを住宅関連給付に制度の切り分けを

*⁸⁰ BT-Drucks. 15/1516 S. 2 f.

*⁸¹ BT-Drucks. 15/1516 S. 43.

通じて応用したのが、失業手当Ⅱおよび社会扶助受給者の住宅手当からの除外だということができる。

しかし、この結果だけを捉えれば、実は先祖返りである。連邦憲法裁判所は1969年の決定で、当時の社会扶助受給者に対する家賃助成併給禁止規定を違憲と判断し、実際、1970年以降の法制は(定型住宅手当であれ特別家賃補助であれ)社会扶助受給者も住宅手当を受けられることを前提とした制度作りをしてきた。これを再び、(広い意味での)公的扶助受給者を住宅手当から閉め出すハルツ第4法改革は、そのままでは違憲の評価を帯びる蓋然性が否めない。しかし立法者は、違憲リスクは回避できるとの立場であった。すなわち、「移転給付受給者は、憲法上、GG第3条第1項の観点から関連する事例(資産活用、扶助受給者の相続人またはその配偶者による返還義務、扶養義務者への償還請求)について、それぞれの移転給付法における移転給付を返還請求の一部除外とすることによって、損害を受けないことになろう。つまり受給者はこうした事態において、移転給付を含まない一般住宅手当受給者と比べて不利に扱われるわけではないのである。」^{*82}と説明している。

1969年の違憲決定は、社会扶助受給者とそうでない者との間で、一方は家賃助成を受けられずもう一方は家賃助成を受けられるのは不平等な取り扱いであるとし、というのも社会扶助と家賃助成は異なる制度であって、その証左として、社会扶助には事後の返還がありうることを指摘していた。立法理由書はこの説示を思い切って敷衍するところに特徴がある。すなわち上述したように、制度改正後も、表面上は一本化された住居費給付の返還可能性は、その56%までが返還対象から除外されている。その意味で失業手当Ⅱ受給者や社会扶助受給者にも、仮想住宅手当部分における金銭的ベネフィット(返還免除)は残っている。もしこの有利な部分をも取り除いて全額を費用返還の対象になりうるとすれば、違憲決定の論旨に逆らうことになるが、そうでない以上、違憲性は

*82 BT-Drucks. 15/1516 S. 48 f.

認められないというのが立法者の正当化根拠である。

違憲決定は、当時の制度状況を反映して、家賃助成と社会扶助の住居費給付の質的相違を（実質的にはかなり近かったにもかかわらず）浮かび上がらせることに腐心していた。しかし時が流れて住宅手当が社会手当としての実質を確固とし、他方、社会扶助における住居費給付の水準が適切性限度を巡って頭打ち傾向になるという時代背景の変化を考えれば、立法理由書の説明で十分なのかどうかは何ともいえないところがある。いずれにせよ、2003年の時点で立法者が給付を切り分ける選択を再びおこない、現時点で違憲訴訟が生じていないところをみると、ドイツでは主たる論点となっていないようである。

2.2.3 2005年法の展開

2005年法そのものの改正は、連邦財政行政再組織法^{*83}、求職者基礎保障発展法^{*84}、親手当導入法^{*85}、連邦援護法改正法^{*86}にそれぞれ伴う小幅なものばかりで、抜本的な改正は2008年改正を待つことになった。この2008年改正は、これまでと同じ再公布（すなわち前回の再公布以降おこなわれた法改正を反映した新たな条文の公布）というより、2008年改正自体に多くの改正が含まれる、いかなれば全改に近い内容を有している。2008年改正の発効は2009年1月1日とされたため、以降これを2009年法と呼ぶこととし、項をあらためて内容の検討をおこなう。

^{*83} Artikel 4 des Gesetzes zur Neuorganisation der Bundesfinanzverwaltung und zur Schaffung eines Refinanzierungsregisters vom 22. September 2005 (BGBl. I S. 2809).

^{*84} Artikel 9a des Gesetzes zur Fortentwicklung der Grundsicherung für Arbeitssuchende vom 20. Juli 2006 (BGBl. I S. 1706).

^{*85} Artikel 2 des Gesetzes zur Einführung des Elterngeldes vom 5. Dezember 2006 (BGBl. I S. 2748).

^{*86} Artikel 20 des Gesetzes zur Änderung des Bundesversorgungsgesetzes und anderer Vorschriften des Sozialen Entschädigungsrechts vom 13. November 2007 (BGBl. I S. 2904).

3. 2009年住宅手当法

3.1. 制度の骨格

3.1.1 法的基盤

2008年の法改正（「住宅手当法の新規定および社会法典の改正に関する法律」）^{*87}で新たに制定された2009年「住宅手当法（Wohngeldgesetz）」（2009年法）^{*88}が、現在のドイツにおける住宅手当制度の法的根拠である^{*89}。

住宅手当法は連邦法であり、2015年現在、連邦省庁の一つである連邦交通デジタルインフラ省（2013年の第3次メルケル内閣の発足に伴い、それまでの連邦交通建設都市発展省から改称）が法律を所管する。2009年法は、かつての1970年法（第2次住宅手当法）を再公布を繰り返しながらもそれ自体は同一の法律として適用してきたのをいったん終了させ（実際、2008年改正に伴って2005年法を失効させている^{*90}）、あらためて別の法律として運用が開始された。その証拠に、2009年法の最初の改正は第1次住宅手当法改正法によるものであり、回数がりセットされている。

住宅手当法には、若干の関連法規のほかは、かつての住宅手当特別法のような明確な意味での特別法はない。社会法典第1編および第10編の規定は、幾つかの留保のもと、住宅手当法にも及ぶ（第1編第37条）。

住宅手当法は、その施行に関連して、連邦政府に対して連邦参議院の同意を要する法令の制定権限を与えている（住宅手当法（以下、単に法）第38条）。それに基づく法令が「住宅手当令（Wohngeldverordnung）」

^{*87} Gesetz zur Neuregelung des Wohngeldrechts und zur Änderung des Sozialgesetzbuches vom 24. September 2008 (BGBl. I S. 1856).

^{*88} Artikel 1 des Gesetzes zur Neuregelung des Wohngeldrechts und zur Änderung des Sozialgesetzbuches vom 24. September 2008 (BGBl. I S. 1856).

^{*89} Hermann-Josef Wüstefeld, Wohngeldreform 2009, WuM 2009, 29.

^{*90} Artikel 6 des Gesetzes zur Neuregelung des Wohngeldrechts und zur Änderung des Sozialgesetzbuches vom 24. September 2008 (BGBl. I S. 1856).

である*⁹¹。住宅手当令は、かつての1970年法に基づいて制定された住宅手当令*⁹²が、本法同様の再公布を計8回繰り返しながら*⁹³、現在につながっている（本法における2009年法のような形式的断絶はない）。2001年法令発出後、2008年改正による大幅の修正を受け、2009年法の形式および内容に適合させられている。

住宅手当令が日本でいう施行令（法規命令）にあたるものであり、さらに行政規則に相当するものとして、連邦首相および所管の連邦大臣の連名（Kollegium）で「2009年住宅手当法施行一般行政規則（Allgemeine Verwaltungsvorschrift zur Durchführung des Wohngeldgesetzes 2009）」*⁹⁴が発せられている。住宅手当が連邦による州への委託行政であることと関連するGG第85条第2項に基づく、連邦政府に対する授權を活用したものである。

ここに加えて、内政に関する基本的な権限を有する連邦州において、住宅手当法実施のための施行細則が発出されている。これには幾つかの

*⁹¹ Bekanntmachung der Neufassung der Wohngeldverordnung vom 19. Oktober 2001 (BGBl. I S. 2722), zuletzt geändert durch Artikel 1 der Elften Verordnung zur Änderung der Wohngeldverordnung vom 11. Dezember 2012 (BGBl. I S. 2654).

*⁹² Wohngeldverordnung (WoGV) vom 21. Dezember 1971 (BGBl. I S. 2065).

*⁹³ Bekanntmachung der Neufassung der Wohngeldverordnung vom 21. Februar 1975 (BGBl. I S. 607); Bekanntmachung der Neufassung der Wohngeldverordnung vom 8. Januar 1981 (BGBl. I S. 35); Bekanntmachung der Neufassung der Wohngeldverordnung vom 22. Oktober 1985 (BGBl. I S. 2022); Bekanntmachung der Neufassung der Wohngeldverordnung vom 25. Mai 1988 (BGBl. I S. 647); Bekanntmachung der Neufassung der Wohngeldverordnung vom 19. April 1991 (BGBl. I S. 1006); Bekanntmachung der Neufassung der Wohngeldverordnung vom 30. September 1992 (BGBl. I S. 1686); Bekanntmachung der Neufassung der Wohngeldverordnung vom 6. Februar 2001 (BGBl. I S. 192); Bekanntmachung der Neufassung der Wohngeldverordnung vom 19. Oktober 2001 (BGBl. I S. 2722).

*⁹⁴ Allgemeine Verwaltungsvorschrift zur Durchführung des Wohngeldgesetzes 2009 (Wohngeld-Verwaltungsvorschrift 2009 - WoGVwV 2009) vom 29. April 2009 (Beilage Nr. 73a zum Bundesanzeiger vom 15. Mai 2009).

パターンが存在し、州議会の関与する州法の形式をとるもの、州政府の判断で発せられる法令の形式をとるもの、さらにそれぞれについて、住宅手当法施行のための個別法規によるもの、住宅法制全体の定めに位置づけるもの、行政一般にかかる法規において住宅手当法の施行についても定めるものなどがある。都市州以外の連邦州では、個別の州法がバーデン＝ヴュルテンベルク州^{*95}、ザールラント州^{*96}、ザクセン州^{*97}、シュレスヴィヒ＝ホルシュタイン州^{*98}、個別の州政府法令がバイエルン州^{*99}、ブランデンブルク州^{*100}、ヘッセン州^{*101}、テューリンゲン州^{*102}、ラインラント＝プファルツ州^{*103}、一般法形式の州法がメクレンブルク＝フォアポーンメルン州^{*104}、住宅法制形式の州政府法令がノルトライン＝ヴェストファーレン州^{*105}、一般法形式の州政府法令がニーダーザ

^{*95} Gesetz zur Ausführung des Wohngeldgesetzes vom 13. Dezember 2001 (GBl. 2001, S. 682).

^{*96} Gesetz über die Zuständigkeit zum Vollzug des Wohngeldgesetzes vom 13. Dezember 2005 (ABl. S. 2055).

^{*97} Gesetz zur Durchführung des Wohngeldverfahrens (DGWoG) vom 2. Oktober 1996 (GVBl. S. 402).

^{*98} Gesetz zur Durchführung des Wohngeldgesetzes vom 14. Dezember 2004 (GVOBl. S. 484).

^{*99} Verordnung über die Zuständigkeit zum Vollzug des Wohngeldgesetzes und des Gesetzes zur Gewährung eines einmaligen Heizkostenzuschusses (ZustVWoGG) vom 19. April 2005 (GVBl. S. 110).

^{*100} Verordnung zur Durchführung des Wohngeldgesetzes und des Wohngeldsondergesetzes im Land Brandenburg vom 25. November 1993 (GVBl. II S. 732).

^{*101} Verordnung über die Zuständigkeiten zur Ausführung des Wohngeldgesetzes (Wohngeldzuständigkeitsverordnung - WoGZustV) vom 30. Oktober 2012 (GVBl. S. 353).

^{*102} Thüringer Verordnung zur Übertragung von Ermächtigungen und zur Bestimmung von Zuständigkeiten im Wohngeldbereich (ThürWoGZVO) vom 24. Juli 2007 (GVBl. S. 96).

^{*103} Landesverordnung über die Zuständigkeiten nach dem Wohngeldgesetz vom 11. September 1978 (GVBl. S. 643).

^{*104} Gesetz über die Funktionalreform vom 5. Mai 1994 (GVOBl. S. 566).

^{*105} Verordnung über Zuständigkeiten auf dem Gebiet der sozialen Wohnraumförderung und anderer Maßnahmen des Wohnungswesens vom 2. Juni 1992

クセン州^{*106}、ザクセン＝アンハルト州^{*107} となっている。いずれも内容はほぼ共通して、州が定めることとなっている住宅手当管轄機関であるところの住宅手当行政庁（Wohngeldbehörde）（法第 24 条第 1 項）を、郡（Land-Kreis）および郡に属していない市（kreisfreie Stadt）（いわゆる基礎自治体（Gemeinde））とするものである。州によっては、郡に属している市でも、住民が 20000 人以上の場合に住宅手当行政庁とするところもある（新連邦州でよくみられる）。

都市州は、そもそも自らが州でもあり基礎自治体でもあるため、第 1 編第 69 条によって各州の行政機構の特殊性にあわせた行政管轄の構成が認められていることと関連して、それ以外の州のような定めは基本的には存在しない。いちおうハンブルク州^{*108} は区役所（Bezirksamt）に住宅手当を担当させている。なおブレーメン州^{*109} には住宅手当に関するデータ突合を区役所におこなわせる法令が存在するが、これは区役所が住宅手当行政庁であることを前提としていなければならず、ベルリン州にも同様の法令^{*110} および区役所の窓口担当における住宅手当の配分を定める組織法関係の州法^{*111} が存在している。

(GV. S. 190).

^{*106} Allgemeine Zuständigkeitsverordnung für die Gemeinden und Landkreise zur Ausführung von Bundesrecht (AllgZustVO-Kom) vom 14. Dezember 2004 (GVBl. S. 589).

^{*107} Allgemeine Zuständigkeitsverordnung für die Gemeinden und Landkreise zur Ausführung von Bundesrecht (AllgZustVO-Kom) vom 7. Mai 1994 (GVBl. S. 568).

^{*108} Anordnung über Zuständigkeiten im Wohnungswesen (WöZustAnO HA 2008) vom 1. April 2008 (Anz. S. 877).

^{*109} Verordnung zur Durchführung des Meldegesetzes, insbesondere zur Durchführung von regelmäßigen Datenübermittlungen der Meldebehörden (Meld-DÜV) vom 9. Juni 1990 (GBl. S. 175).

^{*110} Verordnung zur Regelung des Verfahrens zum automatisierten Datenabgleich zwischen den Wohngeldstellen und der Datenstelle der Träger der Rentenversicherung (Wohngelddatenabgleichsverordnung - WoGDV) vom 25. September 2007 (GVBl. S. 331).

^{*111} Bezirksverwaltungsgesetz vom 3. November 2005 (GVBl. S. 686).

3.1.2 住宅手当法の構成

住宅手当法は、全8部、第3部のみ5章構成、計44箇条および2つの附則からなる。2009年法のこの構成は、2005年法からそう大きくは変わらないが、条文の並びでは幾つかの違いがある。全部で44箇条というのは、一部は数百条を数える社会法典各編と比べれば、どれよりも少ない。ただし住宅手当法もそうであるところの社会法典の特別部分と比較すると、全22箇条の連邦児童手当法(Bundeskindergeldgesetz)など、より少数の条文からなる法律は存在する。いずれにせよ住宅手当法は、附則を含めても法律単体としてはコンパクトな部類に属する。

実は2005年法まで、住宅手当の支給額を詳細に示した附則が法律本体に付属していた。これは住宅手当の金額一覧早見表とも呼べるもので、世帯人数ごとに家賃と収入をクロスさせれば金額が一目で分かり、すなわち電卓を叩いて計算する手間が省かれるため、実務を担う行政庁にとっても申請者ないし受給者にとっても非常に便利で、また立法者自らが金額を法定する意味では法治国家の原理にも忠実な存在であった(すなわち附則には法的拘束力があった)。この早見表は早くも1970年法から取り入れられ(当時は附則第1から第8、単身世帯から8人以上世帯に適用)、その時点では、1965年法が申請者に負担可能な家賃と実際に負担する家賃との差額から住宅手当の金額を求めようとしていたのを転換し、給付される金額をあらかじめ明らかにしておくことで、住宅手当が住居費負担に対する一部補助という性格を強めていく一助をなすものであった。附則は1977年法で第10(10人以上世帯に適用)まで拡張され、1993年法で再び8人以上世帯に戻った後、1999年改正で現在も残る附則第1および第2(住宅手当の金額算出方式の明示)が新たに加えられ、旧附則のうち6人以上世帯に適用されていた表が削られたうえで残りの表が第3以下に繰り下げられて規定された(附則第3から第7、単身世帯から5人世帯に適用)。2005年法まではその形式が引き継がれ、2009年法の当初法案^{*112}も同様であったが、国会審議の過程で、表としての附則

^{*112} BT-Drucks. 16/6543 S. 22 ff.

が官報の負担になっており、算出方式がすでに明示されている以上もはや不要であるとの理由で法案から省かれ^{*113}、金額早見一覧表のない2009年法に至ることになった。

その結果、本文44箇条と2つの附則というコンパクトさを実現したわけであるが、一時は時代を感じさせる10人以上世帯に適用される詳細な金額までをすべて附則化することで、連邦法律官報(Bundesgesetzblatt)では法律本文が10頁前後のところ、附則だけで50頁前後というアンバランスを生ぜしめ、掲載法令が逼迫しているときなどは別号に掲載場所が移されるなど、探さなければ分からない状態になっている場合も珍しくなく、金額を詳細化すればするほど、法治国家の建前とずれる皮肉を生んでいた。

2009年法ではこれを転換し、ハルツ第4法改革の余波で連邦レベルの行政規則である「2002年住宅手当法施行一般行政規則(WoGVwV 2002)」^{*114}の改定が遅れ遅れになっていたことに絡んで、2009年法に適合させた新規則（「2009年住宅手当法施行一般行政規則(WoGVwV 2009)」）に附則旧第3から第7を移し、新たに規則の附則第1から第8（単身世帯から8人世帯に適用）とした。

法治国家の原理に照らせば、立法者が決められることは、自らの責任で決定し、効力の高い規範でそれを明示すべきである。一方で住宅手当の金額は政策的に引き上げや据え置きが決められてきたため、金額の変更があるときに、膨大な附則とあわせて再公布が繰り返されてきた（というより再公布の要因はほとんどが附則の金額変更であった）。これが立法実務上の負担とみなされて、2009年法以降は法律の附則から外されるに至ったのである。これにより、確かに法治国家の要請からは形式的には一段後れをとることになったが、2009年法の体制が継続すると仮定す

^{*113} BT-Drucks. 16/8918 S. 56.

^{*114} Allgemeine Verwaltungsvorschrift zur Durchführung des Wohngeldgesetzes 2002 (Wohngeld-Verwaltungsvorschrift 2002 - WoGVwV 2002) vom 27. Dezember 2001 (Beilage Nr. 11a zum Bundesanzeiger vom 17. Januar 2002).

る限り、金額の変更が法の再公布をもはや要求しないのであるから、法の安定性が増したという意味では、法治国家原理に必ずしもそぐわないわけではないともいえる。

なお似たような話は住宅手当令にもあてはまる。住宅手当令 (2012 年改正後) は全 22 箇条に附則を備えている。この附則も膨大な量があるが、内容は自治体の家賃等級を定めるものであり (法第 12 条、住宅手当令第 1 条第 3 項関係)、ドイツのすべての基礎自治体について、I から VI まで等級付けがなされている。この家賃等級は住宅手当法によって補助可能な家賃の上限額を表すものであり、従ってランク付けは受給可能な住宅手当額に直結する。ゆえに法律で規律すべき事項に属するが、実際、法第 12 条第 2 項以下で等級付けの方式が規定されており、法令はその結果を公式に明らかにするに過ぎない。法令本文との量的アンバランスといった難点はあるが、自らの居住する自治体の等級は窓口に問い合わせれば教示可能であり、また国民性との関係で、それさえ分かれば他の自治体の等級にはあまり関心が持たれないため、大きな話題にはなっていない。

参考までに、2009 年住宅手当令による家賃等級を、全連邦州の州都および人口 50 万人前後 (2013 年末時点^{*115}) 以上の大都市 (重複を省く)、さらに以上では現れない下位の家賃等級の都市の例を挙げる (人口順)。

都市	家賃等級	人口	連邦州
ベルリン*	Ⅳ	3421829	ベルリン州
ハンブルク*	Ⅴ	1746342	ハンブルク州
ミュンヘン*	Ⅵ	1407836	バイエルン州
ケルン	Ⅴ	1034175	ノルトライン＝ヴェストファーレン州
フランクフルト・アム・マイン	Ⅵ	701350	ヘッセン州
シュトゥットガルト*	Ⅵ	604297	バーデン＝ヴュルテンベルク州
デュッセルドルフ*	Ⅴ	598686	ノルトライン＝ヴェストファーレン州

*115 <https://www.destatis.de/DE/ZahlenFakten/LaenderRegionen/Regionales/Gemeindeverzeichnis/Gemeindeverzeichnis.html>

ドルトムント	III	575944	ノルトライン＝ヴェストファーレン州
エッセン	IV	569884	ノルトライン＝ヴェストファーレン州
ブレーメン*	IV	548547	ブレーメン州
ライプツィヒ	III	531562	ザクセン州
ドレスデン*	III	530754	ザクセン州
ハノーバー*	V	518386	ニーダーザクセン州
ニュルンベルク	IV	498876	バイエルン州
デュースブルク	III	486855	ノルトライン＝ヴェストファーレン州
ヴィースバーデン*	VI	273871	ヘッセン州
キール*	V	241533	シュレスヴィヒ＝ホルシュタイン州
マクデブルク*	III	231021	ザクセン＝アンハルト州
エアフルト*	III	204880	テューリングゲン州
マイツ*	V	204268	ラインラント＝プファルツ州
ザールブリュッケン*	III	177201	ザールラント州
ポツダム*	IV	161468	ブランデンブルク州
シュヴェリーン*	III	91583	メクレンブルク＝フォアポンメルン州
ネルトリンゲン	II	19419	バイエルン州
ローテンブルク・オブ・デア・ タウバー	I	10926	バイエルン州

注記：*は州都。

家賃等級は自治体（郡市）単位で決定されるのが原則である。州が基礎自治体を兼ねる都市州では、ベルリン州がⅣ、ハンブルク州がⅤと、全域で同じ等級が適用される。なおブレーメン州はブレーメン市がⅣであるが飛び地のブレーマーハーフェン市はⅢであり、州内で異なりがある。都市州を除く連邦州では、バーデン＝ヴュルテンベルク州、バイエルン州、ヘッセン州、ニーダーザクセン州、シュレスヴィヒ＝ホルシュタイン州において全6等級が設定されている。ブランデンブルク州、ノルトライン＝ヴェストファーレン州、ラインラント＝プファルツ州では最高等級のⅥの設定がなく5段階までである。メクレンブルク＝フォアポンメルン州は全州で唯一最低のⅠにランクされる自治体がなく、最高がⅤのため、都合4段階となっている。ザクセン州はⅠからⅣの4段階である。ザールラント州、ザクセン＝アンハルト州、テューリングゲン州

はⅠからⅢの3段階であり、すなわちこれらの州はすべての自治体が連邦平均の家賃水準よりも下ということになる。

3.2. 制度の内容

(1) 目的、定義(法第1部)

住宅手当法によると、住宅手当(Wohngeld)の目的は、「適切でかつ家族に適した居住を経済的に保障すること」(法第1条第1項)である。住宅手当は、居住空間を自ら利用する場合の、「家賃に対する補助(家賃補助(Mietzuschuss))」または「負担に対する補助(負担補助(Lastenzuschuss))」から構成される(法第1条第2項)。ここでいう居住空間(Wohnraum)は、「利用権者による居住を目的とし、建築状況および付属設備から見て目的に実際に適している空間」と定義される(法第2条)。

給付の構成に応じて、住宅手当の受給資格(Berechtigung)も、家賃補助の場合は、「居住空間を賃借し、これを自ら利用する自然人」(法第3条第1項第1文)、負担補助の場合は、「自ら利用する居住空間の所有権を持つ者」(法第3条第2項第1文)とされる。同一の居住空間において複数の者が以上の要件を満たす場合、住宅手当受給資格者(wohngeldberechtigte Person)はこれらのうちの1人とされる(法第3条第3項)。外国人は一定の要件を満たす場合にのみ受給資格を得る(法第3条第5項)。

受給資格の実体的要件のうち、物的要件と人的要件に関する定めがここにおかれていることになる。形式的要件は手続の項目で取り扱われる。

(2) 金額の算定(法第2部)

続いて定義規定およびそれに関する定めがおかれている。

まず、給付としての住宅手当の計算枠組みは、三つの要素、すなわち「考慮すべき世帯員数」「考慮すべき家賃または負担」「総収入」に基づく(法第4条)、その計算式として、「 $1,08 \cdot (M - (a + b \cdot M + c \cdot Y) \cdot Y)$ 」という数式が、各値の定義とともに掲げられている(法第19条)。これには附則第1および第2も関係してくるので、計算例とあわせて別

途言及する。

計算枠組みにおける要素の第一として、住宅手当受給資格者が「世帯員(Haushaltsmitglieder)」とされ、ここには、配偶者、パートナー、3親等以内の親族ないし姻族等が、自己と同一の住居経済共同体で生活している場合は世帯員に含まれる。住居経済共同体は、法の定義では、同一の居住空間に共同で居住している場合に住居共同体が、日常生活需要の一部または全部を共同でまかなっている場合に経済共同体が、それぞれ肯定される(法第5条)。原則として世帯員はすべて法において考慮される(人数としてカウントされる)が、別途の給付を受けるなどによりある者が住宅手当の受給から除外されている場合は考慮対象から外される(法第6条)。この除外は、例えば、第2編の失業手当IIや社会手当、第12編の生計扶助や老齢期稼働能力減少時基礎保障、連邦援護法に基づく補足的生計扶助等の受給者が該当する(法第7条第1項)。これらの給付を制裁で停止されている場合も除外は継続する(法第7条第3項)。住宅手当から除外される具体的な期間および給付の放棄(住宅手当の選択)に関しても規定がおかれている(法第8条)。

第二の要素である家賃または負担について、まず、「家賃(Miete)」は、「賃貸借契約または類似の利用関係に基づく居住空間の使用委託に対して約定された対価であり、分担金、付加金、報酬を含む」と定義される(法第9条第1項)。暖房費など(ドイツでは一体で賦課徴収されることが多い)は家賃から除かれる(法第9条第2項)。「負担(Belastung)」とは、「約定または確定された額における居住空間の資本用役および経営のための費用」である(法第10条第1項)。

これら家賃または負担は、その用途が業務や営業にあたる場合、有償であれ無償であれ世帯員に含まれない同居人がいる場合、すでに他の制度から居住費負担軽減を目的とする給付がおこなわれている場合などにおいて、その割合や金額に応じて法における考慮(住宅手当計算式で基礎とすること)から外される(法第11条第2項)。また世帯員であつても、住宅手当から除外されている場合、世帯員総数に対する考慮対象世

帯員の割合に相当する金額が基礎とされる(法第11条第3項)。

また考慮される家賃または負担には上限が附せられている(法第11条第1項)。具体的な金額は以下のように示されている(法第12条第1項)。

考慮世帯員数	家賃等級	最高限度額(ユーロ)
1	I	292
	II	308
	III	330
	IV	358
	V	385
	VI	407
2	I	352
	II	380
	III	402
	IV	435
	V	468
	VI	501
3	I	424
	II	451
	III	479
	IV	517
	V	556
	VI	594
4	I	490
	II	523
	III	556
	IV	600
	V	649
	VI	693
5	I	561
	II	600
	III	638
	IV	688
	V	737
	VI	787
考慮世帯員が1人増えるごとの加算額	I	66
	II	72
	III	77
	IV	83
	V	88
	VI	99

ドイツの自治体はいずれかの家賃等級が与えられる。これは地域の家賃水準によって定められ、住民数に応じて自治体ごとに確定される。6段階（ⅠからⅥ）ある等級は、連邦全体の家賃水準からの上下によって決定される。ⅢとⅣの間に連邦平均値が存在しており、そこから5%高ければⅣ、15%以上高ければⅤ、25%以上高ければⅥ、低い場合はその逆となる（法第12条第2項ないし第5項）。

最後となる第三の要素である収入は、住宅手当法でもっとも細かく規定されている。まず、「総収入（Gesamteinkommen）」とは、「控除額（Freibetrag）」（法第17条）および「扶養履行控除額（Abzugsbeträge für Unterhaltsleistungen）」（法第18条）を除いたところの「年間収入（Jahreseinkommen）」と観念される。年間収入は、これに数えられる収入類が所得税法第2条第1項および第2項にいう積極的収入のほか（法第14条第1項）、計31号にわたって掲げられている（基本的に非課税となる収入；扶養、年金、社会給付、奨学金など）（法第14条第2項）。年間収入の調査は、「申請時点で認定期間中に期待できる収入」が根拠とされる（法第15条第1項）。一時的な収入も基本的には期間中の収入となり、幾つかの規定が用意されている（法第15条第2項、第3項）。税や社会保険料は、認定期間中にそれを支払うことが予想される場合、それぞれその10%が収入から控除される（法第16条第1項）。それ以外にも控除される額が一括で規定されている（例えば重度障害のある世帯員1人につき年間1500ユーロなど）（法第17条）。扶養義務を履行するために予想される支出も一定程度収入から控除される（法第18条）。

これら三つの要素が出揃って初めて具体的な住宅手当の算出に移行することになる。

（3）請求権の不成立（法第3部）

兵役期間中や、職業教育訓練給付の受給中は、基本的には住宅手当に対する請求権は存しない（法第20条）。また、「住宅手当が、10ユーロ未満になるような場合」「すべての世帯員が第7条および第8条第1項に基づき住宅手当から除外される場合」に請求権が不成立となるほか、「とり

わけ資産を多く保有するなど、その利用が濫用になるような場合」も同様とするという一般規定が用意されている (法第 21 条)。

(4) 手続 (法第 4 部)

住宅手当は申請型の給付である (法第 22 条)。申請がない場合には支給されない。住宅手当に関する重要な状況を管轄機関に提供する義務が、世帯員等に課せられている (法第 23 条第 1 項)。一定範囲にかかる情報提供義務は世帯員の使用者や大家にも広げられている (法第 23 条第 2 項、第 3 項)。給付の濫用との関係で、多額の資産を保有しその利得ある者について、キャピタルゲインを配分する機関にも情報提供義務が定められている (法第 23 条第 4 項)。

住宅手当を管轄するのは、州法または州政府による命令等で管轄を担当する行政庁 (「住宅手当行政庁 (Wohngeldbehörde)」) である。住宅手当行政庁は、申請に対して書面で「決定 (Entscheidung)」をおこなう (法第 24 条第 1 項)。拒否処分以外の場合は「認定決定 (Bewilligungsbescheid)」となる (法第 24 条第 3 項)。住宅手当の「認定期間 (Bewilligungszeitraum)」は、原則として 12ヶ月である (法第 25 条第 1 項)。この期間は、申請のおこなわれた月の初日に開始する (法第 25 条第 2 項)。住宅手当の「支払い (Zahlung)」は、原則として住宅手当受給資格者に対しておこなわれる (法第 26 条第 1 項)。住宅手当は金融機関の口座に振り込まれる (法第 26 条第 2 項)。

住宅手当は、認定機関の継続中に、考慮世帯員の数が増減し、考慮対象家賃または負担が 15%以上上下し、総収入が 15%以上変動するのいずれかにあてれば、増額になる場合は申請により、減額になる場合は職権により、新たな認定がおこなわれる (法第 27 条第 1 項、第 2 項)。これに対応して、世帯員には事情の変動について住宅手当行政庁に対する報告義務が課せられている (法第 27 条第 3 項)。報告義務の所在は決定時の書面で教示されなければならない (法第 24 条第 3 項)。

認定決定は、住宅手当認定先の居住空間がどの考慮世帯員によってもはや使用されなくなったり、住宅手当が家賃の支払いまたは負担の調

達のためにまったくまたはほとんど用いられなかったりする場合、無効とされる（法第 28 条第 1 項、第 2 項）。考慮世帯員が別途の給付を受けるとして住宅手当から除外された場合も同様である（法第 28 条第 3 項）。

住宅手当の返還、相殺等についての定め（法第 29 条）、死亡時の返還に関する規定（法第 30 条）のほか、不利益な内容の決定が違法であって過去に遡って取り消された場合、最大 2 年間分の住宅手当遡及支給を命ずる規定がある（法第 31 条）。

すなわち、全体としては申請者のイニシアチブを基本に制度が組み立てられているといえる。

（5）費用負担、データ突合（法第 5 部）

住宅手当に要する費用については、「本法に基づき州の支払った住宅手当は、その半分を連邦が償還する」と定められ（法第 32 条）、連邦と州の折半負担とされている。

住宅手当行政庁は、その違法な取得を回避し、また発見するため、関係諸機関との間でデータの報告ややりとりをする権限が認められており、データの利用について多くの規制が施されている（法第 33 条第 1 項ないし第 4 項）。データ突合に関して、州政府がそのための中央機関を創設することになっている（法第 33 条第 5 項、第 6 項）。

（6）統計（法第 6 部）

法の効果の判断およびその継続的発展のため、「住宅手当統計（Wohn-geldstatistik）」を連邦が実施することが定められている（法第 34 条第 1 項）。調査指標（法第 35 条）、調査期間や評価方法（法第 36 条）について、詳細な規定がある。

（7）終末規定（法第 7 部）

秩序違反による過料（法第 37 条）、連邦政府に対する法規命令制定権限付与（法第 38 条）、連邦政府による 4 年ごとの「住宅手当・家賃報告（Wohn-geld- und Mietenbericht）」の作成と連邦議会への報告（法第 39 条）、他の社会給付における住宅手当の収入認定に関する規定（法第 40

条)、2009年法施行時点での未処理申請に関する規定(法第41条)がおかれている。

(8) 移行規定(法第8部)

2008年改正法に関連する手当認定の特例(法第43条)、一定の場合における旧法の適用(法第43条)が、制度移行に連動して規定されている。2009年改正の発効時点ですでに経過している2008年10月から12月までの冬シーズンに対する暖房費補助金の特例支給の規定が2009年1月1日の施行を前に挿入された(法第44条)。

3.3. 制度の検討

3.3.1 統計および報告

連邦政府は住宅手当統計(Wohngeldstatistik)を実施しなければならず(法第34条以下)、得られたデータが整理され次第、連邦統計庁(Statistisches Bundesamt)から発表される。ただし発表間隔は、毎年だったり隔年だったり、変更もしばしばあり、一定しているとはいいがたい。1990年代以降、情報保護の流れで統計の根拠規定(法第34条以下)が詳細化しているのも特徴の一つである。現時点で入手可能な代表的な統計は、いずれも連邦統計庁による、Fachserie 13 Reihe 4 (Soziale Leistung Wohn-geld)、Statistik über das allgemeine Wohngeld、Wohngeld in Deutschland (in: Wirtschaft und Statistik)である。

また、連邦政府による制度分析も法で義務づけられており(法第39条)、これは連邦議会への報告がなされるので、連邦法律官報に掲載される。なお、報告の名称である「住宅手当・家賃報告(Wohngeld- und Mietenbericht)」が正式名称として独立の条文で規定されるようになったのは2001年法からで、それまでは考慮可能な家賃または負担の最高限度額表(法第12条、2005年法までは第8条)の条文であわせて規定されていた。そもそも報告の目的が、限度額を実際の家賃の動向に適合させていくための根拠を得ることにもっぱらあったことによる。2010年までの報告は以下のとおりである(表3.3.1-1)。

表 3.3.1-1 住宅手当・家賃報告一覧

報告年次	連邦議会文書 (BT-Drucksache)	連邦議会委員会文書 (Ausschussdrucksache)	連邦議会本会議審査完了日
1966	V/796	V/1687	1967年5月11日
1967	V/2399	V/4152	1969年5月13日
1970	VI/378	VI/1325	1970年11月4日
1971	VI/3237	—	審査未了
1972	7/651	7/1833	1974年4月2日
1974	7/1563	7/1833	1974年4月2日
1975	7/4460	7/5012	1976年6月23日
1977	8/707	—	担当委員会において第4次住宅手当改正と共同で取り扱い
1979	8/3528	8/4011	1980年5月22日
1981	9/1242	9/2355	審査未了
1983	10/854	10/1144	1984年4月6日
1985	10/3222	10/3475	1985年6月20日
1987	11/1583	11/2394	1988年6月9日
1989	11/6483	11/7214	1990年5月31日
1991	12/2356	—	1992年11月6日
1992	12/4062	—	住宅手当特別法の効果報告 (本会議取り扱いなし)
1993	12/7153	12/7922	1994年6月16日
1995	13/4254	3/5831	1996年10月18日
1997	13/10384	13/11115	1998年6月24日
1999	14/3070	14/4705	2001年5月10日
2002	15/2200	—	2004年7月9日
2006	16/5853	16/6369	2008年5月9日
2010	17/6280	17/6961	2011年10月28日

報告間隔および報告内容には若干の紆余曲折がある。1965年の法改正で初めて報告をおこなうこととされたが、この時点では毎年実施予定であった。1965年の報告を1966年にしたのち、2年間隔に修正され、それを受けて1967年報告と、1969年までにかかる1970年報告が提出された（これらが第1次、第2次、第3次の住宅手当報告(Wohngeldbericht)）。

1970 年法により報告義務が法で明示され、かつ、最高限度額の適正化という目的との関係で、家賃報告 (Mietenbericht) に改称して報告間隔を毎年に戻した (これが 1971 年報告と 1972 年報告で、それぞれ第 1 次、第 2 次家賃報告)。1973 年法から再度隔年に戻されたが、1974 年報告の根拠法はなお 1970 年法であり、いったん住宅手当報告に名称を戻しておこなわれた (従って第 4 次住宅手当報告)。1973 年法のルールが適用されて以降、住宅手当・家賃報告に名称が一体化され、また累積報告回数は附されなくなった。これが安定して続いた後、2003 年改正により報告間隔が 4 年に改められた。2002 年報告は、データ精査の関係で本来の 2001 年から 1 年ずれ込んだが、新ルールの 4 年間隔は 2002 年を基点に計算されている。なお、報告の作成自体が暦年の終了後であることから、予定される次回の 2014 年報告が連邦議会に提出されるのは、近年の実績を踏まえれば早くても 2015 年 6 月頃である (法律では 6 月 30 日が期限である) が、作業がずれこんだ結果、ようやく 2015 年 10 月 28 日に連邦政府から 2014 年報告書が決定されたとのアナウンスがなされた*¹¹⁶。

加えて、こうした経緯により、実際の報告は、総説部分に続いて、家賃報告と住宅手当報告が併記されている。記述の順序は、1983 年報告までは住宅手当報告が先であったが、1985 年報告でいったん区別がなくなり、1987 年報告以降は現在の順序で確定している。また、報告の具体的内容も例年少しずつ異なっており、その年々の力点が垣間見える。本文ですでに述べてきた、住宅手当と社会扶助の関係整序も継続的なテーマとして取り扱われており、定型住宅手当導入や特別家賃補助への切り替えの効果などが詳しく分析されてきたが、ハルツ第 4 法改革を受けて、2006 年報告では制度切り替わりの影響の大きさが指摘された。続く 2010 年報告では、総説部分で初めて、住宅に対する社会保障という括りにおいて、住宅手当と第 2 編ないし第 12 編に基づく住居費給付が、その他の

*¹¹⁶ <http://www.bundesregierung.de/Content/DE/Artikel/2015/10/2015-10-28-wohngeld-und-mietenbericht.html>

居住助成措置と並んで取り上げられるなど、住宅手当からみた社会扶助という従前の視角からの変更が顕著となっている。

3.3.2 全体のイメージ

住宅手当受給世帯数および要した費用は、社会扶助（2005年以降は基礎保障および社会扶助）受給者の住宅手当受給資格に大きく左右されるため、期間を分けて記載する（空白部分はデータなし）。

表 3.3.2-1 1965年から1990年まで（東西再統一まで）*117

年	受給世帯数 (単位：1000世帯)	住宅手当支出 (単位：100万マルク)	連邦政府負担額 (単位：100万マルク)
1965	395	148	
1966	606	397	
1967	691	429	
1968	810	512	
1969	851	577	
1970	908	600	
1971	1154	835	
1972	1278	1202	
1973	1302	1139	
1974	1650	1469	
1975	1665,7	1654,5	825,3
1976	1585,4	1620,2	808,1
1977	1467,0	1471,0	734,4
1978	1548,9	1784,4	893,7
1979	1518,3	1848,7	922,8
1980	1485,7	1829,7	911,6
1981	1609,0	2415,3	1211,4
1982	1610,9	2667,8	1335,0
1983	1434,2	2602,1	1304,9
1984	1548,5	2419,2	1205,6
1985	1511,9	2462,1	1513,0

*117 Wohngeld- und Mietenbericht 1993 u.a.

1986	1877,3	3363,3	1961,3
1987	1897,2	3727,3	2146,9
1988	1858,4	3682,2	2120,5
1989	1729,5	3677,8	2121,2
1990	1774,3	3611,4	2086,9

表 3.3.2-2 1991 年から 2000 年まで
(統一後、定型住宅手当廃止まで)*118

年	受給世帯 (単位: 1000 世帯)			住宅手当支出 (単位: 100 万マルク)		
	総数	本表住宅手当	定型住宅手当	総額	本表住宅手当	定型住宅手当
1991	3541	3023	518	4550		
1992	3850	3078	772	6874		
1993	3212	2340	872	6484		
1994	2744	1755	989	5777		
1995	2595	1523	1072	5745		
1996	2719	1495	1224	6115		
1997	2861	1582	1279	6703		
1998	2947	1586	1361	7109		
1999	2816	1539	1276	7097	3285	3812
2000	2839	1498	1342	6926	3166	3759

表 3.3.2-3 2001 年から 2004 年まで
(特別家賃補助導入からハルツ第 4 法改革まで)*119

年	受給世帯 (単位: 1000 世帯)			住宅手当支出 (単位: 100 万ユーロ)		
	総数	一般住宅手当	特別家賃補助	総額	一般住宅手当	特別家賃補助
2001	2820	1829	992	4056	2182	1875
2002	3101	1960	1141	4544	2564	1981
2003	3389	2226	1163	4859	2943	1916
2004	3524	2268	1257	5183	3181	2003

注記: 2001 年の支出はユーロに換算。

*118 Statistisches Bundesamt, Wohngeld in Deutschland 2002.

*119 Statistisches Bundesamt, Wohngeld in Deutschland 2005.

表 3.3.2-4 2005 年以降（ハルツ第 4 法改革以降）*120*121

年	住宅手当世帯（単位：1000 世帯）			民間世帯数に対する割合	住宅手当総支出 （単位：100 万 ユーロ）
	総数	純粋な住宅手当 世帯	住宅手当法上の 一部世帯		
2005	810,9	780,7	30,2	2,1%	1234,9
2006	691,1	665,9	25,2	1,7%	1162,2
2007	606,4	580,3	26,1	1,5%	923,9
2008	639,1	584,0	55,1	1,6%	750,1
2009	1007,3	859,6	147,7	2,5%	1555,3
2010	1061,5	857,0	204,5	2,6%	1780,4
2011	902,9	770,4	132,5	2,2%	1502,0
2012	782,8	690,1	92,7	1,9%	1184,7
2013	664,7	89%	11%	1,7%	984,9

注記：2013 年は世帯構成要素の割合。

第 1 次住宅手当法（1965 年法）下では、住宅手当の形式がようやく確立したところであり、そもそも社会扶助受給者の住宅手当受給権を認めていなかったところ、連邦憲法裁判所の違憲決定を受けて制度を転換した第 2 次住宅手当法（1970 年法）以降では、受給世帯および総支出の伸び（表 3.3.2-1）には、住宅手当本法における給付水準の改善に加えて、社会扶助受給者の動向が大きく寄与している。1970 年代以降、保護率が少しずつ高まっていき、住宅手当全受給者に占める社会扶助受給者および戦争犠牲者援護給付受給者の割合が、1981 年には 22,2%だったのが 1990 年には 33,1%と、10 年で 1,5 倍になるなどした。そもそも住宅手当受給者の内訳は非稼得世帯が過半を占めているが、それを踏まえずとも、社会扶助受給世帯は元来低所得のため、そうでない世帯と比べると住宅手当が相対的に多く支給される傾向にある。

この併給状態をはっきりと可視化したのが、1991 年以降導入された定型住宅手当である（表 3.3.2-2）。社会扶助の住居費給付にみなし住宅手

*120 Statistisches Bundesamt, Wohngeld in Deutschland 2012.

*121 https://www.destatis.de/DE/PresseService/Presse/Pressemitteilungen/2015/07/PD15_243_223.html

当部分を創設するこの制度が廃止されるまでの10年間において、全体に占める定型住宅手当の割合は増加の一途をたどった。後年になると支給額ベースで見た場合に本表住宅手当を逆転するに至る。これも社会扶助受給者の増加という一般的要因に加え、社会扶助で適切と認められる住居費をみなし部分の算定基礎とする定型住宅手当の制度構造が大きく影響している。社会扶助の場合、住居費の適切性は、住宅手当のようにあらかじめ確定された基準によって定まるのではなく、個々の特殊性を加味して個別に認定される。例えば単身世帯で月の家賃が1000マルクの場合、住宅手当ではこのうち補助の対象となる考慮家賃としては最高でも625マルクまでしか認められないが(1993年法の基準)、費用抑制不可能などの理由により社会扶助では1000マルク全額が社会扶助法上その世帯にとって適切な家賃とみなされる可能性があり、もしこうなると、定型住宅手当はこの1000マルクに州ごとに決められた定率を掛け合わせて定型住宅手当を算出するため、いきおい、社会扶助受給者に対する定型住宅手当は金額が上に振れることとなる(ただし社会扶助受給者が住居費給付と住宅手当を「二重取り」するのではなく、金銭の流れからすれば定型住宅手当は社会扶助主体(自治体)の財政負担につきみなし部分を通じて連邦と州が支援する性質を有するので注意が必要である)。

こうした一種のアンバランスを、社会扶助受給者も一般の住宅手当受給者と同じ基準で住宅手当を算出する制度に移行した2001年からは、少なくとも費用面の不釣り合いは解消されることとなった(表3.3.2-3)。

こうした関係を一気にひっくり返したのがハルツ第4法改革である(表3.3.2-4)。これにより求職者基礎保障や社会扶助などの公的扶助受給者は再度住宅手当から除外された。この効果は一目瞭然としかいえない。2004年と2005年を比べると、住宅手当受給世帯は約4分の1に激減した。2006年以降も緩やかな景気回復に伴って世帯数は漸減しており、全世帯に占める住宅手当受給世帯の割合も2%前後に落ち込んでいる。他方、とりわけ第2編受給者の爆発的増加は、最低生活保障給付のみによって住居費負担が支えられる世帯の増加を同時に意味すること

から、住居費に対する公的支援そのものが後退したという印象は正しくない。しかしいずれにせよ、住宅手当自体の存在感が一気に落ち込んだことは確かである。

現行法制である 2009 年法下では、改革前の水準には遠く及ばないものの、住宅手当受給世帯数の上昇が見られる。要因としては、2009 年法自体による給付水準の改善（限度額表の一律化を含む）や暖房費補助の追加支給（いずれも後述）、折しも世界を駆け巡ったリーマン・ショックによる景気の急減速が挙げられるが、制度上の回路としては、2006 年の第 2 編改正で挿入された需要共同体成員該当可能性に関する条文（第 2 編第 7 条第 3 項第 4 号）により、自らの収入または資産で自己の生計をまかなえる 25 歳未満の非婚の者を需要共同体から外すこととした関係で、少なくとも家族の一部が住宅手当の除外を受けなくなる可能性が拡大され（いわゆる「子ども住宅手当（Kinderwohngeld）」^{*122}、結果として住宅手当法上の一部世帯（いわゆる混合世帯）の数が飛躍的に伸びたのである^{*123}。しかし直近数年は景気回復の影響か、受給世帯は減少に転じている。

なお、住宅手当は州の指定する行政機関によって日々の実務がまかなわれ、費用もいったん州が支弁し、それに対する連邦負担は 50%とされる（法第 32 条）。よって、ハルツ第 4 法改革による制度の組み替えは、そのまま州が一方的に「得」をすることになる。このような場合、ドイツでは租税を通じた財源の組み替えといった政府間財政移転の再構築があわせて議論される。ただしこの点については、州支援の目的で連邦の負担率を上げることが期間の全体を通じてままた見られ、また定型住宅手当に典型であるように、社会扶助受給者に対する住宅手当の増額を通じて実質的に自治体の財政を援助する場合もかつて見られたところである。

^{*122} Vgl. Martin Staiger, Sozialleistungsfallstricke - Kinderzuschlag und Wohngeld als sinnvolle Alternative zu Hartz IV?, info also 2010, 152.

^{*123} BT-Drucks. 17/6280 S. 34 f.

3.3.3 給付および受給者の平均像

ここでは、制度の推移を大まかに把握すべく、第2次住宅手当法の定着した1980年^{*124}、定型住宅手当に切り替わる直前の1990年^{*125}、特別家賃補助に切り替わる直前の2000年^{*126}、ハルツ第4法改革施行直前の2004年^{*127}、現時点で最新データのある2012年^{*128}について、住宅手当給付の動向を比較してみる。

表 3.3.3-1 受給世帯の組成 (単位：%)

		1980	1990	2000	2004	2012
稼得		14,0	23,3	29,22	22,2	35,3
うち	労働者	8,9	15,8	18,6	14,5	
	職員	3,4	4,8	6,1	6,1	
	官吏	1,0	1,8	1,6	0,1	
	自営	0,7	0,9		1,5	
失業者		3,8	15,9	33,8	39,3	6,3
非稼得		82,2	60,8	44,4	38,5	58,4
うち	年金受給	66,7	33,5	27,1	24,9	46,7
	学生	1,7	2,5	13,0	1,9	11,7
	その他	3,8	24,8		11,7	
社会扶助、戦争犠牲者援護受給		10,0	33,1	16,4	18,3	0,0

注記：1980年の「社会扶助、戦争犠牲者援護受給」のみ、「非稼得」の内数；2012年の数値はすべて純粋の住宅手当受給世帯のみ(混合世帯を除く)。2012年の内訳は不明。

*124 BT-Drucks. 9/1242.

*125 BT-Drucks. 12/2356.

*126 Statistisches Bundesamt, Wohngeld in Deutschland 2000.

*127 Statistisches Bundesamt, Wohngeld in Deutschland 2004.

*128 Statistisches Bundesamt, Wohngeld in Deutschland 2012.

表 3.3.3-2 世帯員数 (単位: %)

	1980	1990	2000						2004						2012		
			全体	本表住宅手当			定型住宅手当	全体	一般住宅手当			特別家賃補助	全体	家賃補助	負担補助		
				本表全体	家賃補助	負担補助			一般全体	家賃補助	負担補助						
1人	65,6	49,1	46,5	47,8	49,7	22,4	45,1	48,2	50,8	52,8	22,4	43,4	55,8	58,8	24,4		
2人	16,7	17,6	21,0	17,5	17,8	13,4	25,0	21,4	19,0	19,3	14,8	25,7	12,4	12,5	11,4		
3人	6,5	10,7	13,7	12,0	11,9	12,2	15,6	13,3	11,5	11,4	13,5	16,6	7,9	7,8	8,5		
4人	5,3	12,4	10,4	12,0	11,2	22,8	8,5	9,7	10,4	9,5	22,3	8,6	11,6	10,8	20,5		
5人	3,2	6,1	5,0	6,3	5,6	15,1	3,5	4,5	5,0	4,4	14,5	3,5	7,5	6,6	17,9		
6人以上	2,7	4,1	3,5	4,4	3,7	14,2	2,4	2,9	3,3	2,6	12,6	2,2	4,7	3,6	17,3		

注記: 1980年および1990年は住宅手当全体の数値。

表 3.3.3-3 家賃等級 (単位: %)

	1990			2000						2004						2012		
	全体	家賃補助	負担補助	全体	本表住宅手当			定型住宅手当	全体	一般住宅手当			特別家賃補助	全体	家賃補助	負担補助		
					本表全体	家賃補助	負担補助			一般全体	家賃補助	負担補助						
I	10,1	8,5	31,3	6,5	6,7	6,1	15,7	6,1	6,9	7,7	6,7	22,5	5,3	10,9	9,6	25,3		
II	19,2	18,6	28,6	14,7	12,8	12,6	16,1	16,8	20,8	24,1	23,1	39,5	14,7	26,3	25,3	37,6		
III	31,2	31,7	23,5	22,9	19,6	20,1	13,1	26,6	31,9	33,2	33,8	23,6	29,6	31,8	32,7	22,9		
IV	24,5	25,4	12,4	18,0	13,4	14,0	6,1	23,1	24,4	21,1	21,9	9,4	30,4	17,2	18,0	8,7		
V	11,6	12,2	3,4	8,8	5,7	6,0	1,7	12,2	12,1	10,8	11,3	4,0	14,5	10,6	11,1	4,4		
VI	3,4	3,6	0,8	2,2	1,2	1,2	0,3	3,3	3,9	3,1	3,2	1,1	5,5	3,1	3,3	1,1		
VII				27,0	40,5	40,0	47,0	11,9										

注記: 家賃等級制度が導入されたのは1985年法以降のため、1980年の数値は表からは除外。1980年当時は自治体の人口に応じた等級となっており、10万人未満49,2%、10万人以上50万人以下23,1%、50万人以上27,7%であった。2000年の家賃等級Ⅶは、旧東ドイツ領域で特別に適用された等級。

表 3.3.3-4 居住面積 (単位: %)

	2000						2004						2012		
	全体	本表住宅手当			定型住宅手当	全体	一般住宅手当			特別家賃補助	全体	家賃補助	負担補助		
		本表全体	家賃補助	負担補助			一般全体	家賃補助	負担補助						
40平米未満	18,9	17,4	18,7	0,9	20,5	17,8	18,2	19,4	0,8	17,2	21,6	23,6	0,3		
40平米以上 60平米未満	34,8	34,2	36,4	5,2	35,5	34,9	34,5	36,6	5,0	35,6	29,4	31,9	2,7		
60平米以上 80平米未満	27,7	26,2	27,2	12,4	29,4	28,1	26,1	27,1	12,2	31,6	22,9	24,2	9,7		
80平米以上 100平米未満	11,5	12,3	11,8	18,9	10,6	11,6	11,9	11,4	18,6	11,2	13,0	12,6	17,5		
100平米以上 120平米未満	4,0	5,2	3,8	22,5	2,7	4,2	4,8	3,6	22,6	2,9	6,2	4,7	22,2		
120平米以上	3,1	4,7	2,1	40,0	1,2	3,4	4,5	2,0	40,9	1,4	6,8	3,0	47,4		

注記: 1980年および1990年はデータの取り方が異なるため割愛。

表 3.3.3-5 平均月額 (単位: 1990 年までマルク、2000 年以降ユーロ)

	1980	1990	2000					2004				2012			
			全体	本表住宅手当			定型住宅手当	全体	一般住宅手当			特別家賃補助	全体	家賃補助	負担補助
				本表全体	家賃補助	負担補助			一般全体	家賃補助	負担補助				
全体	86	156	115	84	96	149	83	132	110	110	121	170	114	111	145
1人	73	120	83					96				80			
2人	97	165	121					134				112			
3人	125	195	143					160				132			
4人	112	184	149					185				152			
5人	135	235	162					209				189			
6人以上			208					281				271			

注記: 1980 年および 1990 年は、住宅手当全体の平均で、6 人以上ではなく 5 人以上の数値。

表 3.3.3-6 最高限度額超過割合 (単位: %)

	1990		2000					2004				2012		
	本表総計	家賃補助	本表住宅手当			定型住宅手当	一般住宅手当			特別家賃補助	全体	家賃補助	負担補助	
			本表総計	家賃補助	負担補助		一般総計	家賃補助	負担補助					
全体	40,2	69,7	61,1	61,0	63,5	22,4	51,9	51,6	56,4	53,5	31,3	29,3	52,3	
I	37,9	68,9	73,3	72,2	78,9	40,0	51,1	49,1	59,3	51,8	35,5	31,5	51,9	
II	40,4	70,2	78,8	79,0	76,7	26,0	47,9	47,0	56,0	48,0	32,2	29,5	52,2	
III	41,2	71,7	77,9	78,1	75,6	25,6	51,4	51,2	56,1	51,8	30,1	28,6	53,6	
IV	39,9	69,5	76,4	76,5	75,0	18,1	55,3	55,3	54,2	56,3	31,5	30,5	52,4	
V	38,6	63,3	71,8	71,9	67,9	21,7	55,9	56,0	53,0	56,1	28,9	28,0	51,4	
VI	43,2	58,3	70,3	70,5	59,6	34,9	54,6	54,6	51,6	57,1	27,3	26,9	41,5	
VII			38,5	37,6	48,9	6,9								

注記: 1980 年は最高限度額制度導入前のため割愛。

表 3.3.3-7-1 平均収入、住宅手当給付の効果
(単位: 1990 年までマルク、2000 年以降ユーロ)

	1990			2000					2004				2012					
	収入	受給前%	受給後%	家族収入	受給前%	受給後%	受給前%	受給後%	総収入	受給前%	受給後%	受給前%	受給後%	総収入	受給前%	受給後%	受給前%	受給後%
全体	1558	33,7	23,0	665	325	241	48,8	36,3	683	341	230	49,9	33,7	854	405	291	47,4	34,1
1人	1011	36,6	25,0	465	239	183	51,4	39,2	496	265	184	53,4	37,1	615	310	230	50,4	37,4
2人	1386	35,0	23,8	600	311	228	51,8	38,0	661	338	232	51,1	35,1	813	406	294	49,9	36,2
3人	1735	33,4	22,5	742	375	275	50,6	37,1	809	404	275	49,9	34,0	997	486	354	48,7	35,5
4人	2356	27,7	19,4	1009	446	332	44,2	32,9	1062	474	316	44,6	29,8	297	549	397	42,3	30,6
5人	2945	25,0	17,0	1135	503	372	44,3	32,8	1182	528	340	44,7	28,8	421	611	422	43,0	29,7
6人以上		21,7	13,0	1265	583	401	46,1	31,7	1304	604	352	46,3	27,0	549	704	433	45,4	28,0

注記: 1990 年は、6 人以上ではなく 5 人以上の数値。1980 年は以下で別途掲げる。

表 3.3.3-7-2 1980 年の収入および住宅手当給付の効果(単位：マルク)

	総収入	家族収入		家賃・負担	住宅手当	自己負担すべき住居費
		全体	総収入に対する割合%			
全体	1137	723	63,6	274	86	188
1人	874	577	66,0	221	73	148
2人	1201	787	65,5	294	97	197
3人および4人	1702	1050	61,7	413	119	294
5人以上	2745	1505	54,8	524	135	389

住宅手当受給者に占める稼得世帯の割合は一貫して他の属性よりも低い。すなわち稼得収入以外に頼らざるを得ない集団において、住宅手当がより活用されているといえる。1990年代以降は失業者の割合が急上昇し、社会扶助受給者と重畳するようになったことが、後のハルツ第4法改革および公的扶助受給者の住宅手当からの除外の遠因となった。この除外の結果、全体に占める稼得世帯の割合は2012年時点で3分の1以上に増えている（表3.3.3-1）。

世帯員数では、一貫して単身者が半数前後を占める（表3.3.3-2）。経験則からしても、世帯員数が増えれば全体の所得が上がりかつ1人あたりの住居費負担が少なくなるからである。その意味では、ハルツ第4法改革を経ても、住宅手当の実際のターゲット層に大きな変化はない。

家賃等級のバラツキ（表3.3.3-3）や、居住面積の多様さ（表3.3.3-4）は、住宅手当の制度設計というより、現実の家賃動向や住宅建設の方向性が反映されたものであろう。なお後者に関して、負担補助は家賃補助と比べてはっきりと平均の居住面積が広い。

住宅手当の平均月額、100マルクを超えたのが1981年以降であり、これは給付水準の改善一般におおむね呼応して伸張する（表3.3.3-5）。加えて、所得水準との関係で住宅手当が比較的高く算出される社会扶助受給者を含むと、平均額は押し上げられる。ハルツ第4法改革以降平均額が減じたのはまさにこの点に関わる。

住宅手当制度において、実際の家賃が補助可能な法律上の最高限度額

を超過することは別に珍しくない(表 3.3.3-6)。限度額超過の効果は、例えば 407 ユーロの上限額に対して実際の家賃が 500 ユーロの場合、93 ユーロ分が切り捨てられ、407 ユーロとして住宅手当が算定されることにある(もちろん上限額であるため、実際の家賃が 300 ユーロであればそのまま計算に組み入れられ、407 ユーロに引き上げられるわけではない)。ただ超過の割合があまりに高いと、最高限度額と実態との整合性が問題となるため、給付水準の上昇の一環として定期的に見直される。かつてこの最高限度額は、その住居が入居可能になった (bezugsfertig) 時点ですらに細かく分けられていた(例えば 2005 年法では、1965 年まで(これはさらに中央暖房と風呂またはシャワー付きかどうかに分かれる)、1966 年から 1991 年まで、1992 年以降の 3 区分 4 カテゴリー)。一般に、入居可能時点が古くなればなるほど、設備が粗末になればなるほど、限度額は低くなる。この入居可能時点による区別は、住宅手当が(社会)住宅建設に対応して発展してきた、いわば昔の名残である。2009 年法ではこの区別を全廃し、もっとも高い金額に統一した。これにより、入居可能時点の古い住居も、新しい住居と同じ最高限度額までが補助可能となるため、結果的に古い住宅の入居者に対する住宅手当は改善されることになり、超過の割合も全体として減少している。ちなみにこの最高限度額は、住宅の家賃の適切性にかかる公的に承認された唯一の基準として、社会扶助の運用局面でも長く重宝されてきた。

住宅手当を支給する実際の効果は、数字だけで分析するのは限界があるが、2000 年代以降でみると、収入に対する家賃の割合を、おおむね、5 割近くから 3 割台に下げている(表 3.3.3-7-1、表 3.3.3-7-2)。その限りで、固定費の典型である住居費の負担力を底上げし、可処分所得を増やしているといえる。

表は割愛しているが、東西再統一後、ドイツ全体で適用されるようになった住宅手当は、連邦州ごとの格差が出ている。2012 年でいうと、平均月額額は、連邦全体が 114 ユーロ、ベルリン州を含む旧西が 121 ユーロ、旧東が 94 ユーロ、最高がハンブルク州の 131 ユーロ、最低がザクセン＝

アンハルト州の90ユーロ、全世帯数に占める住宅手当受給世帯の割合は、連邦全体が1,9%、ベルリン州を含む旧西が1,7%、旧東が3,2%、最高がメクレンブルク＝フォアポンメルン州の4,4%、最低がザールラント州およびバイエルン州の1,1%となっている（いずれも混合世帯を含まない）。またバイエルン州は家賃等級の最上位であるⅥが設定されている州の（全体では16州のうちの5州の）一つであるが（ミュンヘン市はドイツでももっとも家賃水準の高い街として有名である）、同州は持ち家層の割合が高く全体として居住水準が他州と比べて高いこともあって、家賃水準の高さと住宅手当受給世帯の実績とはまったく連動しない。同州では例えばガルミッシュ＝パルテンキルヒェン（人口約2万6000人）のような著名な（都市部におけるような賃貸住宅市場がほとんど成立していない）スキーリゾート地の家賃等級は最高のⅥであり、連邦州ごとの格差というよりも、境を隔てた自治体ごとの格差が大きいというほうが正確かもしれない。

3.3.4 受給権の現実化

住宅手当は申請型の給付である。申請の窓口は、通常、州が住宅手当行政庁として指定する（法第24条）郡市におかれる住宅局（Wohnungsamt）である。具体的な組織編成は自治体ごとに異なり、例えばベルリン市は住宅局、ミュンヘン市は住宅移民局（Amt für Wohnen und Migration）、フランクフルト市は住宅制度局（Amt für Wohnungswesen）といった具合である。これら実質的な意味での住宅局は、住宅手当のほか、家賃一覧表（Mietspiegel）の整備や社会住宅（Sozialwohnungen）の斡旋、ホームレス状態の者への支援など、関連制度をあわせて所管するのが通常である。組織割りとしては、社会局（Sozialamt）や保健局（Gesundheitsamt）と同じ社会部に属したり、建設行政や都市空間整備部門と同じ括りに含まれたりする（また社会住宅局（Sozial- und Wohnungsamt）として組織自体が一体化されることもある）。住宅手当の申請用紙は、窓口に備え付けられているほか、ホームページで書式をダウンロードでき

るサービスを提供する自治体も少なくない（ドイツのこうした書式は、名前や住所などの書き込みスペースのほかは、「はい (Ja)」か「いいえ (Nein)」かにチェックして簡単に答える方式のものが多い)。なお申請処理には数ヶ月かかるのが普通である。

住宅手当の額は、すでに述べたように、世帯員数、家賃、収入の三要素によって定まる。これらはしかし、住宅手当法の意味にいう「考慮」(カウント)の対象となる限りにおいてである。例えば世帯員数は、実際の居住者の数ではなく、そのうち住宅手当から除外されるべき者を取り除く必要がある。家賃も、除外される人数に応じて比例的に減算される。もっとも複雑なのが収入の算出であり、課税所得のほか、非課税収入の多くも住宅手当法上の収入とみなされる。実務で処理に時間を要する大半の要因は、この収入（および収入から控除される金額）の確認作業である（簡易計算のため、住宅手当計算サイト (Wohngeldrechner) が州などによって運営されている^{*129})。

2009 年法になるまでは、以上の要素をクロスさせた早見表が法律に附則として付けられていたが、上述の経緯および理由により、現在は削除され連邦政府の行政規則に移し替えられている。参考のため、現在の行政規則の別表第 1 を一部抜粋しておく（表 3.3.4-1）。

表 3.3.4-1 単身世帯に対する住宅手当（月額）

総収入(第 13 条第 2 項)を 12 等分した額	考慮対象家賃または負担 (法第 11 条) 月額、超えるー以下										
	0	50	60	70	80		390	400	410	420	430
超えるー以下	50	60	70	80	90		400	410	420	430	440
ユーロ	1	2	3	4	5		36	37	38	39	40
0 - 210	23	32	41	50	59	中略	339	348	357	366	375
210 - 220	21	30	39	48	57		334	343	352	361	370
220 - 230	20	28	37	46	55		330	339	348	356	365
230 - 240	18	27	36	44	53		325	334	343	352	360
240 - 250	17	25	34	43	51		321	329	338	347	356

*129 <http://www.wohngeldrechner.nrw.de>

250 - 260	15	24	32	41	49
260 - 270	13	22	30	39	47
270 - 280	12	20	29	37	46
280 - 290	10	19	27	35	44
290 - 300		17	25	33	42
中略					
770 - 780					
780 - 790					
790 - 800					
800 - 810					
810 - 820					
820 - 830					
830 - 840					
840 - 850					
850 - 860					
860 - 870					

316	325	333	342	351
312	320	329	337	346
307	315	324	332	341
302	311	319	327	336
298	306	314	323	331
中略				
52	56	60	64	68
46	50	54	58	62
40	44	48	52	56
35	39	42	46	50
29	33	37	40	44
23	27	31	34	38
18	21	25	28	32
12	15	19	22	26
	10	13	16	20
			10	14

注記：抜粋した表はいずれも四隅のやや極端な値を抽出したものである。例えば月額収入が790ユーロを超え800ユーロ以下の場合に、月の家賃が390ユーロを超え400ユーロ以下であれば住宅手当は40ユーロ（月額）となる。なおマス目が空白になっているのは、住宅手当が10未満になるため、請求権が不成立になる（法第21条第1号）ことを意味する。

上表はあくまで簡易早見表であり、法律上は、「 $1,08 \cdot (M - (a + b \cdot M + c \cdot Y) \cdot Y)$ 」という計算式で支給額が求められる（法第19条第1項）。これに関する附則は以下のごとくである。

附則1

（第19条第1項）

「a」「b」「c」の値

第19条第1項の計算式に入力される、考慮世帯員数によって異なる「a」「b」および「c」の値は、以下の表によりこれを求める。

	世帯員1人	世帯員2人	世帯員3人	世帯員4人	世帯員5人	世帯員6人
a	6,300 E-2	5,700 E-2	5,500 E-2	4,700 E-2	4,200 E-2	3,700 E-2
b	7,963 E-4	5,761 E-4	5,176 E-4	3,945 E-4	3,483 E-4	3,269 E-4
c	9,102 E-5	6,431 E-5	3,250 E-5	2,325 E-5	2,151 E-5	1,519 E-5

	世帯員7人	世帯員8人	世帯員9人	世帯員10人	世帯員11人	世帯員12人
a	3,300 E-2	2,300 E-2	-1,970 E-2	-4,010 E-2	-6,600 E-2	-8,990 E-2
b	3,129 E-4	2,959 E-4	2,245 E-4	1,565 E-4	1,200 E-4	1,090 E-4
c	8,745 E-6	7,440 E-6	3,459 E-5	5,140 E-5	5,686 E-5	6,182 E-5

表中の意味：E-2 は 100 で除し、
 E-4 は 10000 で除し、
 E-5 は 100000 で除し、
 E-6 は 1000000 で除する。

附則 2

(第 19 条第 2 項)

計算式および端数処理

1. 「M」は、端数処理後の考慮対象月額家賃または負担である(第 19 条第 1 項第 2 文)。第 11 条および第 12 条にいう端数処理後の考慮対象月額家賃または負担(「M*」)の「M」への再計算は以下による。

「M」を求めるため、「M*」が余りなく 10 で除することができない場合、余りなく 10 で除することができる直近の完全なユーロ値になるよう切り上げる。「M」が余りなく 10 で除することができる場合、「M*」には変更を加えない。そこで得られた額から、常に 5 ユーロを控除する。

2. 「Y」は、端数処理後の総月収である(第 19 条第 1 項第 3 文)。第 13 条にいう端数処理後の総月収(「Y*」)の「Y」への再計算は以下による。

「Y」を求めるため、「Y*」が余りなく 10 で除することができない場合、余りなく 10 で除することができる直近の完全なユーロ値になるよう切り上げる。「Y」が余りなく 10 で除することができる場合、「Y*」には変更を加えない。そこで得られた額から、常に 5 ユーロを控除する。

3. 「M」および「Y」の値が以下の表の値に達しない場合、以下の値による。

	世帯員 1 人	世帯員 2 人	世帯員 3 人	世帯員 4 人	世帯員 5 人	世帯員 6 人
M	45	55	65	75	85	85
Y	205	245	265	315	345	365

	世帯員 7 人	世帯員 8 人	世帯員 9 人	世帯員 10 人	世帯員 11 人	世帯員 12 人
M	95	105	115	125	155	245
Y	385	415	585	805	1.085	1.255

4. 端数処理前の家賃または負担補助は、「a」「b」「c」の値 (附則 1) および「M」「Y」の値を第 19 条第 1 項第 1 文の計算式に入力し、以下の 4 つの計算式によりこれを求める：

小数点の計算

$$z1 = a + b \cdot M + c \cdot Y,$$

$$z2 = z1 \cdot Y,$$

$$z3 = M - z2,$$

$$z4 = 1,08 \cdot z3$$

ここで小数点は、小数点第 2 位まで固定小数として計算する。

5. 端数処理前の家賃または負担補助は、端数処理前のセント値が 50 以上の場合、直近の完全なユーロ値になるよう切り上げる；端数処理前のセント値が 50 未満の場合、直近の完全なユーロ値になるよう切り捨てる。

このように、計算そのものは極めて複雑な数式によるため、一般人が理解するには困難である。いちおうの例として、単身者、月収 800 ユーロ、月の家賃 400 ユーロで仮に計算してみる。この場合、「 $1,08 \cdot (M - (a + b \cdot M + c \cdot Y) \cdot Y)$ 」に代入すべき値は、

$$M = 400$$

$$a = 6,300 \text{ E-}2 \quad (6,300 \cdot 1/100)$$

$$b = 7,963 \text{ E-}4 \quad (7,963 \cdot 1/10000)$$

$$c = 9,102 \text{ E-}5 \quad (9,102 \cdot 1/100000)$$

$$Y = 800$$

となる。附則第 2 の計算式に従うと、

$$\begin{aligned}
 z1 &= a + b \cdot M + c \cdot Y \\
 &= 0,063 + 0,0007963 \cdot 400 + 0,00009102 \cdot 800 \\
 &= 0,063 + 0,31852 + 0,072816 \\
 &= 0,454336 \\
 z2 &= z1 \cdot Y \\
 &= 0,454336 \cdot 800 \\
 &= 363,4688 \\
 z3 &= M - z2 \\
 &= 400 - 363,4688 \\
 &= 36,5312 \\
 z4 &= 1,08 \cdot z3 \\
 &= 1,08 \cdot 36,5312 \\
 &= 39,453696
 \end{aligned}$$

これを端数処理すると 39 ユーロとなり、上表 (表 3.3.4-1) のクロス部分とほぼ同じ金額となる (あくまで試算のため参考まで)。

この計算式は、1999 年改正で初めて明示されたものであり (なおその時点では 1,08 の掛け合わせはまだなかった。これは 2009 年法による給付水準向上の一環として付加されたものである)、三要素のうち、家賃と収入が同じであれば、世帯員数が増えるごとに住宅手当が増し、家賃と世帯員数が同じであれば、収入が増えるごとに住宅手当が減り、収入と世帯員数が同じであれば、家賃が増えるごとに住宅手当が増すように作られている^{*130}。

以上の手続で算定される金額が、原則として向こう 12ヶ月における住宅手当の基礎となる。途中で世帯の経済状況等に大きな変動のない限り、この 12ヶ月は更新期限をも意味する。

なお受給権の法的保護に関しては、1973 年法までは住宅手当の譲渡、

^{*130} BT-Drucks. 14/1523 S. 178 f.

差し押さえ、担保供与を禁ずる条文があったが（1973年法第2条第2項）、一定要件下で金銭給付の差し押さえ等を可能とする第1編（第53条）の制定に伴ってこの条文は削除された。現在では住宅手当は第1編第53条の一般的要件に基づいて差し押さえ等が可能となっている（第12編は前身のBSHG同様、現在も差し押さえ等を禁じている（第12編第17条第1項第2文）；ただし平行制度の第2編は同様の規定を欠く）。

3.3.5 争訟

住宅手当の認定(Bewilligung)に不服の場合、まず異議(Widerspruch)を申し立てることになる。ドイツの行政訴訟は原則として前置主義をとっているため（行政裁判所法(Verwaltungsgerichtsordnung, VwGO)第69条）、いきなり訴訟(Klage)を提起することはできない。住宅手当にかかる訴訟の事物管轄は行政裁判権(Verwaltungsgerichtsbarkeit)に属する（憲法上の性質を有しない公法上の争訟は、他の裁判所に明示的に割り当てられない限り行政裁判所が管轄するため（VwGO第40条第1項第1文））。

住宅手当に関する訴訟は、ドイツにしては珍しく、あまり多くない。訴訟の多くが収入調査に関わるものであることは早くから知られていたが^{*131}、それでも初期の住宅手当報告では、報告期間中にあった訴訟の判決要旨がまとめられていた^{*132}。しかしこれも1977年報告を最後に途絶えている。住宅手当の認定件数が増えているにもかかわらず訴訟がそれほど多くない理由について、新法による手続の簡素化や行政庁におけるノウハウの積み重ねに求める報告もある^{*133}。確かに住宅手当法は法律の構造からみても行政庁の裁量の余地は多くなく、頻繁な法改正によって法律の規定が比較的速やかにアップデートされることが関係している

^{*131} BT-Drucks. V/2399 S. 6.

^{*132} BT-Drucks. VI/378 S. 29 ff.; BT-Drucks. 7/1563 S. 23 ff.; BT-Drucks. 7/4460 S. 41 ff.; BT-Drucks. 8/707 S. 30 ff.

^{*133} BT-Drucks. 7/1563 S. 5.

可能性がある。現時点においても、行政裁判所の業務統計^{*134}でも住宅手当関連の訴訟件数がそれ自体としては報告されていないため、争訟の全体像を把握するのは難しい。

翻って個別論点を追いかけると、キャンピングカーは住宅手当請求権の前提となる住居にあたらなとする（もちろん当事者はいたってまじめに争っている）行政裁判所（地裁相当）の判決^{*135}などがあるが、より影響力のあるものとしては、例えば下級審判決の掲載が中心の判例誌（Fürsorgerechtliche Entscheidungen der Verwaltungs- und Sozialgerichte, FEVS）で、2000年以降のレジスターから、上級行政裁判所（高裁相当）レベルで幾つかの判決ないし決定が出されていることが確認できる。

内容としては、職業教育訓練給付受給資格のある者を住宅手当から除外する規定について、資産制限によって実際には訓練給付の受給ができなかった学生が求めた住宅手当支給を否定したもの（マンハイム高等行政裁判所1999年12月1日判決）^{*136}、転居により住宅手当受給権が喪失する新たな法規定の適用を認めたもの（パウツェン上級行政裁判所2001年5月31日決定）^{*137}、社会扶助法上の原則に基づいて住宅手当法上の収入を見積もることに問題はないとしたもの（マンハイム高等行政裁判所2004年6月7日決定）^{*138}、住宅手当における収入の算定に際して実際に履行された扶養給付の金額のみを控除し児童手当の半分をこれに追加して控除することはできないとしたもの（ミュンスター上級行政裁判所2007年7月12日決定）^{*139}、失業手当II等の受給者の住宅手当からの除外は、第2編給付にかかる決定の適法性を前提としないとしたもの

^{*134} Statistisches Bundesamt, Fachserie 10 Reihe 2.4.

^{*135} VG Trier, Urteil vom 14. April 2011 - 2 K 1082/10. TR, BeckRS 2011, 50450.

^{*136} VGH Mannheim, Urteil vom 1. Dezember 1999 - 7 S 418/99, FEVS 52, 314.

^{*137} OVG Bautzen, Beschluss vom 31. Mai 2001 - 5 B 448/00, FEVS 53, 478.

^{*138} VGH Mannheim, Beschluss vom 7. Juni 2004 - 12 S 2654/03, FEVS 56, 44.

^{*139} OVG Münster, Beschluss vom 12. Juli 2007 - 14 A 2151/07, FEVS 59, 84.

(リューネブルク上級行政裁判所 2010 年 7 月 29 日決定)^{*140}、住宅手当の認定が変更されるのは収入が帰属した時点ではなく増加した収入を得た期間の開始によるとしたもの(リューネブルク上級行政裁判所 2013 年 9 月 5 日決定)^{*141}、収入の状況は認定期間開始後でなければその変化はありえないというのではなく、認定期間開始前においても、それが認定期間に影響を与える限りで状況の変動はありうるとしたもの(リューネブルク上級行政裁判所 2014 年 2 月 24 日決定)^{*142}がある。

連邦行政裁判所(最高裁相当)の公式判例集(Entscheidungen des Bundesverwaltungsgerichts, BVerwGE)で、同じく 2000 年以降、住宅手当法が関連法規となっている判決は 4 件存在する(住宅手当の訴訟を事物管轄するのは第 5 法廷である)。

ホーム入居者に支給される BSHG に基づく特別扶助を住宅手当の収入調査に際して収入とみなす住宅手当令の規定およびそれに基づく運用は違法であるとしたもの(連邦行政裁判所 2003 年 12 月 11 日判決)^{*143}、ホーム入居者の住宅手当申請資格を規定する住宅手当法の条文からはホームへの入居契約の存在が前提であるとの解釈は引き出されないとしたもの(連邦行政裁判所 2005 年 9 月 29 日判決)^{*144}、障害者作業所からの賃金および年金は社会扶助においてではなく住宅手当においてまず収入とみなされるべきであるとしたもの(連邦行政裁判所 2005 年 7 月 7 日判決)^{*145}、定型住宅手当の算定プログラムのミスにより住宅手当行政庁において生じた過大給付分についてこれを州の側から爾後の行政主体間

^{*140} OVG Lüneburg, Beschluss vom 29. Juli 2010 - 4 LA 59/09, FEVS 62, 234.

^{*141} OVG Lüneburg, Beschluss vom 5. September 2013 - 4 LB 261/11, FEVS 65, 378.

^{*142} OVG Lüneburg, Beschluss vom 24. Februar 2014 - 4 LB 231/12, FEVS 66, 84.

^{*143} BVerwG, Urteil vom 11. Dezember 2003 - 5 C 83/02, BVerwGE 119, 322= FEVS 55, 297.

^{*144} BVerwG, Urteil vom 29. September 2005 - 5 C 7/03, BVerwGE 124, 239= FEVS 57, 193.

^{*145} BVerwG, Urteil vom 7. Juli 2005 - 5 C 13/03, BVerwGE 124, 75= FEVS 57, 203.

の費用償還の際に差し引きすることはできないとしたもの（連邦行政裁判所 2008 年 5 月 15 日判決）^{*146}がある。

その他、公式判例集所収で内容上住宅手当にも関連するものとしては、週及的収入により住宅手当が増額される際の起算時点について第 10 編第 48 条第 1 項第 2 文第 3 号の規定よりも住宅手当法の規定が優先するとしたもの（連邦行政裁判所 2002 年 3 月 21 日判決）^{*147}、住宅手当は社会扶助法上需要サイドではなく収入サイドで考慮しなければならないとしたもの（連邦行政裁判所 2004 年 12 月 16 日判決）^{*148}、慰藉料から生じた利子収入であっても住宅手当の算定に際しては収入として考慮されるとしたもの（連邦行政裁判所 2012 年 2 月 9 日判決）^{*149}が確認できる。

公式判例集未収載のものでは、定型住宅手当請求権はそれ自体は社会扶助請求権ではないとしたもの（連邦行政裁判所 2002 年 11 月 14 日判決）^{*150}、さらに近年の判決として、69635,22 ユーロの資産保有者（収入はほぼなし）からの住宅手当申請を濫用であるとしたものがある（連邦行政裁判所 2013 年 4 月 18 日判決）^{*151}。

これらのうち、ホーム入居者の収入調査に関する 2002 年の連邦行政裁判所判決がその後の法改正の契機となるなど、司法統制は一定の効果を上げている。

3.3.6 法発展および法改正

2009 年法も、従前に劣らず、施行後多くの改正を経ている。すなわち、

^{*146} BVerwG, Urteil vom 15. Mai 2008 - 5 C 25/07, BVerwGE 131, 153.

^{*147} BVerwG, Urteil vom 21. März 2002 - 5 C 4/01, BVerwGE 116, 161=FEVS 53, 490.

^{*148} BVerwG, Urteil vom 16. Dezember 2004 - 5 C 50/03, BVerwGE 122, 317=FEVS 56, 343.

^{*149} BVerwG, Urteil vom 9. Februar 2012 - 5 C 10/11, BVerwGE 142, 10.

^{*150} BVerwG, Urteil vom 14. November 2002 - 5 C 58/01, FEVS 54, 319; auch BVerwG, Beschluss vom 26. Mai 2011 - 5 B 26/11, DÖV 2011, 744 (Leitsatz).

^{*151} BVerwG, Urteil vom 18. April 2013 - 5 C 21/12, ZFSH/SGB 2013, 421.

2009年からの施行を前に住宅手当からの除外等の規定をより明確化する2008年12月改正(第1次改正法)*¹⁵²、収入に関するデータ収集関連規定等における2009年3月改正*¹⁵³、差し押さえ関連法規の改正に伴う2009年7月の表現上の修正*¹⁵⁴、予算法に伴う住宅手当における暖房費補助の削除等に関する2010年12月改正*¹⁵⁵、第2編および第12編の改正に伴う2011年3月の表現上の修正*¹⁵⁶、統計関連法規の改正に伴う2011年11月の改正*¹⁵⁷、第3編等の改正に伴う2011年12月の表現上の修正*¹⁵⁸、住宅手当法を含む住宅関連法制の2012年11月改正*¹⁵⁹、そしてEU規則の発効に伴う2013年4月の改正*¹⁶⁰があり、都合9度を数える。このうち、第1次改正法および住宅関連法制の改正が比較的多数の条文に関連している。

*¹⁵² Artikel 1 des Ersten Gesetzes zur Änderung des Wohngeldgesetzes (1. WoGGÄndG) vom 22. Dezember 2008 (BGBl. I S. 2963).

*¹⁵³ Artikel 9 des Gesetzes über das Verfahren des elektronischen Entgeltnachweises (ELENA-Verfahrensgesetz - ELENAVG) vom 28. März 2009 (BGBl. I S. 634).

*¹⁵⁴ Artikel 7 des Gesetzes zur Reform des Kontopfändungsschutzes (KtoPfRefG) vom 7. Juli 2009 (BGBl. I S. 1707).

*¹⁵⁵ Artikel 22 des Haushaltsbegleitgesetzes 2011 (HBegIG 2011) vom 9. Dezember 2010 (BGBl. I S. 1885).

*¹⁵⁶ Artikel 12 des Gesetzes zur Ermittlung von Regelbedarfen und zur Änderung des Zweiten und Zwölften Buches Sozialgesetzbuch vom 29. März 2011 (BGBl. I S. 453).

*¹⁵⁷ Artikel 9 des Gesetzes zur Änderung des Beherbergungsstatistikgesetzes und des Handelsstatistikgesetzes sowie zur Aufhebung von Vorschriften zum Verfahren des elektronischen Entgeltnachweises vom 23. November 2011 (BGBl. I S. 2298).

*¹⁵⁸ Artikel 35 des Gesetzes zur Verbesserung der Eingliederungschancen am Arbeitsmarkt vom 20. Dezember 2011 (BGBl. I S. 2854).

*¹⁵⁹ Artikel 1 des Dritten Gesetzes zur Änderung wohnungsrechtlicher Vorschriften vom 9. November 2012 (BGBl. I S. 2291).

*¹⁶⁰ Artikel 9 des Gesetzes zur Begleitung der Verordnung (EU) Nr. 260/2012 zur Festlegung der technischen Vorschriften und der Geschäftsanforderungen für Überweisungen und Lastschriften in Euro und zur Änderung der Verordnung (EG) Nr. 924/2009 (SEPA-Begleitgesetz) vom 3. April 2013 (BGBl. I S. 610).

2005 年法以前と異なって、法律本体に金額の早見表が付随していないため、2009 年法の再公布がどのようなタイミングでなされるのか、施行 5 年で 9 回の改正を経てはいるが、現段階では不明である。なお自治体側からは 2009 年以降の家賃インデックスの高まりに応じた給付水準の引き上げが再三要請されている*161。

そしてこうした声に応ずるかたちで改正作業が 2015 年に表面化した。提出された法案*162 の柱は、考慮される家賃の最高限度額の引き上げ(第 12 条関係、最大で約 27% (家賃等級 IV))、給付乗率の引き上げ (第 19 条関係、1,08 を 1,15 に)、全自治体の家賃等級見直し(住宅手当令関係)など、給付水準の向上を狙う内容となっており、その他所要の改正もかなりの箇所へ渡る、2009 年法施行以降では最大規模のものとなっている。同法案は、2015 年 7 月 2 日に連邦議会を一部修正のうえ通過し*163、2015 年 9 月 25 日に連邦参議院で(住宅手当は連邦と州が折半するため、住宅手当法の改正には州の利益を代表する連邦参議院の同意が不可欠である；なお、改正法では新たな負担として連邦と州各自に 2016 年からの 4 年間で毎年 1 億ユーロ超を、他方住宅手当の引き上げにより第 2 編および第 12 編領域の負担軽減を、それぞれ見込んでいる)同意が与えられた*164。すでに連邦法律官報に公布されており*165、2016 年 1 月 1 日施行が予定されている。この改正を経た住宅手当のさらなる分析は他日を期することとする(従って巻末に附した住宅手当法の全訳でも上述の改正は入稿時点において施行前ということもあり織り込んでいない)。

*161 Städtetag aktuell 2013, 2 f.; Städtetag aktuell 2014, 3.

*162 BT-Drucks. 18/4897.

*163 BT-Drucks. 18/5324.

*164 BR-Drucks. 383/15.

*165 Gesetz zur Reform des Wohngeldrechts und zur Änderung des Wohnraumförderungs-gesetzes (WoGRefG) vom 2. Oktober 2015 (BGBl. I S. 1610).

3.4. 制度の特徴

3.4.1 ドイツ社会における位置づけ

ハルツ第4法改革以降は求職者基礎保障受給者および社会扶助受給者については公的扶助からの住居費給付に一本化されたため、最低生活保障に至らない低所得層についてのみ、住宅手当は役割を担うこととなった。住宅手当はそもそも住居費負担の一部を補助するための給付であり、かつ、ボリュームの大きな最低生活保障受給者が対象から外れたため、その存在感は著しく減退している。こうした大規模な制度改革以前においてすでに、本来なら受給可能な世帯のうち実際に給付を受けているのは半分に過ぎないという見解もあったことは注意を要する*166。ハルツ第4法改革後は、世帯ベースでみた場合、住宅手当受給世帯は世帯全体の2%前後を推移している（表3.3.2-4）。

対象世帯の縮小に伴い、予算面でもかなりの少規模となった。2015年の連邦一般会計における予算ベースでは*167、まず全体の予算が3016億ユーロ、このうち社会予算への支出が1533億ユーロと見積もられている。さらにその内訳として、例えば第2編関連支出には332億9000万ユーロ（失業手当IIが201億ユーロ、住居暖房給付が49億ユーロ、積極的労働市場政策が42億5000万ユーロ、その他の求職者基礎保障給付が40億4000万ユーロ）が予定されている。これに対して住宅手当支出は5億3000万ユーロに過ぎない。これは連邦負担分であって、共に折半する（法第32条）州の支出分を加えると10億ユーロに届く。為替レートを140円とすればざっと1400億円の支出となり、ドイツの人口ないし経済規模が日本の約3分の2であることを加味すれば、日本に照らし合わせると国と地方をあわせて毎年2000億円程度を家賃補助に振り向けているイメージになる。

*166 Stefan Kofner, *Wohnungsmarkt und Wohnungswirtschaft*, Oldenbourg Wissenschaftsverlag 2004, S. 131.

*167 <http://www.bundeshaushalt-info.de/startseite/#/2015/soll/ausgaben/funktion.html>

もちろんこれはハルト第4法改革による住宅手当の役割の大幅変動によるものであって、改革施行直前の2004年には、総額で約51億8300万ユーロ（一般住宅手当約31億8100万ユーロ、特別家賃補助約20億300万ユーロ）給付しており（表3.3.2-3）、これも140円で計算すれば7300億円近く、彼我の経済規模を勘案すれば1兆円レベルの支出を住宅手当でしていた時期もある。換言すれば、このようなダイナミックな変動をドイツの住宅手当は免れないのであって、すなわち政策の変動による制度の振幅が大きいということである。

その点に関連して、例えばナチス期の制度の思想的背景は想像するしかないが、統制経済下だったこともあって、住宅取得にかかる税制変更に伴う借家人における社会不安の増大を押さえる役割があったのであろう。

第2次世界大戦後は、国家再建が何よりも目標とされ、その主軸が住宅建設の推進であり、現在につながる住宅手当の萌芽もこの時期にある。アデナウアー政権下で長く住宅建設大臣を務めたリュッケ（Paul Lücke）（第3次アデナウアー内閣から第1次エアハルト内閣まで在任（1957年10月－1965年10月））は、統制経済の緩和と民間住宅市場の再生とともに、住宅手当の導入に尽力したといわれる。

ただし政策としての住宅手当には、党派的な影響はあまり看取されない。住宅手当の所管はコール政権までは連邦住宅建設省（名称に都市計画等を含む年もある）、シュレーダー政権以降は連邦交通省と合併した連邦交通建設住宅制度省、さらにメルケル政権下では第1次内閣および第2次内閣で連邦交通建設都市発展省、第3次内閣で連邦交通デジタルインフラ省と移り変わっており、歴代の主任の大臣は現職を含めて22人、内訳はSPDから9人、CSUから5人、FDPから5人、CDUから3人と、主要政党から万遍なく輩出されている。むしろ、いわゆる少数政党から政権内のバランスを兼ねて登用されるケースが目立つともいえる。またSPDが若干多いように映るが、これは連邦省の合併後、シュレーダー政権下で大臣の交代が相次いだことも影響している。それもあって、通算

の在任日数はSPDが他の政党を引き離しているものの（SPDが9795日、CDUが4822日、FDPが4599日、CDUが4099日；第1次アデナウアー内閣発足（1949年9月20日）以降で計算；2013年12月17日より現職のドブリント（Alexander Dobrindt（CSU））を除く）、保守政権、改革大連立、社民主義政権といった政治的背景とは特に連動せずに、住宅手当の改善は進められてきた。

その点で、シュレーダー政権による構造改革の給付面での総仕上げであるハルツ第4法改革に連動する低所得者に対する住居費給付の組み替えは、第3次コール内閣下で導入された定型住宅手当を特別家賃補助に切り替えた（主に自治体に痛みを伴わせる）第1次シュレーダー内閣の判断を自ら大きく上書きするものであり、その限りで、やはり党派性よりもときどきの経済社会情勢が具体の制度としての住宅手当を規定するといったほうが正しいであろう。なおメルケル政権下においては、第1次^{*168} および第2次^{*169} の連立協定では、制度の簡素化に努める旨が簡単に触れられている一方、第3次^{*170} では家賃や所得の動向にあわせた給付水準の改善が課題として掲げられ、踏み込みを見せている。

3.4.2 ドイツ法における位置づけ

ドイツの社会保障法は基本的には給付法としての性格からその位置づけが定められ、また分類整理されてきた。かつては社会保険（Sozialversicherung）、援護（Versorgung）、保護（Fürsorge）の3分類が広く知られていたが、現在では、事前準備（Vorsorge）、補償（Entschädigung）、扶助（Hilfe）、助成（Förderung）の4つに分類するのが一般的となって

^{*168} Koalitionsvertrag von CDU, CSU und SPD, Gemeinsam für Deutschland. Mit Mut und Menschlichkeit, S. 64.

^{*169} Koalitionsvertrag von CDU, CSU und FDP, Wachstum. Bildung. Zusammenhalt., S. 83.

^{*170} Koalitionsvertrag von CDU, CSU und SPD, Deutschlands Zukunft gestalten, S. 80.

いる。こうした変化をもたらした要因の一つに、社会保険以外の租税給付の多様化が挙げられ、その一例が住宅手当の発展である^{*171}。

ひとまず2009年法施行以降で版が更新されているドイツの社会保障法の代表的な教科書で住宅手当法がどのように位置づけられているかをみってみる。まずMuckel^{*172}は、「市民による反対給付のない国家的給付」の一章部分「社会的助成 (Soziale Förderung)」の一項目として、住宅手当を取り上げている(第3部第15章III)。記述には、全625頁中、4頁があてられている。次にEichenhofer^{*173}では、「社会的助成」のうちの一章として扱われている(BのIV第24章)。記述量は326頁中の4頁である。さらにWaltermann^{*174}によると、「社会的補償、社会的扶助、社会的助成」の章における「社会的助成」の一項目が住宅手当となっている(第4部第16章IV)。本文281頁のうち2頁が割かれている。最後にKokemoor^{*175}においては、「税金でまかなわれる社会給付」における「社会的扶助および助成」の一項目「適切な住宅に対する補助」と位置づけられ(第4章のIIの6)、本文209頁のうち1頁で説明されている。これらの教科書よりは比較的量的のある記述として、von Maydell/Ruland/BeckerによるSozialrechtshandbuchにおいて「社会法のその他の領域」中「住宅手当法」(第4部第29章)の解説が8頁にわたってみられる^{*176}。

このように、各書における記述の量は極めて少なく、また制度の紹介

^{*171} Vgl. Günter Püttner, Wohnungsrecht in: Norbert Achterberg/Günter Püttner/Thomas Würtenberge (hrsg.), Besonderes Verwaltungsrecht: Ein Lehr- und Handbuch, 2. Aufl., 2000 C. F. Müller.

^{*172} Stefan Muckel, Sozialrecht, 4. Aufl., 2011 Beck.

^{*173} Eberhard Eichenhofer, Sozialrecht, 9. Aufl., 2015 Mohr Siebeck.

^{*174} Raimund Waltermann, Sozialrecht, 11. Aufl., 2014 Müller.

^{*175} Axel Kokemoor, Sozialrecht, 6. Aufl., 2014 Vahlen.

^{*176} Joachim Becker, Wohngeldrecht in: Bernd Baron von Maydell/Franz Ruland/Ulrich Becker (hrsg.), Sozialrechtshandbuch (SRH), 5. Aufl., 2012 Nomos.

や解説でほぼ尽きているが、いずれにせよ、社会保険でも公的扶助でも補償的性質を有するものでもないという消去法的な位置づけではあるものの、社会的助成の一環として取り上げる点については共通している。同様に位置づけられる他の制度には、児童手当 (Kindergeld) や親手当 (Elterngeld)、職業教育訓練給付 (Ausbildungsförderung)、障害者のリハビリないし社会参加があるが、ドイツではこれらを日本法のように社会手当として括る意識はあまり強くない。借地借家規制や住宅建設に付随して発展してきたという住宅手当の出自を考えれば、むしろ社会給付としての位置づけを現在は確かにしている点を重視すべきかもしれない。

ただしマイナーさは否めず、コンメンタールも現行法について容易に入手できるのはコンパクトなものが一冊^{*177}、社会法全体についての注釈書の一部^{*178}、またつい最近になって行政裁判所裁判官 3 名による共著で比較的内容のしっかりしているもの^{*179} が出されているほかは、入手や閲覧の難易度が高い加除式が二組^{*180*181} ないしオンライン^{*182} がそれぞれあるに過ぎず、ドイツにおいても住宅手当は法的研究が進んでいるとはいいがたい。

^{*177} Ludwig Zimmermann, Wohngeldgesetz: Handkommentar, 2014 Nomos.

^{*178} Jürgen Winkler, Wohngeldgesetz (WoGG) in: Sabine Knickrehm/Ralf Kreikebohm/ Raimund Waltermann (hrsg), Kommentar zum Sozialrecht: VO (EG) Nr. 883/2004, SGB I bis SGB XII, SGG, BaföG, BEEG, Kindergeld (EStG), UnterhaltsvorschussG, WoGG, 4. Aufl., 2015 C. H. Beck.

^{*179} Michael Klein/Stefan Schulte/Wibke Unkel, WoGG: Wohngeldgesetz Kommentar (Berliner Kommentare), 2015 ESV.

^{*180} Otto Stadler/Dieter Gutekunst/Christian Dietrich/Hubert Fröba, Wohngeldgesetz, Loseblattwerk, Boorberg.

^{*181} Richard Buchsbaum/Ingo Christian Hartmann, Wohngeldrecht, Loseblattwerk, Kohlhammer.

^{*182} Christian Rolfs/Richard Giesen/Ralf Kreikebohm/Peter Udsching, Beck'scher Online-Kommentar Sozialrecht Wohngeldgesetz.

3.4.3 給付制度からみた位置づけ

(1) 負担補助

ドイツの住宅手当には、給付面の特徴が幾つか存在する。まず一つは、持ち家層にも住宅手当が支給される点である。一般に住宅手当と家賃補助は同義語として用いられることが多い。所得階層が高くなるほど持ち家の割合が高まり、逆に所得階層が低くなるほど借家の割合が高まるという一般的経験則、および、社会保障給付の主たるターゲットという点で、この同義語のイメージに誤りはない。しかしドイツの場合、固有の意味での家賃補助のほか、住宅手当は持ち家に対する住居費負担に対しても支給される。現行制度では、これは「負担に対する補助 (Zuschuss zur Belastung)」すなわち「負担補助 (Lastenzuschuss)」として規定されている(法第1条第2項)。現在の負担補助制度は、1956年法ではじめて「負担助成 (Lastenbeihilfe)」が法定されて以降、ほぼ、家賃助成と平行して発展してきた。少なくとも1970年法(第2次住宅手当法)以降は、両制度とも基本的に同じ基準で額が決定されるようになった。

ただしデータをみる限り、負担補助が住宅手当全体に占める割合(世帯ベース)は、定型住宅手当および特別家賃補助の時代で5%弱、ハルツ第4法改革以降では、ほとんどが借家層の最低生活保障受給世帯が住宅手当から除外されたため持ち家層の割合が結果的に高まったとはいえ、10%前後である。すなわち家賃補助が全体の約90%を占めている。

国際比較からすると、いわゆる先進国において、ドイツは例外的に持ち家率が低い国として知られている。日本やアメリカ、イギリスなどが60%を超えているのに対し、近年変化がみえるとはえ、ドイツはおおむね40%台であった。つまり全体の過半数は借家世帯であり、ベルリン州では9割近くが借家であるといった例すらある。ドイツ住宅市場のこうした構造からすれば、資源の適正配分との関係で、住宅手当を家賃補助のみに特化することも不可能ではなからう。

他方、住宅手当の目的は、「適切でかつ家族に適した居住を経済的に保障すること」(法第1条第1項)であり、持ち家政策の推進といったこと

とはそもそもニュートラルである。その意味では、借家に対する家賃負担と、自家住宅に対するローンないし利子負担等とを同列に扱うことにも問題は無い。また給付の効果という点では、より広い、よりよい居住水準を目指すこと自体が法の目的といえるかどうかは別としても、単身者や狭隘住宅の割合が高い家賃補助と比べて、負担補助においてはより多くの世帯員がより広い住居において補助の対象となっており、低所得世帯全体における居住水準の底上げを果たしているともいえる。

もちろん持ち家層に対する公的支援のあり方は元来多用であり、直接給付の果たしうる役割にも限度はあるが、少なくともドイツでは住宅手当の一環としての負担補助が持ち家選択者にとって所得低下時の一つの支えになっていよう。ハルツ第4法改革に顕著なように、公的扶助受給の有無で住居費負担に対する公的支援が切り替わる制度下では、持ち家の維持可能性が最低生活保障における住居政策の動向にもっぱら左右されるようになることからしても、住宅手当によるストップ機能を見軽視することは適当でない。住居費による経済的圧迫を和らげるというイメージとは異なる住宅手当の側面である。

(2) 暖房費補助

次の特徴として、制度のフレキシブルさが挙げられる。2009年法の一つのポイントとして喧伝されたのは、住宅手当における暖房費に対する補助の実現であった。当初の2009年法草案では暖房費補助は項目に含まれていなかったものの、その後の修正協議で補助に関する条文（法第12条第6項）を挿入することで合意が成立した^{*183}。その直接の動機は2000年以降のエネルギー価格の高騰に対応することであったが、ハルツ第4法改革の影響をいったん緩和させることも狙いの一環であった。

すなわち、ハルツ第4法改革は受給者を制度で完全に切り分ける点に特徴があり、住居費負担に関する限り、例えば失業手当II受給者としてその全額が（費用が適切な限りで）扶助の対象となるか、住宅手当受給

^{*183} BT-Drucks. 16/8918 S. 49 ff.

者として住宅手当による家賃の一部補助の対象となるか、二つに一つしかない。同時に、失業手当Ⅱを受給する場合、暖房費も基本的に全額が最低生活費として計上されるが、住宅手当にこのような仕組みはない。つまり暖房費に関しては、全額が扶助の対象になるか、まったく公的給付の対象にならないか、これも二つに一つしかなくなる。ハルツ第4法改革においては給付の選択の余地も認められているが、実際(2005年以降)、住宅手当ではなく公的扶助給付を選ぶ低所得階層が少なくなかった背景には、こうした制度間格差があったのである。

よって、住宅手当に受給者を引き戻すべく、当初法案よりも家賃補助の限度額を10%上向かせるのとあわせて、暖房費補助が規定されることになった。金額は、単身世帯で24ユーロ、2人世帯で31ユーロ、あとは世帯員が1人増えるごとに6ユーロ加算される。これは世帯人数ごとの標準的な住居面積から割り出されたものとされる(1平米単価50セント、例えば単身世帯の標準的面積48平米かける50セントで24ユーロ)。また暖房費補助の創設に伴って、新法施行(2009年1月1日)時点ですでに到来している2008年10月から12月の冬シーズンのための一時的に施行直前に急遽規定された(法第44条)。

住宅手当に関連して暖房費補助がおこなわれたのは、実はこれが初めてではない。2000年から2001年の冬シーズンに、少なくとも3ヶ月以上住宅手当を受給する世帯に対して暖房費補助が実施されたことがあった(「一時的暖房費補助の支給に関する法律」^{*184})。2001年以降は住宅手当本体の給付水準が引き上げられたこともあって、その後同法が着目されることはなくなり、2009年法の当初草案では同法の廃止の明確化も予定されていた(結局廃止はしないということで修正協議が落ち着いている；よって同法はなおも現行法である)。

しかし2009年法による暖房費補助は、緊縮予算のあおりを受け(立法

^{*184} Gesetz zur Gewährung eines einmaligen Heizkostenzuschusses vom 20. Dezember 2000 (BGBl. I S. 1846).

理由書は導入以降のエネルギー価格の低下によるものとはしているが^{*185}）、2011年改正で廃止された（法第12条第6項の削除）。2011年以降は、暖房費を含まない補助として住宅手当が継続されている状況にある。

このように、ある意味で猫の目のような変化からすると、思いつきという言葉は適当でないにせよ、低所得者に対する補助が政治や予算の方向性で生まれては消え消えては生まれという印象が否めない。その意味では制度としての安定を欠くともいえる。他方で、その時点の要請に応じて、思い切った補助が可能になっているという側面もある。こうした一種の弾力性や柔軟さは、制度に対する厳格なしばりのない社会手当（ドイツではそうは呼ばれないが）としての特性に由来するものである。

暖房費においては、もちろん個々の世帯の利用形態との関係も大きい。エネルギー需給のあり方全体によって価格が変動し、とりわけ現在のドイツのように再生可能エネルギーにかかる負担を電気料金に薄く広く上乗せする制度のもとでは、こうした賦課金は基本的に定率でかかることからしても、低所得者における負担感は低くない。また、中央暖房で供給される暖房費を住居費に上乗せして定額で家主に支払う社会的慣行の根強いドイツでも、気候変動対策ないし地球環境保全意識の高まりから、個々の利用者の負担感を少しずつ表に出し、節約に心がけさせようという方向性も強まっている。こうした動きを、しかし、低所得者に対しては一定のクッションを挟んで及ぼすという点では、暖房費補助には意味があろう^{*186}。問題は住宅手当の延長として構成するかどうかである（2000年では別法、2009年法では法の一部）。住居費補助と暖房費補助の目的の相違をどのように整理するかの検討を要する論点である。

^{*185} BT-Drucks. 18/3030 S. 52.

^{*186} Christian Woltering, Potenziale nutzen: Das Wohngeld muss zügig wieder an die Realitäten angepasst werden, NDV 2014, 316 ff.

(3) 定型的補助と個別的補助

とりわけ受給者にとって重大な関心事である住宅手当の支給額は、法に示されているように、一定の計算式によって算出される。その際の要素は、世帯員数、家賃ないし負担額、そして世帯の総収入である。

このように計算式が法定され、いわば機械的に金額が算定されるという意味では、ドイツの住宅手当は定型的性格を有する補助である。確かに近代的な公的扶助でも、支給額は世帯において観念される最低生活費から認定される収入を減ずることで補足的給付の金額が算出されるが、しかし公的扶助の性格は定型的ではなく個別的であると一般に理解されている。その要因の一つは、補足的に支給される金額がすべての世帯で異なりうることにあり、もう少し遡れば、請求権の要件充足確認過程において、大なり小なり実施機関の裁量が働くことが関連している。

こうした判断余地は、少なくともドイツの住宅手当では存しない。例えば世帯員数は、単純にある住居で生活している者を数え上げるのではなく、住宅手当から除外される人数を除いた残りが考慮される（法第5条ないし第8条）。この住宅手当からの除外対象者は法律であらかじめ決定されており、現場の判断は不要である。家賃および負担の上限および除外項目も法律で列挙されている（法第9条ないし第12条）。収入にいたっては、追加的に数え上げられる項目が数十号にわたって明記されているのである（法第13条ないし第18条）。これらの要素のカウントにおいて、法律はすべて平叙文で記され、話法の助動詞（とりわけ「できる(kann)」）がほぼ排除されていることから、行政が法律に則っていわば機械的自動的に執行されることが目指されていることが理解できる。

以上の意味で、ドイツの住宅手当は定型的なのである。この定型的性格は、給付水準との関係でも重要となってくる。住宅手当の水準は、現場の判断の余地がないことの裏返しで、法律が制定された時点ですでに観念上決定している。誰を住宅手当から除外し、何を収入から控除し、どういった家賃をどこまで補助対象にするかは、ルール確定以降もはや動かされることはない。住宅手当の給付水準の操作は、すなわち、法律

で完全にコントロールされているのである（住宅手当の計算式に 1,08 の乗率を設定した 2009 年法もその例である）。もちろん、収入へのカウントや給付からの除外は、ときには微妙な問題を生ずるし、それが裁判になることもある（むしろ住宅手当の訴訟の大半は、住宅手当法上の収入該当性や収入からの除外の有無に関する紛争である）。しかしそれも裁判所による法解釈で結果は必ず明らかになる（とされている）のであって、換言すればルールには隙のないことが前提となっているのである。

参考までに、家賃または負担が住宅手当法において考慮される最高限度額（2005 年法まで第 8 条、2009 年法第 12 条）について、単身世帯を例に推移をみておく（表 3.4.3-1）。

しかしこうした定型的性格にもかかわらず、むしろ定型的性格を実現しているがゆえに、ドイツの住宅手当については、行政コストが高いことが昔から問題となっている。要件確認作業の大きな柱である住宅手当法上の収入の確認はとりわけ手間暇を要し、申請から実際の支給までの間隔を引き延ばす主たる要因となっている。法律にルールがすべて明記されている（と考える）ことと、実際の（判断余地のない）手続が遅滞なく進むこととは距離感があるのである。

表 3.4.3-1 最高限度額の推移（単身世帯）

	地域	金額	改善比	備考
1970 年法	1000000 人以上の都市	190 マルク	—	
1973 年法	500000 人以上の都市	240 マルク	+26,3%	
1977 年法	500000 人以上の都市	320 マルク	+33,3%	
1980 年法	500000 人以上の都市	370 マルク	+15,6%	
1982 年法	500000 人以上の都市	370 マルク	±0	据え置き
1985 年法	家賃等級 V	455 マルク	+22,9%	
1990 年法	家賃等級 VI	480 マルク	+5,5%	
1991 年法	家賃等級 VI	535 マルク	+11,7%	
1993 年法	家賃等級 VI	625 マルク	+16,8%	1992 年改正による
2001 年法	家賃等級 VI	723.66 マルク	+15,8%	1999 年改正による
2002 年法	家賃等級 VI	370 ユーロ	±0	2001 年の数値をユーロ換算
2005 年法	家賃等級 VI	370 ユーロ	±0	据え置き
2009 年法	家賃等級 VI	407 ユーロ	+10%	

注記：2005 年法までは、カテゴライズされたうちのもっとも高い金額である。

そうした問題と同時に、ドイツの住宅手当は、計算式によって定型的に支給額が算出される一方で、実際の支給額は著しく個別化されている。一マルクユーロ単位で異なるのである。1970年法より前は、第2次住宅手当法のように世帯ごとの支給額一覧表が付随されておらず、そもそも法の目的が社会的過酷の回避や住居における最低限度の実現におかれており、その限りで給付は個別に算定されており、当時の住宅手当報告はこれを住宅手当の「個別原理 (Individualprinzip)」として分析していたことがあった*187。こうした公的扶助との境目の明確でない仕組みを脱して、保障の目的を上向かせ、まさに制度を合理化、簡素化、そして定型化しようとした1970年法は、しかし、実際には住宅建設との二人三脚で発展してきたその出自もあって、例えば補助可能限度額において、建築年や、中央暖房および風呂ないしシャワー設置の有無で住宅を細かくカテゴライズし (この名残は2005年法まで残った)、また現在とは違い住宅手当法上の収入としてはカウントしないものを数十項目列挙するなど (当時の住宅手当は水準が低く、可能な限り収入から除外されるものを多くすることで実際の支給額を向上させる狙いがあった；また社会保障給付に全体的統一感がなく、援護法関係も含めて種々の要保障事由による雑多な社会給付が併存しており、収入構成を複雑にしていた)、制度はむしろ煩雑化した。極めつけは、現在にもつながる世帯人数ごとの住宅手当支給額一覧表の附則化である。これは1965年法と比べると支給額の透明化に大きく寄与するものであったが、収入確認等を詳細化するのに同期して、支給額を一マルク単位で一覧化した。その後、支給水準の向上は法律本体における各種要素の規定の改正および補助可能限度額の上昇によることになるが、実務に大いに役だったのは、この一覧の値であり、その改善であった。結局現在に至るまで金額を (一定程度であれ) 丸めることはついにおこなわれなかった。

日本の社会手当では、児童手当が5000円や10000円、15000円という

*187 BT-Drucks. V/2399 S. 10 ff.

ように大まかに刻まれ、また児童扶養手当が（10円単位での多段階化が進んでいるとはいえ）42000円（平成27年度基準、子ども1人の場合）を出発点としているのとは比べると、ドイツの住宅手当は、算出が定型的であっても、支給額が定額制であるとはおよそ評しえない。すなわち定型的性格を有する個別的補助なのである。

こうした性格は、一方では講学上の社会手当に由来し、もう一方では住宅手当の出自に関連するところが大きい。少なくともドイツでは、人間の尊厳に値する最低生活の実現は憲法上の基本権として保障され、ゆえに、最低生活を実現するための給付の算出は、司法による手続的統制に全面的に服する^{*188}。翻って住宅手当の算定式や支給額、あるいは給付水準については、司法統制が問題になったことはひとまず現段階ではない。もしあったとしても裁判所が金額や算式をチェックするかどうかは微妙である。もちろん租税を用いる公的給付であるため、立法者の恣意で制度を左右することはできない（実際、1969年の連邦憲法裁判所違憲決定では、当時の規定に基づく社会扶助受給者の住宅手当からの除外を平等原則違反としている）が、給付の作り方に関する限り、住宅手当の制度としての自由さに大きな制限は見当たらない。こうしたフレキシブルさに、制度の出自および発展傾向が加わったのが現在の住宅手当の姿であるといえる。

確かに、一律50マルクや100ユーロとするよりも、値を細かく設定したほうが、需要に即し、かつ逆転現象の抑制ないし防止にもつながる。ただし金額の刻みが細かすぎると、2009年法下でいえば、8人世帯で月額収入が420ユーロ以下、家賃が1150ユーロを超え1160ユーロ以下の場合（つまり家賃が月収の3倍近い住居に住んでいるケース）、補助額が1083ユーロ（補助率90%超）になるというありえないケースまで想定し、あるいは10ユーロ未満は補助の対象としない（つまり算出される金額が

^{*188} BVerfG, Urteil vom 9. Februar 2010 - 1 BvL 1/09, 1 BvL 3/09, 1 BvL 4/09, BVerfGE 125, 175.

年間 120 ユーロなら補助され、年間 119 ユーロなら一切補助されない) というような線引きをしなければならなくなる。制度内在的、制度外在的なしびりがそこまで強くないがゆえの制度作りの悩みであるともいえるよう。

4. 若干の考察

本稿の直接の目的はドイツの制度紹介にあるが、ドイツの住宅手当^{*189}を巡る幾つかの視角に即して、日本の状況に関連させながら若干の考察を試みておく^{*190}。

4.1. 住宅政策としての住宅手当

ドイツの住宅手当の源流が戦後初期の住宅政策にあるのは疑いを容れない。そもそも住宅という「モノ」が破壊された状況や、復興が加速して労働者の住宅不足が明らかになる状況にあって、国家が音頭をとって国民生活、国民経済の基盤である住宅の大量建設を促進することは十分に説得的である。いわゆる対物助成(Objektförderung)がドイツの住宅政策(Wohnungspolitik)の大きな柱となってきたのはそのためである。その際、当初は一種の従属変数であった家賃助成は、住宅建設が一段落

^{*189} ドイツの住宅手当の経済学的分析について、高倉博樹「ドイツにおける住宅手当の政策効果について——GSOEPによる実証分析——」六甲台論集経済学編46巻4号(2000年1月)29頁、高倉博樹「ドイツにおける住宅手当の政策効果——GSOEPによる実証分析」日本経済政策学会年報49巻(2001年)168頁。近年の文献として、齋藤純子「公的家賃補助としての住宅手当と住宅扶助」レファレンス755号(平成25年12月)3頁以下が詳しい。また各国制度の横断的紹介として、「欧米主要国における家賃補助制度および公共住宅制度等に関する調査研究」(日本住宅総合センター、2012年12月)、篠原二三夫「欧米主要国における家賃補助制度」季刊住宅土地経済90号(2013年10月)27頁、小玉徹「欧州における住宅手当の展開と日本の課題(その1)(その2)(その3)」季刊経済研究34巻3・4号(2012年3月)1頁、35巻1・2号(2012年9月)11頁、35巻3・4号(2013年3月)3頁参照。

^{*190} 近年の論考として、阪東美智子「家賃補助に関する考察」建築とまちづくり420号(2013年6月)28頁など。

する 1970 年前後を境に、独自の存在感を発揮し始める。対人助成 (Subjektförderung) のスタートである。また、これら二つの公法上の助成の手前には、私法関係への国家的介入があり (借地借家法等による社会的規制)、全体として住宅関連法制を形成している (なお日本では住宅政策の三本柱 (公団、公社、公営; いずれも対物助成の色合いが濃い) に対人助成の四本目が加わらないまま現在に至っており、比較の点で興味深い)。

ヨーロッパの文脈では、対物から対人への重点の遷移は、前者のデメリット (貧困者の集住など) を後者のメリット (居住地区を問わない居住者に着目した支援) によって打ち消す意味でよく捉えられる。実際ドイツでも、社会住宅建設は一時期以降下火になり、また再開していない理由として、ゲッター形成 (Ghettobildung)、ゲッター化 (Ghettoisierung) (すでに建設されて相当年数の経過した (旧) 社会住宅の集中する都市区域にやはり貧困層が集中し地域統合などの点で問題を抱える状況; 本当の意味でユダヤ人が詰め込まれているわけではない) への懸念の存在がしばしば語られる。

とはいえ、ドイツでも対人助成に完全に切り替わっているわけではなく、居住空間助成 (Wohnraumförderung) というかたちで現在でも住宅建設を含む都市計画への公的関与は継続されている。現在の住宅手当は、そうした枠組みに関連する一つのツールという側面がある。

ハルツ第 4 法改革を経て、公的扶助に基づく住居費給付が中心的な存在になったため、住宅手当そのものの役割がボリューム面で減じているのは確かである。しかし住宅政策全体における対人助成としての固有の意義はなおも失っていないと思われる。例えば日本の生活保護では、ローン付き住宅保有者からの保護申請は、結果として保護費からのローン返済になるため原則として却下することが行政運用上定められている。これは私有財産の形成に公費を投入することはできないというドグマに基づくものである。住宅扶助による家賃相当分の給付は結果的に大家の私有財産の維持形成を意味するため、このドグマの通用力にも問題はあ

が、それをさておいても、制約の多い公的扶助と異なり、例えばドイツの住宅手当は持ち家層にも支給される制度となっているように、住宅手当は可能な公費の投入形式(この場合は対人助成)として住宅政策(これに公費を投ずることは取り立てて問題とされていない。住宅ローン減税や利子補給を見よ)の一つのパターンを形成しているのである。

4.2. 社会手当としての住宅手当

ドイツの住宅手当は租税による社会給付である。すなわち少なくとも社会保険給付には分類されない。保険料の事前拋出がなく、給付反対給付の(緩やかな)関係が成立しないからである。その限りで、住宅手当の請求権ないし受給権は、広い意味での契約関係から生起するものではない。他方、住宅手当は公的扶助給付ともみなされない。しかしこの点はドイツでも縷々議論のあったところであって、戦後初期までは、住宅手当は実質的には公的扶助に近似した制度であり、第2次住宅手当法以降の歩みのなかで、次第に社会手当としての性格を強めていき、同時に公的扶助(社会扶助)受給者の住宅手当受給資格を様々に構築してきた。

住宅手当の目的は「適切でかつ家族に適した居住を経済的に保障すること」にあるが、これがどういう社会的リスクなのかは、すぐには判然としない。不適切な居住状態や家族状況に適合しない住居がドイツに蔓延し、多くの国民が経済的困苦に喘いで不安定居住を余儀なくされているのであれば、むしろ現在の住宅手当の給付水準ではとうてい追いつくものではないからである。むしろ住宅手当そのものは、ある一定の居住水準が社会全体でいちおうは確保され、しかし低所得であるがゆえにそうした居住水準を全面的には享受しづらい層がいることを前提に、住居費負担能力を底上げして安定した居住を継続させることを実際には狙っているものと思われる。

確かに住宅は、基本的には家に住んでいない人がいないことからすると、もっとも多くの国民階層にとって密接な生活部面である。しかし、老齢や医療ないし介護、失業等の典型的な社会的リスクと同様に住宅に

おける困窮が社会保険によるリスク分散やヘッジに適しているとは、通常はみなされていない。その理由を突き詰めるのはかなり難しいが、住宅が医療や介護などの現物（サービス）給付以上に、住宅というモノの存在を強く前提とし、かつ、市場経済においてその供給が現になされ、また住宅市場が一定程度機能し、保険というサブシステムすら各種の損害保険で商品として提供されているため、もちろんそれぞれに固有の限界はあるが、国民ワイドで社会保険を成立させる高度の必要性が欠けていることが関係していよう。

さりとて、公的扶助による住居費給付に一元化することも、選択肢の一つではあるが、適当かどうかの問題は残る。公的扶助は最低限度の生活保障のみにかかずらうという規範的限界があり、もしこれがストレートに適用されれば、例えば持ち家の換価処分が強く要求され、あるいは家賃の上限が厳しく設定される結果、公的扶助を受けたがために現住住居を去らざるを得ない状況に陥ることが否定できない。こうしたデメリットを、弱めていくことはできても、完全になくすることは不可能である。

このように考えれば、保険技術の適用可能性や、公的扶助にかかる諸々の制約から離れたフレキシブルな公的給付として家賃補助を構想することには体系的合理性がある。もちろんこのフレキシブルさはプラスにもマイナスにも働きうるわけで、とりわけ予算上の制約や政治の方向性による影響を免れえない。他方で、典型的には公的扶助のように憲法上一定の水準を保つことが要請されるシステムと異なり、社会手当はある程度自由に制度設計できる（ドイツの文脈に沿えば、社会扶助と異なり住宅手当には需要充足原理が働かないため、住居費需要全体のカバーの可否に関わりなく制度を組み立てることができる）。この点で、社会状況に応じたそのピンポイントな活用はむしろ期待されるともいえる。その意味でも、どういう社会的リスクを念頭におき、給付によってどの程度のカバーを狙うのかが、社会手当の実質を決定することになる。日本における家賃補助の議論においてもこうした基本的視角がより詰められなけ

ればならないであろう。なおドイツの現状からすると、カバレッジがかなり低下したこともあって、住宅手当の果たしている役割をどのように再評価し、かつ積極的に位置づけていけるかが一つの課題となっている (近年の住宅手当・家賃報告で公的扶助による住居費給付をわざわざ取り上げたのは住宅手当の存在感低下の裏返しでもある)。

4.3. 家賃補助としての住宅手当

住宅手当は典型的には家賃補助であり、かつこの補助は通常、全額補填を意味しない。すなわち一部分に対する補助であることが前提であり、補助対象者は残りを自前で捻出することが求められる。またこの種の制度は、公的給付に限られるものではなく、むしろ (とりわけ日本では) 企業による福利厚生の一環として制度化されている場合が少なくない。企業から基本的に賃金を受け取るだけの給与システムが採用されている国では、家賃補助であれ家族に対する扶養手当であれ、設けるとすれば社会給付として外部化せざるを得ないが、我が国ではこれらを企業が福利厚生として提供してきた歴史が長い。日本の文脈では、すなわち、国家が家賃を補助することはできるが、国家しか家賃を補助できないわけではなく、民間企業の役割が実際にはかねてより大きかったのである。

住宅に関する福利厚生には、他にも、財形貯蓄や社内融資、貸付、利子補給など主に持ち家取得促進のもの、さらには事実上の現物給付である給与住宅(社宅、官舎など：寮や寄宿舎は概念上除かれる場合が多い)があり、その意味では家賃補助は相対的な存在でもある。またライフスタイルの多様化に鑑みれば、福利厚生メニューに家賃補助しかない場合よりも、ラインナップが可能な限り充実していることが望ましいとはいえよう。

民間企業による福利厚生としての居住支援システムは、公的給付以上にフレキシブルな制度設計が可能であり、現に多種多様な制度が見られる。確かに狭い意味での労働の対価でないことから、その制度化が法的に必須であるとはいえず、また企業間格差も大きい。しかし広い意味で

は労働条件の一部であって、労働組合などの努力によって制度として位置づけられ、拡充が図られることもある。景気の要素も大きいため制度は本質的には不安定であるが、他方でダイナミックな内容ともなりうるところに、福利厚生の特徴が認められる。かゆいところに手の届く補助という意味では、福利厚生は公的給付に勝るとすらいえる。

その限りで、公的な家賃補助を構想するかどうかにおいては、家賃補助をこうした民間企業の自律性ないし労使交渉の条件闘争に載せるのがよいのか、一定の給付として安定したかたちで公的に構築するのがよいのかの価値判断が焦点となる（民間企業に福利厚生の伝統がない国ではこのような悩みは生じない）。同時に公的な家賃補助の制度化は、福利厚生との調整が不可欠となる。なぜなら家賃補助が一部に対する補助である以上、併給によって全体を超える補助がなされる可能性があるからである。もちろん択一的な調整に限られるわけではないが、住居費負担全体で見ると、本人による捻出、企業による補助、国家による補助の三者のバランスをどう図るのが検討されなければならない。換言すれば補助は、補助される部分の原資をどう確保し、補助されない部分に対する本人の負担能力をどう見積もるかという、資源調達ルート開拓という問題とも重なる。なおドイツの場合、企業による福利厚生（住宅に対するものを含む）と、公的給付としての住宅手当は相互に独立した存在であって、そもそも伝統的に住宅手当受給者の過半は年金受給者や失業者など住居費に対する公的支援が直接必要な層が占めており、稼得生活者に提供される企業ベースのベネフィットとの接点はなかった。こうした観点も全体のバランスやルートを考える際には考慮すべきであろう。

4.4. 住居費給付としての住宅手当

公的給付としての住宅手当を想起する場合、公的扶助との整理を避けて通れないことはドイツの経験が証明している。一般的な給付の調整ルールは、社会手当（住宅手当）を公的扶助（社会扶助）において収入認定し、その分公的扶助給付を減ずるものである。しかしドイツでは、

給付の申請システム、管轄行政庁、費用負担主体、社会扶助における住居費給付の適切性判断などの固有の論理との関係で、この調整ルールが必ずしもうまく機能せず、特殊な給付の制度化によって時代ごとに対応が図られてきた。

理想をいえば、住宅関連給付が複数存在する場合、連続してシームレスな保障が提供されるのが望ましい。この点で、ドイツの定型住宅手当は、社会扶助による住居費給付にみなし住宅手当部分を作るというかなり技巧的な作業で住宅手当受給権を実現し、それに続いた特別家賃補助は社会扶助受給者もそうでない一般住宅手当と同様の基準で住宅手当を算定することで事実上住宅手当支給額を減ずることに成功はしたが、いずれも一般生活費および住居費、暖房費が全体として社会扶助における最低生活保障のベース（つまり最低生活需要の算定と収入認定後の要否判定）に載せられることを前提とした枠組みであった。

日本で近年住宅手当の必要性が語られる際、一つの提案として、生活保護における住宅扶助を独立させて住宅手当とする構想^{*191}が示されることがある^{*192}。確かに現在の運用では、各扶助の単給は基本的にはおこなわれないため、それへの対案としての意味は認められる^{*193}。

^{*191} 本田良一「ルポ 生活保護 — 貧困をなくす新たな取り組み」(中公新書、2010年)。

^{*192} 社会保障審議会生活困窮者の生活支援の在り方に関する特別部会報告書(平成25年1月25日)では、「7. 居住の確保について/(1)居住の確保を支援する給付金の制度化について/○なお、居住の確保については、/・住宅のセーフティネットとして、賃貸住宅に入居する低所得者に対して家賃の一部を補助する住宅バウチャーについて検討すべき、/・生活保護の住宅扶助を生活保護制度から切り離し、恒久的な住宅手当として再編し、公営住宅などの公的賃貸住宅や民間賃貸住宅の家賃を補助することや住宅手当の充実も検討すべき、/・生活保護の住宅扶助を切り出し、完全に別の制度として生活困窮者に対して住宅手当を支給することについては意見が分かれるところであり、議論が必要である/等の意見があった。」ことが触れられている(30頁)。

^{*193} 日本弁護士連合会生活保護法改正要綱案(2008年11月18日)は、住宅扶助を住宅給付に改めるとし、「住宅給付は、困窮のため最低限度の生活を維持することのできない者又はそのおそれのある者に対して、左に掲げる事項の範囲内において行われる。」「前項の「そのおそれのある者」とは、その者の属する世帯の収入が第8条

ただし、この文脈での住宅手当の支給要件をどう設定するかが詰められないと、シームレスな保障にはなりえない。もし住宅扶助を独立させるとしても、住宅扶助の一般基準限度額や特別基準をそのまま適用するかどうか、そして基準から何をどう算定するかの問題がある。仮定を幾つかおいて考えてみる。

まず住宅扶助が住宅手当として独立していないとする。事例を単純化し、生活保護における最低生活費が、生活扶助 10 万円、住宅扶助 5 万円、計 15 万円世帯であって、収入が 12 万円の場合、3 万円が名目上住宅扶助として支給される（ただしこれは結果的に住宅扶助の単給に見えるだけで、住宅扶助のみを支給申請しているわけではない；この点はドイツでも同様である。第 2 編は収入充当順位で生計保障給付における需要を先に減ずるものとし、住居費給付はその次としており、これも見かけ上の住居費給付の単給になるが、本来的な意味での住居費給付のみの申請や利用とは（また住宅手当の利用形態とも）異なる。このような順序立ては、主として費用負担責任の分配（生計保障給付は連邦の全額負担、住居費給付は一部が自治体の負担）にその理由があり、簡単にいえば連邦が自分の取りはぐれのないように設定したルールである）。

次に住宅扶助が住宅手当として独立するとし、住宅扶助の一般基準限度額が同じく 5 万円だとして、これを独立した住宅手当の基準にも応用

において算定された最低生活費の 10 分の 13 を下回る場合において、その世帯に属する者とする。」改正する趣旨として、「○住宅給付の対象者を「そのおそれのある者」に広げる。／○生活保護の相談の中には、他の扶助はいらぬが家賃だけでも何とかしてほしいという相談が多い。現行法では、資産調査等 4 条の要件をクリアしなければ、生活保護の各扶助はまったく支給することができない。これでは、とことん落ち込まなければいかなる扶助も支給されないから、貧困対策としては限定的とならざるをえない。よって、資産調査抜きで、収入比較だけで最低生活費を下回る場合に家賃相当額の扶助を支給できるようにする。換言すれば住宅扶助の社会手当化ともいえる（社会手当とは所得要件のみによって支給される手当をいい、児童扶養手当、児童手当が該当する）。／○これは、岩田正美先生がいう「パーツごとの保護」の支給に相当するものであり、ヨーロッパ等の住宅手当に当る。連合の三層構造の最底辺の「住宅扶助の社会手当化」に相当するものでもある。」とする。

するとする。そうなると、限度額の5万円を住宅手当として支給するとすれば、世帯の収入が12万円であるから、結局、生活保護だけの場合と比べて2万円のベネフィットが出ることになる。世帯の収入が10万円の場合だと、生活保護によっても住宅手当によっても得られる給付は変わらない。収入が8万円だとすると、生活保護の場合は7万円（生活扶助2万円、住宅扶助5万円）給付され、住宅手当だと逆に全体として2万円足りなくなる。

さらに、実際の家賃が6万円だとすると、すでに生活保護の時点で、限度額の上限機能のため、1万円は最低生活費に反映されず、実質的には生活扶助から捻出されることになる。住宅手当化する際にもこの上限機能を引き継ぐとすれば、実額との差額（この場合1万円）はやはりカバーされず、いずれにせよ本人の持ち出しとなる。12万円の収入があれば、1万円の負担は何とかなるだろうが、10万円や8万円の収入だと、全体としては結局生活保護の水準を割り込むことになる（例えば8万円の収入プラス住宅手当5万円、ここから6万円の家賃を支払って残りで生活）。

これらからすると、住宅手当の意義は、住宅手当の水準そのものではなくむしろ世帯の収入の多寡に左右されることになる。なお日弁連の要綱案に基づいて1.3倍基準を適用すると、上述した例では収入が19万5千円以下であれば「住宅給付」が（給付水準は要綱案では触れられていないが）支給される。この問題は、社会手当化の適否というよりも、我が国で単給の技術が磨かれてこなかったことにむしろ関連しているのかもしれない。

いずれにせよ、そもそも最低生活を保障するのに必要かつ十分な水準という建前で設定されている住宅扶助基準を、そうした目的とは無関係の住宅手当にそのまま移し替える論理的必然性が乏しいと考えるならば、家賃の一部を補助するという住宅手当の一般的な理解との整合性からしても、住宅扶助の限度額一杯まで住宅手当を支給することは考えづらい。そうでなくても、例えば独立した住宅手当を5万円すでに支給さ

れている世帯が、さらに生活保護を申請した場合、実際の家賃が6万円なら、最低生活費に住居費をどう反映させるかで少なからぬ混乱を招く。住宅手当が独立して生活保護から住宅扶助がなくなっているとすると、需要に対応するはずの給付が消失しているのだから、最低生活費は基本的には生活扶助だけが積み上げられ、もちろんこの場合、自己負担の1万円は何にも反映されず、生活保護を受けても食い込みはそのままとなる（例えば生活扶助が10万円で収入が8万円だと2万円が支給されるがこのうち1万円は住宅手当では足りない家賃残額に恒常的に回さなければならない）。生活保護に住宅扶助を残す場合も、もし独立した住宅手当と住宅扶助に基準の違いがなければ（両方とも同じ限度額にあわせているなら）、限度額を使い果たしている住宅手当から漏れる部分を生活保護でカバーできないことには変わりはない。仮にドイツのように住宅手当受給権を放棄して全面的に生活保護が適用されたとしても、住宅扶助の限度額を破れない限り、未充足の需要は残り続ける。

以上の問題は、すなわち、現行住宅扶助の下方硬直性を前提とする限り、避けて通れない（2015年7月から住宅扶助基準の見直しが始まっているが、多くの地域で引き下げになるとされており、その意味でもこの問題はより深刻である）。この場合、たとえ住宅手当が独立しようと、受給者からすれば、必ずしも十分でない水準の給付がどちらかからしか支給されないという、シームレスとは反対の保障の谷間に陥る。換言すれば、住宅手当が住居費に対する負担という需要を完全には充足しないことを前提に、残余のカバーとして、本人の負担能力および場合によっては公的扶助による補足という体系にしない限り、住宅手当と公的扶助の整理という問題は片付かないのである。

確かにドイツの住宅手当受給世帯の組成に顕著なように、例えば年金受給者では、その多くが生活費として費消される年金に少々の住宅手当が加わることで、全体として家賃さえ何とかなれば公的扶助を申請しなくても生活できるというケースは少なくない。しかしこの場合でも、住宅手当自体は住居費需要の完全充足ではなく住居費負担能力の底上げを

専ら志向していることに変わりはない。

その限りで、住宅手当と生活保護の整理は、ハルツ第4法改革後のドイツのように給付対象領域自体の再整理というやり方もありうるが、そうでない場合にも、生活保護による優先的給付の収入認定という一般的な原則を考慮しつつ、しかし本来は、現行住宅扶助制度の限界を前提とせずにおこなわれる必要がある。同時に住宅手当が住居費給付として独自の意義を発揮しようとするならば、住居費に対する一部補助という性格を踏まえたその効果的な水準設定が模索されなければならないのである。

付録

住宅手当法

- 公布 2008年9月24日（BGBl. I S. 1856）
施行 2009年1月1日（一部を除く）
改正 2008年12月22日（BGBl. I S. 2963）[目次、7条、8条、14条、18条、23条、35条、44条]
2009年3月28日（BGBl. I S. 634）[23条、33条]
2009年7月7日（BGBl. I S. 1707）[28条]
2010年12月9日（BGBl. I S. 1885）[目次、11条、12条、14条、27条]
2011年3月24日（BGBl. I S. 453）[7条]
2011年11月23日（BGBl. I S. 2298）[33条]
2011年12月20日（BGBl. I S. 2854）[20条]
2012年11月9日（BGBl. I S. 2291）[14条、23条、33条、34条、35条、36条、38条、41条]
最終改正 2013年4月3日（BGBl. I S. 610）[26条、30条]

目次

- 第1部 住宅手当の目的、住宅手当受給資格
第1条 住宅手当の目的
第2条 居住空間
第3条 住宅手当受給資格
第2部 住宅手当の計算、額
第1章 住宅手当の計算枠組み
第4条 住宅手当の計算枠組み
第2章 世帯員
第5条 世帯員
第6条 考慮すべき世帯員
第7条 住宅手当からの除外
第8条 住宅手当除外期間および給付放棄
第3章 家賃、負担
第9条 家賃
第10条 負担
第11条 考慮の対象となる家賃および負担
第12条 家賃および負担の最高限度額
第4章 収入
第13条 総収入
第14条 年間収入

- 第 15 条 年間収入の調査
- 第 16 条 税および社会保険料の控除額
- 第 17 条 控除額
- 第 18 条 扶養履行についての控除額
- 第 5 章 住宅手当の額
 - 第 19 条 住宅手当の額
- 第 3 部 住宅手当請求権の不成立
 - 第 20 条 法律の競合
 - 第 21 条 その他の理由
- 第 4 部 住宅手当の認定、支払い、変更
 - 第 22 条 住宅手当申請
 - 第 23 条 情報提供義務
 - 第 24 条 住宅手当行政庁、決定
 - 第 25 条 認定期間
 - 第 26 条 住宅手当の支払い
 - 第 27 条 住宅手当の変更
 - 第 28 条 認定決定の無効、住宅手当請求権の廃止
 - 第 29 条 責任、相殺、精算
 - 第 30 条 死亡時の返送、返還
 - 第 31 条 違法な不利益住宅手当決定の取消
- 第 5 部 費用負担、データ突合
 - 第 32 条 連邦による住宅手当の費用償還
 - 第 33 条 データ突合
- 第 6 部 住宅手当統計
 - 第 34 条 住宅手当統計の目的、情報提供義務、教示義務
 - 第 35 条 調査指標
 - 第 36 条 調査期間、追加評価、特別評価
- 第 7 部 終末規定
 - 第 37 条 過料
 - 第 38 条 法規命令制定権限
 - 第 39 条 住宅手当・家賃報告
 - 第 40 条 他の社会給付における収入
 - 第 41 条 住宅手当決定に対する法改正の効果
- 第 8 部 経過規定
 - 第 42 条 住宅手当規定の刷新および社会法典の改正に関する法律
 - 第 43 条 旧法の適用
 - 第 44 条 住宅手当一時付加金

附則 1

（第 19 条第 1 項）

「a」「b」「c」の値

附則 2

（第 19 条第 2 項）

計算式および端数処理

第 1 部 住宅手当の目的、住宅手当受給資格

第 1 条 住宅手当の目的

- (1) 住宅手当は、適切でかつ家族に適した居住を経済的に保障することを目的とする。
- (2) 住宅手当は、居住空間を自ら利用する場合について、家賃に対する補助（家賃補助）または負担に対する補助（負担補助）として給付される。

第 2 条 居住空間

居住空間とは、利用権者による居住を目的とし、建築状況および付属設備から見て目的に実際に適している空間をいう。

第 3 条 住宅手当受給資格

- (1) 家賃補助に対して住宅手当を受給できるのは、居住空間を賃借し、これを自ら利用する自然人である。以下の各号に掲げる者もこれと同様とみなす。
 1. 賃貸借契約類似の利用関係にある居住空間を利用する権限のある者（賃貸借類似利用権者）、とりわけ賃貸借類似の継続的居住権を有する者
 2. 二以上の居住区画からなる家屋にある居住空間に居住する者
 3. ホーム法その他これに相当する州法の意味でのホームに単に一時的ではなく入所している者
- (2) 負担補助に対して住宅手当を受給できるのは、自ら利用する居住空間の所有権を持つ者である。以下の各号に掲げる者もこれと同様とみなす。
 1. 地上権を有する者
 2. 住居権または用益権を含む所有権類似の長期居住権を有する者
 3. 所有権、地上権、所有権類似の長期居住権、住居権または用益権の設定または譲渡を請求できる者

第 1 文および第 2 文は、第 1 項第 2 文第 2 号の場合には適用しない。

- (3) 同じ居住空間について複数の者が第 1 項または第 2 項の要件を満たし、これらの者が同時に世帯員（第 5 条）である場合、そのうちの 1 人のみを住宅手当受給資格者とする。この場合、これらの者が住宅手当受給資格者を決定する。
- (4) 第 7 条および第 8 条第 1 項によって住宅手当から除外されるが考慮すべき世帯員（第 6 条）少なくとも 1 人と居住経済共同体（第 5 条第 3 項および

第4項)を営む者も、第1項ないし第3項の基準を適用したうえで住宅手当受給資格者とする。

(5) 滞在許可法第2条第1項にいう外国人(外国の者)は、第1項ないし第4項の基準を適用したうえで、連邦領内に実際に居住し、かつ以下の各号を満たす場合にのみ、住宅手当受給資格者とする。

1. 欧州連合内の移動の自由に関する法に基づく滞在権を有する
2. 滞在許可法に基づく滞在許可種別または滞在認容を受けている
3. 国際条約に基づく滞在権を有する
4. 庇護申請権手続法に基づく滞在許可を受けている
5. 連邦領内における故郷喪失外国人の法的地位に関する法律にいう故郷喪失外国人としての法的地位にある者
6. 滞在許可種別の必要性に関する法規命令に基づき種別付与を免除されている

社会保障分野におけるドイツ法規の適用を国際条約によって免れている外国人は住宅手当受給資格者としなない。

第2部 住宅手当の計算、額

第1章 住宅手当の計算枠組み

第4条 住宅手当の計算枠組み

住宅手当は、

1. 考慮すべき世帯員数(第5条ないし第8条)
2. 考慮すべき家賃または負担(第9条ないし第12条)
3. 総収入(第13条ないし第18条)

および第19条に基づいて算定される。

第2章 世帯員

第5条 世帯員

(1) 世帯員は、住宅手当を申請しようとする居住空間が生活関係の中心となっている場合、住宅手当受給資格者とする。以下の各号のいずれにかに当てはまりかつ住宅手当受給資格者と同一の住居経済共同体で生活している者も、住宅手当を申請しようとする居住空間が各員の生活関係の中心となっている場合、世帯員とする。

1. 世帯員の配偶者としてこれと長期に別居していない者
2. 世帯員の生活パートナーとしてこれと長期に別居していない者
3. 相互に責任を負いこれを行使するという相互の意思が常識的に肯定されるような共同生活を世帯員と営む者
4. 直系または傍系の2親等もしくは3親等の親族または姻族
5. 年齢にかかわらず世帯員の里子

6. 世帯員の里親

- (2) 相互に責任を負いこれを行行使するという相互の意思は、少なくとも第2編第7条第3 a項第1号ないし第4号の要件が存する場合、これを推定する。
- (3) 住居共同体が存するのは、居住空間に共同で居住している場合とする。
- (4) 経済共同体が存するのは、日常生活需要の一部または全部を共同でまかっている場合とする。
- (5) 外国人は、第3条第5項の住宅手当受給資格要件を満たす場合のみ、第1項第2文に基づき、世帯員とする。
- (6) 別居が単に一時的でない両親が1人または複数の子に対して共同親権を持ち、子の養育を別の居住空間でおこなっている場合、ほぼ同程度にそれぞれの親のもとで養育されている子は、それぞれの親の世帯員とする。少なくとも2人以上の子を同じとはいえない程度で一方の親が養育している場合、養育割合の少ないもう一方の親については、同程度でない養育を受けている子のうち幼少の者のみを世帯員とする。里子および里親には、第1文および第2文を準用する。

第6条 考慮すべき世帯員

- (1) 住宅手当の算定において、第2項、第7条および第8条の留保のもと、すべての世帯員を考慮する（考慮世帯員）
- (2) 考慮世帯員のうち1人が死亡した場合、このことは、死亡月後12月間、従前適用されていた考慮世帯員数に影響しない。第1文は、死亡後以下の各号に該当することとなった場合、もはやこれを適用しない。
 1. 住宅を放棄する
 2. 考慮世帯員数が少なくとも死亡以前の状態に復する
 3. 死亡者に帰属していた住居費割合が第7条第1項に掲げる給付において少なくとも一部が考慮される

第7条 住宅手当からの除外

- (1) 住宅手当から除外されるのは、以下の各号に掲げる給付の受給者であって、
 1. 社会法典第2編第25条の場合も含め、社会法典第2編の失業手当IIおよび社会手当
 2. 社会法典第2編第27条第3項の補助
 3. 社会法典第6編第21条第4項第1文に基づく失業手当IIの額での移行手当
 4. 社会法典第7編第21条第4項第1文に基づく失業手当IIの額での傷害手当
 5. 社会法典第12編の老齡期稼得能力減少時基礎保障
 6. 社会法典第12編の生計扶助

7. 連邦援護法またはそれを適用する法律に基づく
 - a) 補足的生計扶助
 - b) 生計を包括する入所施設におけるその他の扶助
 8. 庇護申請者給付法の特別な場合における給付および基礎給付
 9. 社会法典第8編の給付であって当該給付を受ける者のみが属する世帯その算定に住居費が考慮されている場合である(給付)。失業手当IIの算定に住居費が考慮されていた場合、第1文第3号および第4号でも除外はおこなわれる。除外は、以下の各号にあたる場合、おこなわれない。
 1. 第1文および第2文の給付がもっぱら貸付としておこなわれる場合
 2. 社会法典第2編第9条、社会法典第12編第19条第1項および第2号または連邦援護法第27a条にいう要扶助性が住宅手当によって回避または克服される場合であって、
 - a) 第1文第1号ないし第7号の給付がその根拠および額の認定行政手続継続中にはまだおこなわれていないとき
 - b) 管轄主体が、第1文第1号ないし第7号に掲げる給付のうち一つを、社会法典第12編第104条により劣後的に義務を負う給付主体におこなったとき
- (2) 世帯員であって、
1. 社会法典第2編第7条第3項、失業手当II算定時には第1項第1文第3号および第4号の移行手当および傷害手当
 2. 社会法典第12編第19条第1項、第4項、第20条および第43条第1項
 3. 社会法典第2編第19条第1項と関連する連邦援護法第27a条第2文
 4. 庇護申請者給付法第1条第1項第6号
- で掲げられ、需要全体の調査または社会法典第12編第43条第1項にあっては第1項第1文第5号の給付の調査において考慮されている者も除外する。除外は、以下の各号にあたる場合、おこなわれない。
1. 第1文および第2文の給付がもっぱら貸付としておこなわれる場合
 2. 第1項第3文第2号の要件が存しない場合
- (3) 第1項の給付を制裁によって完全に停止されている世帯員も除外する。
- 第8条 住宅手当除外期間および給付放棄
- (1) 住宅手当からの除外は、第7条第1項第3文第2号および第2項第2文第2号の留保のもと、第7条第1項の給付の根拠および額を確定する行政手続の期間中とする。住宅手当からの除外は、第7条第1項第3文第2号第2項第2文第2号の留保のもと、以下に掲げる期間中とする。
 1. 第7条第1項の給付に対する申請後にあつては、以下に掲げる月の初日から
 - a) 申請をおこなった月

- b) 第7条第1項の給付を月初めの時点で申請しなかった場合はその翌月
 - 2. 第7条第1項の給付の認定後にあつては、以下に掲げる月の初日から
 - a) 認定された月
 - b) 第7条第1項の給付が月初めの時点で認定されなかった場合はその翌月
 - 3. 以下に掲げる月の末日まで
 - a) 第7条第1項の給付が月末まで認定された場合はその月
 - b) 第7条第1項の給付が月末まで認定されなかった場合はその前月
- 第7条第1項の給付申請が撤回され、第7条第1項の給付が拒否され、否定され、剥奪され、またはもっぱら貸付としておこなわれる期間については、除外は無効とみなす。
- (2) 世帯員が住宅手当を申請するために第7条第1項の給付を放棄した場合、放棄が有効になった時点からその除外は無効とみなす；この場合、社会法典第1編第46条第2項は適用しない。

第3章 家賃、負担

第9条 家賃

- (1) 家賃とは、賃貸借契約または類似の利用関係に基づく居住空間の使用委託に対して約定された対価であり、分担金、付加金、報酬を含む。
- (2) 以下の各号に掲げるものは第1項の家賃から除く：
 - 1. 中央暖房および給湯設備ならびに中央燃料供給設備の運営費
 - 2. 第1号に挙げた費用に相応する限りで、暖房および温水の別途配送費
 - 3. 転貸借付加金
 - 4. 居住目的でない居住空間利用に対する付加金
 - 5. 備え付け家具の場合を除き、家具の譲渡に対する報酬
- (3) 第3条第1項第2文第2号の場合、居住空間の家賃相当額を家賃の基礎とする。第3条第1項第2文第3号の場合、第12条第1項に基づく最高限度額を家賃の基礎とする。

第10条 負担

- (1) 負担とは、約定または確定された額における居住空間の資本用役および経営のための費用である。
- (2) 負担は、住宅手当行政庁（第24条第1項第1文）が、住宅手当負担算定においてこれを調査する。居住空間に発生する負担であつて利息および償却に由来するものが第12条第1項で基準となる最高限度額に達したまたはそれを超える場合、詳細な住宅手当負担算定はこれをおこなわないでおくことができる。

第11条 考慮の対象となる家賃および負担

- (1) 住宅手当の算定には、第9条または第10条による家賃または負担が、第2項または第3項によって算定考慮の対象外とならない限りで考慮されるが、ただし最高でも第12条第1項の最高限度額までとする。
- (2) 第9条または第10条による家賃または負担は、以下に掲げる算定順序および該当する割合においてこれを考慮しない。
1. もっぱら業務用または営業用で使用される居住空間部分に生ずるもの
 2. 有償または無償で使用を委ねている居住空間部分に生ずるもの；使用委託への対価が当該居住空間部分に生ずる家賃または負担を超える場合、その対価は全額控除される
 3. 世帯員ではないがその生活の中心が当該居住空間にあつて第3条第1項または第2項の要件を自らは満たさない有償または無償で共同で居住する者の居住者総数に対する割合に相当するもの；共同居住者の対価がそこで生ずる家賃または負担を超える場合、その対価は全額控除される
 4. 第14条第2項第30号に含まれない限りで、第二次住宅建設法、居住空間助成法その他これに相当する州法に基づく居住費負担軽減を目的とする給付など公的資金による給付または目的財産であつて借家人または自己利用所有者に対して家賃または負担の引き下げに充当されるもの
 5. 考慮世帯員が家賃支払いまたは負担調達のために受ける、滞在許可法第68条による義務を負う者への給付によって充足されるもの
- (3) 少なくとも1人の世帯員が住宅手当から除外されている場合、世帯員総数に対する考慮対象となる世帯員の割合に相当する家賃または負担の割合のみを考慮しなければならない。この場合、世帯員総数に対する考慮対象となる世帯員の割合に相当する第12条第1項の最高限度額の割合のみを考慮しなければならない；世帯員総数は、最高限度額調査の基準とする。
- 第12条 家賃および負担の最高限度額

- (1) 以下に掲げる家賃および負担の各月の最高限度額は、第11条第3項の留保のもと、考慮世帯員数および家賃等級に応じてこれを考慮する：

考慮世帯員数	家賃等級	最高限度額 (ユーロ)
1	I	292
	II	308
	III	330
	IV	358
	V	385
	VI	407
2	I	352
	II	380
	III	402
	IV	435
	V	468
	VI	501

3	I	424
	II	451
	III	479
	IV	517
	V	556
	VI	594
4	I	490
	II	523
	III	556
	IV	600
	V	649
	VI	693
5	I	561
	II	600
	III	638
	IV	688
	V	737
	VI	787
考慮世帯員が1人増えるごとの加算額	I	66
	II	72
	III	77
	IV	83
	V	88
	VI	99

(2) 自治体がどの家賃等級に属するかは、主たる借家人およびそれと同視できる賃貸借類似利用権者であって住宅手当を支給される者の居住空間の家賃水準によってこれを定める。

(3) 家賃水準は、州統計局が、

1. 住民が一万人以上の自治体については個別に確定し、
2. 住民が一万未満の自治体と自治体に属しない区域については郡ごとに一括して確定する。

住民数は、州統計局が人口統計法第5条に基づいて、第1項による最高限度額の改定が発効した日の前の直近暦年の6月30日に確定する数字を基準とする。第2文の住民数が確定できない場合、利用可能な直近の住民州を確定の基礎とする。

(4) 家賃水準は、自治体（第3項第1文）における居住空間の一平米あたり家賃の、連邦全体における居住空間の一平米あたり家賃の平均からの百分率で表した平均的差異とする。第2項にいう居住空間の一平米あたり家賃のみを考慮しなければならない。家賃水準は、連邦統計庁が、住宅手当統計（第34条ないし第36条）の結果に基づき、第1項による最高限度額の改定が発効した日の前の直近暦年の12月31日にこれを確定する。家賃水準が第3文に

よって確定できない場合、年次住宅手当統計のうち利用可能な直近の結果を確定の基礎とする。

- (5) 第1項の家賃等級は、以下の家賃水準にこれを分類する。

家賃等級	家賃水準
I	マイナス 15 パーセント未満
II	マイナス 15 パーセント以上マイナス 5 パーセント未満
III	マイナス 5 パーセント以上 5 パーセント未満
IV	5 パーセント以上 15 パーセント未満
V	15 パーセント以上 25 パーセント未満
VI	25 パーセント以上

第4章 収入

第13条 総収入

- (1) 総収入とは、控除額(第17条)および扶養履行控除額(第18条)を除いた、考慮世帯の年間収入(第14条)の総和である。
- (2) 各月の総収入は、総収入の12分の1である。

第14条 年間収入

- (1) 考慮世帯員の年間収入とは、第3項の留保のもと、第2項の収入を加え、税および社会保険料(第16条)を差し引いたうえでの、所得税法第2条第1項および第2項にいう積極的収入の総和である。所得税法第2条第1項第1文第1号ないし第3号にいう収入にあつては、所得税法第78条第1項ないし第4項および第7号は適用しない。他の収入項目からの消極的収入または共同査定対象となる配偶者の消極的収入との調整はこれを許さない。
- (2) 年間収入は以下の各号を含む：
 1. 扶養給付のうち、所得税法第19条第2項および第22条第4号第4文bに基づく非課税額
 2. 兵役および兵役代替務従事者またはその遺族、戦争傷病者、戦没者遺族その他これと同視できる者の扶養のために法規に基づいて公的資金から支給される所得税法第3条第6項に基づく非課税の所得制限給付
 3. 終身年金のうち、所得税法第22条第1号第3文aに基づく収益相当分または課税対象分を超える部分
 4. 所得税法第3条第3号に基づく以下に掲げる非課税の金員
 - a) 年金一時金
 - b) 保険料償還金
 - c) 専門職業上の扶養施設からの給付
 - d) 資本解約一時金
 - e) 調整的給付
 5. 所得税法第3条第1号aに基づく以下に掲げる非課税年金
 - a) 社会法典第7編第56条ないし第62条に基づく稼得能力減少を理由

- とする年金
- b) 社会法典第 7 編第 63 条ないし第 71 条に基づく遺族年金および遺族手当
 - c) 社会法典第 7 編第 75 条ないし第 80 条に基づく一時金
6. 所得税法第 32b 条第 1 項第 1 文第 1 号に基づく賃金収入代替給付、ただし連邦親手当親時間法第 10 条は影響を受けない
7. 所得税法第 32b 条第 1 項第 1 文第 2 号ないし第 5 号、第 2 文、第 3 文に基づく国外収入
8. 所得税法第 3 条第 7 項に基づく以下に掲げる非課税給付の半額
- a) 負担調整法第 261 条ないし第 278a 条に基づく扶養扶助
 - b) 負担調整法第 301 条ないし第 301b 条に基づく生計補助
 - c) 賠償補償法第 44 条に基づく扶養扶助および第 45 条に基づく扶養補助
 - d) 負担調整法第 269 条第 2 項に基づく介護加算を除く、難民支援法第 10 条ないし第 15 条に基づく扶養補助
9. 所得税法第 3 条第 1 号 a) に基づく非課税疾病時民間保険給付
10. 所得税法第 3 条第 68 号に基づく C 型肝炎ウイルス感染者の抗 D 免疫予防による支援に関する法律第 3 条第 2 項に基づく年金の半額
11. 所得税法第 3b 条に基づく、日曜、祝日、深夜労働についての非課税割増手当
12. 所得税法第 37b 条に基づいて使用者が一括して課税する現物給付
13. 所得税法第 40a 条に基づいて使用者が一括して課税する賃金であってその稼得、確保、維持のために必要な支出を除いたもの、ただし賃金額を限度とする
14. 所得税法第 3 条第 56 号に基づく年金金庫への使用者の非課税支出および所得税法第 3 条第 63 号に基づく年金基金もしくは年金金庫に対するまたは積立方式の企業年金を創設するための直接保険にかかる使用者の非課税拠出金
15. 資本利得が 100 ユーロを超える限りで、所得税法第 20 条第 9 項に基づく非課税額（預金者控除）
16. 所得税法第 7 条に基づく損耗対象控除限度額を超えない限りでの控除割当額および特別控除割当額
17. 所得税法第 3 条第 27 号に基づいて非課税となる農業活動中断助成法による生産放棄年金および調整手当
18. 休坑、縮減、移転その他合理化措置を理由とする、石炭鉱、瀝青炭鉱、採鉄、褐炭鉱、鉄工業および鉄鋼業の労働者に対して公的資金から支給される、所得税法第 3 条第 60 号に基づく非課税給付

19. 社会法典第11編第14条にいう要介護状態のために受給者を介護する介護者または介護人に支給される年間4800ユーロまでの扶養給付を除き、世帯員でない者から支払われた所得税法第22条第1号第2文に基づき受給者のものとはならない給付
20. 所得税法第22条第1a項、第1b項または第1c項に含まれない限りで以下に掲げる給付
 - a) 社会法典第11編第14条にいう要介護状態のために受給者を介護する介護者または介護人に支給される年間4800ユーロまでの扶養給付を除き、離婚しまたは長期別居している配偶者による扶養給付
 - b) 扶養給付および債務法上の扶養調整を根拠とする給付
21. 扶養前払い法に基づく給付
22. 第1項第1文、第19号または第20号に含まれない限りで、家賃支払いまたは負担調達のために世帯員でない者のした給付
23. 所得税法第3条第48号に基づく以下に掲げる非課税給付
 - a) 扶養確保法第5条に基づく一般給付
 - b) 扶養確保法第12a条に基づく基本兵役に就く軍医に対する給付
24. 児童、青少年、若年成人自身の収入として、社会法典第8編第33条、第35a条第2項第3号、第41条第2項と関連する第39条第1項に基づく児童、青少年、若年成人に対する養育費を含まない経常的必要生計定型給付の半額
25. 介護人自身の収入として、社会法典第8編第33条、第35a条第2項第3号、第41条第2項と関連する第39条第1項に基づく児童、青少年、若年成人に対する経常的養育費定型給付の半額
26. 世帯員でない者に対する基本介護給付または世帯扶養にかかる所得税法第3条第36号に基づく非課税収入の半額
27. 補助金として支給される以下に掲げる給付の半額
 - a) 連邦職業教育訓練助成法に基づく職業教育訓練助成給付
 - b) 第28号に含まれない限りで、英才助成事業給付
 - c) b、第28号または第29号に含まれない限りで、奨学金
 - d) 社会法典第3編に基づく専門職業教育訓練補助金および職業教育訓練手当
 - e) 発達継続助成法に基づく生計需要充足費
28. 学位授与助成
29. フルブライト協定に基づいて支給される所得税法第3条第42号に基づく非課税補助金の半額
30. 第24号もしくは第25号に含まれずまたは第7条第1項第2文第2号もしくは第2項第2文第2号の場合にあたらぬ限りで、繰り返しおこな

われる第7条第1項第1文第1号ないし第9号の給付であって、その算定の際に住居費が考慮されていない場合も含む

31. 第3条第1項第2文第2号に掲げる者が自ら利用する居住空間の家賃相当額

(3) 年間収入には以下の各号を含まない：

1. 住宅手当を申請する居住空間の使用貸借または用益貸借から得た収入
2. 第11条第2項第3号の意味での居住空間の共同居住者の支払う対価
3. 第11条第2項第5号に含まれる限りで、滞在許可法第68条による義務を負う者への給付

第15条 年間収入の調査

- (1) 年間収入の調査にあたっては、申請時点で認定期間中に期待できる収入を根拠としなければならない。このために、申請前の状況を考慮に加えることができる；第24条第2項は影響を受けない。
- (2) 一定期間中に得られた一時的収入は、当該期間中に属するものとして算入する。一時金、賠償金その他類似の給付であって、労働関係の終了に関連して供与されたものは（解雇補償金）、解雇補償金の基礎となる約定で別の算入期間が定められていない場合、労働関係終了後引き続き3年間にこれを算入する。解雇補償金が申請前に供与された場合、申請前3年以内に供与された場合に限り、第1文または第2文に基づいてこれを算入する。
- (3) 特殊な手当、賞与その他類似の金員および利益付与であって、2ヶ月以上の間隔をもって支給されるものは、認定期間開始後の12ヶ月間にそれが供与された場合、認定期間の属する月にその12分の1を算入する。
- (4) 認定期間が12ヶ月にならない場合、収入は、第1項ないし第3項および第24条第2項にいう認定期間中に期待できる平均月収の12倍を基礎としなければならない。

第16条 税および社会保険料の控除額

- (1) 年間収入の調査にあたっては、第14条および第15条に基づいて得られる金額から、
 1. 収入に対する税
 2. 法定疾病保険および介護保険に対する義務的保険料
 3. 法定年金保険に対する義務的保険料を認定期間中に支払うことが予想される場合、それぞれ10パーセントを控除しなければならない。義務的保険料ではないが公的または民間保険その他類似の制度に対して第1文第2号または第3号の義務的保険料の目的に準ずる継続的保険料を支払う場合、第1文第2号および第3号を準用する。基本的に保険料拠出義務のない保障または保険料が第三者によって弁済されるような保障が存する場合、第2文および第3文は適用しない。

- (2) 第1項の控除が生じない場合、第14条および第15条に基づいて得られる金額から、少なくとも6パーセントの金額を控除しなければならない。

第17条 控除額

総収入の調査にあたっては、以下に掲げる年間控除額を適用する。

1. 以下に掲げる障害等級を有する重度障害のある世帯員1人につき、1500ユーロ
 - a) 100
 - b) 社会法典第11編第14条にいう要介護状態であって同時に在宅もしくは入所介護または短時間介護がなされている場合、少なくとも80
2. 社会法典第11編第14条にいう在宅要介護状態であって同時に在宅もしくは入所介護または短時間介護がなされている場合、80未満の障害等級を有する重度障害のある世帯員1人につき、1200ユーロ
3. 国家社会主義による迫害の犠牲者および連邦補償法の意味でそれと同視できる者につき、750ユーロ
4. 住宅手当受給資格者が未成年の世帯員とのみ居住しかつ稼得活動または職業教育訓練を理由に住居経済共同体から単に一時的でなく離れている場合、所得税法もしくは連邦児童手当法に基づく児童手当または所得税法第65条第1項第1文に掲げる給付を支給されている12歳未満の世帯員1人につき、600ユーロ
5. 子が16歳以上25歳未満である場合、世帯員である子自身の収入額、ただし600ユーロを上限とする

第18条 扶養履行についての控除額

総収入の調査にあたっては、法律上の扶養義務履行のために予想される以下に掲げる支出を控除する。

1. 第2号に含まれない限りで、職業教育訓練のために世帯を離れて生活する考慮世帯員1人につき、3000ユーロまで
2. 第5条第6項により世帯員となる子1人にき、3000ユーロまで；これは他方の親のもとで世帯員となる子におこなわれる支出には適用しない
3. 世帯員でない、離婚もしくは長期別居している配偶者または関係を解消もしくは長期別居している生活パートナーについて、6000ユーロまで
4. その他の世帯員でない者について、6000ユーロまで

第1文にあつて、公証人の公証した扶養契約、扶養名義または決定が存する場合、年間支出は、そこで確定された額までを控除することができる。

第5章 住宅手当の額

第19条 住宅手当の額

- (1) 考慮世帯員が12人までの場合、端数処理前の月額住宅手当は $1,08 \cdot (M - (a + b \cdot M + c \cdot Y) \cdot Y)$ Euro

により計算する。

「M」は、端数処理後の考慮対象月額家賃または負担（ユーロ）である。「Y」は、端数処理後の総月収（ユーロ）である。「a」「b」「c」は、考慮世帯員数によって異なる値であり、附則1によりこれを求める。

- (2) 住宅手当の算定に必要な計算数式および端数処理は、附則2の定める順序によりこれをおこなう。
- (3) 12人を超える世帯については、第1項および第2項に基づき算定される月額住宅手当を、世帯員が1人増えるごとに43ユーロを増額するが、ただし、最高で、考慮対象家賃または負担の額までとする。

第3部 住宅手当請求権の不成立

第20条 法律の競合

- (1) 扶養確保法第7a条第1項にいう単身兵役義務者は、扶養確保法第7a条の家賃扶助が拒否される場合を除き、その基本兵役期間中、住宅手当請求権を有しない；第25条第3項は、これを準用する。基本兵役の開始した期間に対して住宅手当が認定された場合、住宅手当は、認定期間満了までその同額を引き続き給付する；第27条第2項および第28項は影響を受けない。第1文および第2文は、扶養確保法第7a条第1項が直接適用または準用される者にこれを準用する。
- (2) 単身の世帯員に対して連邦職業教育訓練助成法または社会法典第3編第56条、第116条第3項もしくは第122条に基づいて教育訓練助成給付が原則として帰属する場合または申請をすれば原則として帰属するであろうような場合、住宅手当請求権は存しない。給付がもつぱら貸付としておこなわれる場合、第1項は適用しない。原則として助成対象者がその金額から見て助成請求権を有しない場合も、第1項は適用しない。教育助成の開始した期間に対して住宅手当が認定された場合、住宅手当は、認定期間満了までその同額を引き続き給付する；第27条第2項および第28項は影響を受けない。

第21条 その他の理由

以下の各号のいずれかにあたる場合、住宅手当請求権は生じない。

1. 住宅手当が、10ユーロ未満になるような場合
2. すべての世帯員が第7条および第8条第1項に基づき住宅手当から除外される場合
3. とりわけ資産を多く保有するなど、その利用が濫用になるような場合

第4部 住宅手当の認定、支払い、変更

第22条 住宅手当申請

- (1) 住宅手当は、住宅手当受給資格者の申請があったときにのみこれを支給す

る。

- (2) 第3条第3項の場合、申請者は他の世帯員のなかから住宅手当受給資格者と定められたものと推定する。
- (3) 住宅手当受給資格者が転居しまたは死亡した場合、申請は、第27条第1項に基づき、第3条第1項または第2項の要件を満たす他の世帯員もおこなうことができる。第3条第3項ないし第5項は、これを準用する。
- (4) 住宅手当申請が、継続する認定期間中に当該期間の経過する2ヶ月以上前になされた場合、当該期間経過2ヶ月前の初日を、第24条第2項にいう申請時点とみなす。
- (5) 社会法典第10編第65a条および第115条は、適用されない。

第23条 情報提供義務

- (1) 本法の施行に必要な限りで、以下に掲げる者は、管轄機関に対し、住宅手当にとって重要な状況について情報を提供する義務を負う。
 1. 世帯員
 2. 住宅手当受給資格者と居住空間に共同で居住しているその他の者
 3. 扶養請求権認定にかかる第21条第3号の調査の場合、以下に掲げる世帯員でない者
 - a) 配偶者、生活パートナー
 - b) 離婚した配偶者、関係を解消した生活パートナー
 - c) 考慮世帯員の子
 - d) 考慮世帯員の親世帯員は、その性を申告する義務を負う(第33条第3項第1文第6号、第35条第1項第5号)
- (2) 本法の施行に必要な限りで、考慮世帯員の使用者は、管轄機関に対し、労働関係の種類、期間、職場、労働報酬について情報を提供する義務を負う。
- (3) 家賃受領人は、本法の施行に必要な限りで、管轄機関に対し、家賃の額および構成その他賃貸借関係および利用関係に関する諸事情について情報を提供する義務を負う。
- (4) 住宅手当の違法な利用を発見するため、考慮世帯員が資本利得免除を申請した資本利得の配分機関は、住宅手当行政庁に対し、供与された資本利得の額について情報を提供する義務を負う。社会法典第10編第21条第3項第4文はこれを準用する。住宅手当行政庁による情報提供要請が許されるのは、第33条のデータ突合の結果として住宅手当の違法な利用があったまたはありかつ利用資格がある限りにおいても考慮世帯員が資本利得調査にまったくまたは不十分にしか協力しない疑いが生じまたは確定した場合のみとする。住宅手当の違法な利用の調査に際して生じた資本利得を配分する機関にかかる情報提供の費用は、社会法典第10編第64条第1項にかかわらず、住

住宅手当を償還しなければならない者からこれを徴収するものとする。

- (5) 第1項ないし第3項に基づく情報提供義務者には、社会法典第1編第60条、第65条第1項、第3項を準用する。

第24条 住宅手当行政庁、決定

- (1) 州法に基づく管轄機関または州政府が法規命令その他の方法で指定した行政庁（住宅手当行政庁）は、住宅手当申請について書面で決定する。州政府は、住宅手当行政庁の管轄を定める第1文の権限を、住宅手当法の実施を管轄する州最上級管轄行政庁に委任することができる。社会法典第1編第69条は影響を受けない。
- (2) 決定は、申請時点で予想される認定期間中の事情を基礎におかなければならない。申請時点後住宅手当決定通知前までに認定期間中の事情に変更が生じた場合、これは原則として考慮してはならない；第27条第1項、第2項、第28条第1項ないし第3項または第43条にいう変更は考慮するものとする。第2文は、申請時点後住宅手当決定通知前までに変更が予想される場合に準用する。
- (3) 認定決定は、第29条第4項第1文第1号および第2号所定の額を示し、第29条第4項第1文および第30条第1項第2文に基づく報告義務についての教示を備えたものでなければならない。当該事項に関する教示には、住宅手当申請が供与期間経過後再度おこなうことができる旨を含むものとする。
- (4) 住宅手当決定の取消、償還すべき住宅手当の返還請求および第28条第5項の指示については、住宅手当決定をおこなった住宅手当行政庁がこれを管轄する。

第25条 認定期間

- (1) 住宅手当は12ヶ月間認定するものとする。12ヶ月経過前に重要な事情が著しく変動することが予想される場合、認定期間はそれに応じて短縮するものとする；個別の場合に認定期間は分割することができる。
- (2) 認定期間は、住宅手当申請がおこなわれた月の初日に開始する。住宅手当認定要件がそれより後の月になって初めて備わる場合、認定期間は当該月の初日に開始する。
- (3) 認定期間は、第7条第1項の給付の拒否を知った時点に続く暦月の経過前に住宅手当申請がおこなわれ場合、拒否された月の初日に開始する。
- (4) 第27条第1項第2文の場合の新たな認定期間は、家賃または負担の上昇に続く暦月の経過前に住宅手当申請がおこなわれた場合、家賃または負担の上昇が遡及的に考慮される月の初日に開始する。
- (5) 第28条第3の場合の新たな認定期間は、住宅手当決定の無効を知った時点に続く暦月の経過前に住宅手当申請がおこなわれた場合、無効となった月の初日に開始する。

第26条 住宅手当の支払い

- (1) 住宅手当は、住宅手当受給資格者に支払われる。住宅手当は、住宅手当受給資格者の書面によりまたは個々に必要な場合はその同意なしに、他の世帯員、家賃受領人または第3条第1項第2文第3号の場合は社会法典第1編第12条にいう給付主体にこれを支払うことができる。住宅手当が他の世帯員に支払われる場合、第27条第3項第1文第2号および第3号に掲げる額ならびに第27条第3項第1文、第28条第1項第2文、第4項第1文による協力義務について書面で知らせなければならない。
- (2) 住宅手当は、ユーロにおける口座振替および信用取引にかかる技術上の規定および業務上の要件の決定ならびにEU規則第924/2009号の改正に関する欧州議会および欧州理事会2012年3月14日EU規則第260/2012号(ABl. L 94 vom 30.3.2012, S. 22)の適用される金融機関(金融機関)にある世帯員の口座に対して月の初めにこれを支払う。口座がない場合、住宅手当は住宅手当受給資格者の居所に送ることができる；それに伴う費用は、住宅手当から控除するものとする。

第27条 住宅手当の変更

- (1) 認定期間継続中に
 1. 考慮世帯員の数が増加する
 2. 考慮対象家賃または負担が15パーセント以上上昇する
 3. 総収入が15パーセント以上減少するのいずれかにあたり、それが住宅手当の増額につながる場合、申請に基づき、住宅手当を新たに認定しなければならない。第1文第2号にあって、考慮対象家賃または負担が逡及的に15パーセント以上上昇した場合も、住宅手当は逡及的に認定しなければならないが、ただし早くとも継続する認定期間の開始時点以降とする。第1文第3号は、考慮世帯員の数が減じたために総収入が15パーセント以上減少した場合にもこれを適用する。
- (2) 認定期間継続中に、単に一時的でなく
 1. 考慮世帯員の数が少なくとも1人減少する；第6条第2項は影響を受けない
 2. 考慮対象家賃または負担が15パーセント以上減少する；第6条第2項は影響を受けない
 3. 総収入が15パーセント以上増加するのいずれかにあたり、それが住宅手当の廃止または減額につながる場合、事情変更の時点から、住宅手当の給付について職権により新たに決定しなければならない。第1文第1号の場合は減少した次の日、第1文第2号の場合は考慮対象家賃または負担が15パーセント以上減少した期間の開始時点、第1文第3号の場合は総収入の15パーセント以上の増加をもたらす収入の増

加の開始時点、事情変更の時点とみなす。第1文第3号は、考慮世帯員の数が増加したために総収入が15パーセント以上増加した場合にもこれを適用する。住宅手当行政庁が事情の変更を知った時点、第24条第2項にいう申請の時点とみなす。

- (3) 住宅手当受給資格者および第26条第1項第2文により住宅手当を支払われる世帯員は、認定期間継続中に、単に一時的でなく
1. 考慮世帯員（第6条第1項）の数が少なくとも1人減少または住宅手当から除外される世帯員（第7条、第8条第1項）の数が増加する
 2. 月の家賃（第9条）または負担（第10条）が認定決定の時点と比べて15パーセント以上減少する
 3. 考慮世帯員における第14条第1項による月の積極的収入および第14条第2項による収入の総和が認定決定の時点と比べて15パーセント以上増加する；考慮世帯員の数が増加したために当該総和が15パーセント以上増加した場合にもこれを適用する

のいずれかにあたる場合、住宅手当行政庁に対して遅滞なくこれを報告しなければならない。考慮世帯員は、住宅手当受給資格者および第26条第1項第2文により住宅手当を支払われる世帯員に対し、第14条第1項によるその月の積極的収入および第14条第2項によるその収入の変動を知らせる義務を負う。

- (4) 第2項第1文、第4文、第3項第1文の変動が既に経過した認定期間に関連するものである場合、第2項および第3項を準用するが、ただし住宅手当受給資格者または考慮世帯員が事情の変更を知ってから長くとも3年とする。

第28条 認定決定の無効、住宅手当請求権の廃止

- (1) 認定決定は、住宅手当を認定されている居住空間がどの考慮世帯員によってもはや使用されなくなった月の初日に無効とする；使用放棄が月の初日でない場合、認定決定は翌月の初日に無効とする。住宅手当受給資格者および第26条第1項第2文により住宅手当を支払われる世帯員は、居住空間がもはや使用されなくなったことを、住宅手当行政庁に対して遅滞なく報告しなければならない。
- (2) 認定決定は、住宅手当が家賃の支払いまたは負担の調達のためにまったくまたはほとんど用いられなかった月に廃止する（目的外利用）。目的外利用は、社会法典第10編第48条第1項第1文および第2文にいう事情の著しい変動とみなす。第1文および第2文は、住宅手当請求権が社会法典第1編第51条、第52条および第54条による相殺、精算もしくは差押の対象であるかまたは社会法典第1編第12条にいう給付主体に譲渡されている限りにおいて、これを適用しない。

- (3) 認定決定は、考慮世帯員が第7条および第8条第1項により住宅手当から除外された時点から無効とする。第8条第1項第3文の場合、認定決定は無効のままとする。
- (4) 住宅手当受給資格者および第26条第1項第2文により住宅手当を支払われる世帯員は、考慮世帯員について第7条第1項もしくは第2項の給付の根拠および額を調査する行政手続が開始されまたは考慮世帯員第7条第1項の給付を受給した場合、住宅手当行政庁に対して遅滞なくこれを報告しなければならない。
- (5) 住宅手当受給資格者には認定決定の無効を報告しなければならないが、第3項の場合は第25条第3項第1文および第2文または第5項の申請期間を指示しなければならない。
- (6) 住宅手当請求権は、第27条、本条第1項ないし第3項または第43条第1項にいう事情がある場合にのみ変更される。

第29条 責任、相殺、精算

- (1) 社会法典第10編第50条により住宅手当を返還しなければならない場合、住宅手当受給資格者のほか、住宅手当算定時に考慮された成人の世帯員も連帯債務者とする。
- (2) 住宅手当行政庁は、不正に支給された住宅手当の返還請求権を、社会法典第1条第2項にかかわらず、住宅手当請求権と、請求権総額の半分まで相殺することができる。
- (3) 住宅手当行政庁は、他の給付主体の請求権を、社会法典第1編第52条にかかわらず、第2項による相殺が許される限りで、そのなすべき住宅手当給付と精算することができる。

第30条 死亡時の返送、返還

- (1) 認定決定が第28条第1項第1文により死亡を理由に無効となった場合、考慮世帯員の死亡後の期間について金融機関の口座に振り込まれていた住宅手当は、留保付きで支給されていたものとみなす。金融機関は、振り込んだ行政庁または住宅手当行政庁に対し、不正に支給されたとして返還を要求された場合、これを返送しなければならない。返送義務は、
 1. 預金資産による返送が可能な場合を除き、返還要求時点で相当額が既に他の方法で準備できている
 2. 住宅手当行政庁が住宅手当を家賃の受領者に振り込んでいる限りで存しない。金融機関は、第1文によって振り込まれた額を自らの債権の満足にあててはならない。
- (2) 認定決定が第28条第1項第1文により死亡を理由に無効となりかつ住宅手当が引き続き支給された場合、家賃の受領者を除き、以下の各号に掲げる者は、住宅手当行政庁に対して相当額を返還する義務を負う。

1. 住宅手当を直接受給した者
2. 通常の銀行振替業務により相当額を自らの口座に移した者
3. 相当額を利用する資格があり通常の銀行振替業務により口座の負担でこれを得または得させた者

返還請求権は行政行為によりこれを主張する。相当額が既に他の方法で準備できていることを理由に返送を拒否する金融機関は、行政庁または住宅手当行政庁に対し、その求めるところにより、第1文第2号および第3号に掲げる者の名、住所および場合によっては新たな口座名義人を知らせなければならない。社会法典第10編第50条による請求は影響を受けない。

- (3) 返送および返還請求権は、住宅手当行政庁が過払いを認識した暦年の経過後4年で時効となる。

第31条 違法な不利益住宅手当決定の取消

違法な不利益住宅手当決定が過去に遡って取り消された場合、住宅手当行政庁は、取消前の最大2年間住宅手当を給付しなければならない。その他社会法典第10編第44条は影響を受けない。

第5部 費用負担、データ突合

第32条 連邦による住宅手当の費用償還

本法に基づき州の支払った住宅手当は、その半分を連邦が償還する。

第33条 データ突合

- (1) 住宅手当行政庁は、以下に掲げる官庁から要請があった場合

1. 住宅制度における補助金瑕疵の解消に関する法律および同法に関して公布された州法上の規定に基づいて調整支払の徴収を管轄する機関
2. これと相当する州法の管轄機関

関連する住宅所有者の住宅手当受給の有無を報告する義務を負う。住宅制度における補助金瑕疵の解消に関する法律第3条第2項および同法に関して公布された州法上の規定またはこれと相当する州法に定める時点と調整支払決定の交付時期とにかかる期間を基準とする。

- (2) 住宅手当行政庁は、住宅手当の違法な取得を回避または発見するため、以下の各号について、データ突合により定期的に審査することができる。
 1. 現在または過去における第7条第1項の給付の申請もしくは受給または第7条第2項、第3項もしくは第8条第1項の除外理由の存在の有無および時期
 2. 所得税法第45d条第1項および第45e条に定めるデータの連邦中央税務局に対する送達の有無および内容
 3. 現在または過去における住宅手当の申請または受給の有無および時期
 4. 連邦雇用エージェンシーにおける失業手当給付の停止の有無および時

期

5. 住宅手当を申請し、住宅手当が現に支給されまたは過去に支給された住宅の住所における世帯員について報告機関になされた報告の有無、住宅の状況および時期、報告がなされた新たな住所
6. 現在または過去における社会法典第4編第2条第1項にいう保険加入義務または僅少就労の状況、年金保険主体のデータ部門（データ機関）およびドイツ鉱員鉄道船員年金保険のミニジョブセンターに対する該当データの送達の有無、時期およびその際の使用者
7. ドイツポスト株式会社またはドイツ鉱員鉄道船員年金保険による年金災害保険給付の支払いの有無、額および時期

(3) データ突合の実施のため、

1. 姓、名（呼び名）、旧姓
2. 生年月日、出生地
3. 住宅手当が申請されまたは認定された住宅の住所
4. 住宅手当受給の事実
5. 住宅手当受給期間
6. 性別

のみを、第1項第1文、第2項第1文第2号、第4号、第6号および第7号に掲げる機関ならびに第2項第1文第1号、第3号の給付および報告機関に送達することができる。住宅手当行政庁、データ突合を州法により管轄する機関または州政府の法規命令その他の方法でデータ突合にあてられる機関（州中央機関）に送達されたデータは、第1項および第2項による審査目的以外で利用してはならない。審査で異なった点が確認されなかった送達データは、その後遅滞なく抹消または処分しなければならない。住宅手当行政庁はデータ送達について当事者に教示しなければならない。

(4) 第2項第1文第2号、第4号、第6号および第7号に掲げる機関、第2項第1文第1号、第3号の給付を管轄する機関および報告機関は、データ突合を実施し、第2項にいう確認にかかるデータを、住宅手当行政庁もしくは州中央機関に送達し、または州中央機関を経由して住宅手当行政庁に送達する。いずれかの機関に送達されたデータまたはデータ媒体は、データ突合実施後遅滞なく返却、抹消または処分しなければならない。

(5) 第1項および第2項によるデータ突合は、自動方式でおこなうこともできる。このために、第1項ないし第3項で必要なデータを、媒介機関としてのデータ機関に送達することもできる。データ機関は、第1項ないし第3項により送達されたデータを保存し、利用し、第1項および第2項によるデータ突合に必要な限りで、第2項第1文第2号、第4号、第6号および第7号に掲げる機関にこれをさらに送達することができる。データ機関は、社会法典

第2編第52条第1項、第2項、社会法典第12編第118条第2項に基づいて送達されたデータ、社会法典第6編第150条の意味にいう根幹データにあたるデータおよび使用者における検査のためにもたらされた社会法典第4編第28p条第8項第3文の意味におけるデータを、これが第1項および第2項に基づくデータ突合のために必要な限りで、利用することができる。データ機関は、送達されたデータを突合し、第2項にいう確認を、送付元の住宅手当行政庁もしくは州中央機関に返送し、または州中央機関を経由して住宅手当行政庁に返送する。第3文によりデータ機関に保存されたデータは、データ突合後遅滞なく抹消しなければならない。第3文によるデータの再送達においては、第2項第1文第2号、第4号、第6号および第7号に掲げる機関に第4文を準用する。

- (6) 州政府は、データ突合にあたる州中央機関を決定する権限を（第3項第2文、第4項第1文、第5項第5文）、住宅手当の実施を管轄する州最上級行政庁に委託することができる。社会法典第1編第69条は影響を受けない。
- (7) 州政府は、第38条第3号による権限が連邦政府によって利用されていない限りで、自動データ突合の方式の詳細および方式にかかる費用を法規命令で規整する権限を有する。

第6部 住宅手当統計

第34条 住宅手当統計の目的、情報提供義務、教示義務

- (1) 本法に基づく申請および決定ならびに考慮世帯員の個人的具体的事情であって、地域的家賃等級の算定（第12条第3項、第4項）、住宅手当家賃報告（第39条）、本法の効果の判断およびその継続的發展に必要なものについては、連邦統計を実施しなければならない。
- (2) 住宅手当行政庁は、調査に対して情報提供義務を負う。第23条第1項ないし第3項に掲げる者の申告は、調査指標（第35条）の枠内で統計データを調査するためにこれを用いる。
- (3) 住宅手当受給資格者には、住宅手当統計のために処理目的で集められたデータの利用および第36条第2項第2文の送達可能性を教示しなければならない。

第35条 調査指標

- (1) 調査の指標は、
 1. 住宅手当申請および決定の種類；
 2. 収集期間中に支払われた住宅手当の額；
 3. 月次および年次の認定期間の始期および終期；月ごとの住宅手当の種類および額；
 4. 考慮世帯員の数、職業生活への参加、職における地位および以下の各号

にかかる考慮世帯員の数

- a) 18歳未満または
- b) 18歳以上25歳未満；

少なくとも1人の世帯員が住宅手当から除外されている場合は、総世帯員数および住宅手当から除外されている世帯員の数も調査指標とする；

5. 考慮世帯員の性別；
6. 住宅手当算定時に考慮される家賃または負担の最高限度額（第12条第1項）、第11条第3項の場合は考慮世帯員の総世帯員数に占める割合に相当する最高限度額の割合；
7. 住宅の規模、毎月の家賃または負担の額ごとの、考慮世帯員の居住状況、第10条第2項第2文の場合は、住宅への公的助成、居住空間助成法その他これに相当する州法による助成措置ごとの、利息および償却からの負担、住宅手当申請権発生理由（第3条第1項ないし第3項）、自治体およびその家賃等級（第12条）；少なくとも1人の世帯員が住宅手当から除外されている場合は、住宅の規模および毎月の家賃または負担の額を頭割りで調査しなければならない；
8. a) 毎月の総収入、第17条に基づく控除額および第18条に基づく扶養給付にかかる控除額
b) 第14条に基づく積極的収入の総和、個々の考慮世帯員ごとの第16条に基づく税もしくは社会保険料にかかる控除額；
第7条および第8条第1項により住宅手当受給資格者が住宅手当から除外されている場合は、申請または受給した第7条第1項の給付の種類を調査指標とする；
9. 住宅手当算定の月および年、適用された法規；
10. 第44条で考慮される者の数ごとの、第44条により支払われる住宅手当一時付加金の額

- (2) 補助指標は、報告義務のある住宅手当行政庁の名称および住所とする。
- (3) 統計の正確さを審査するため、住宅手当受給資格者の個人的具体的事情および第23条第1項ないし第3項に掲げる者についての申告を含まずまたは逆推論を許さないような住宅手当番号を用いる。住宅手当番号は、調査が実施された（第36条第1項）時点から遅くとも5年経過後に抹消しなければならない。

第36条 調査期間、追加評価、特別評価

- (1) 第35条第1項に基づく申告の調査は、暦上の四半期が経過するそのつどの四半期ごとに実施しなければならない。州統計局は、収集期間経過後または第38条の法令で定める時期に遅滞なく、連邦統計局に以下の申告をしなければならない。

1. 四半期ごと
 - a) 収集期間について、第 35 条第 1 項第 1 号ないし第 3 号に基づく申告
 - b) 前年と比較できる収集期間について、次の 12ヶ月における遡及決定を考慮して、第 35 条第 1 項第 1 号ないし第 3 号に基づく申告
2. 第 35 条第 1 項第 3 号ないし第 9 号に基づく申告は毎年、12 月は次の四半期における遡及決定を考慮する
- (2) 第 35 条第 1 項に基づく住宅手当受給資格者のうち 25 パーセントを無作為抽出検査しておこなう個々の申告は、追加評価のため、収集期間経過後毎年遅滞なく、連邦統計局に提出しなければならない。この目的のため、個々の申告は、住居経済共同体ごとに 5 人を超える考慮世帯員は一つにまとめたうえで、住宅手当番号を付けず、連邦交通建設都市計画省に、または追加評価業務が連邦建設制度空間秩序局に委託されている場合は当該局にこれを送達できる。受領する機関においては、機構的統一性を確立し、区域、組織、人員について他の業務領域と区別しなければならない。この機構的統一に携わる者は、公職にある者または公勤務に対し特別の義務を有する者でなければならない。これらの者は、その職務上知り得た知識を第 34 条第 1 項の目的以外に用いてはならない。第 2 文に基づいて送達される個々の申告は、他のデータと統合してはならない。
- (3) 要請があった場合、州統計局は、連邦による特別評価のため、その得た個々の申告を連邦統計庁に提出する。

第 7 部 終末規定

第 37 条 過料

- (1) 故意または軽過失により、以下に掲げる行為をした者は、秩序違反とする。
 1. 第 23 条第 1 項ないし第 3 項に反して、情報提供をおこなわず、または不正確、不完全、不適切な時期に情報提供をした者
 2. 第 28 条第 1 項第 2 文または第 4 項第 1 文とも関連する第 27 条第 3 項第 1 文に反して、住宅手当請求権にとって重要な事情の変更を報告せず、または不正確、不完全、不適切な時期に報告した者
- (2) 秩序違反は、2000 ユーロまでの過料によって罰することができる。
- (3) 秩序違反に関する法律第 36 条第 1 項第 1 号にいう行政官庁は、住宅手当行政庁とする。

第 38 条 法規命令制定権限

連邦政府は、連邦参議院の同意を要する法規命令により、以下の各号にかかる権限を有する。

1. 以下の調査に関する本法施行のため詳細規定の公布
 - a) 考慮すべき家賃または負担（第 9 条ないし第 12 条）

b) 収入(第13条ないし第18条)

ただし調査が個々の場合に不可能または比例性を欠く程度の困難を伴わなければならない限りで、定型的な規整をおこなうことができる。

2. 自治体の家賃等級の決定(第12条)

3. 自動データ突合方式の詳細および方式にかかる費用(第33条)の規整；
その際、州がデータ機関に対してデータ突合の実施にかかる費用を償還しなければならない旨を定めることができる。

第39条 住宅手当・家賃報告

連邦政府は、ドイツ連邦議会に対し、本法の実施および居住空間の家賃の推移について、6月30日までに4年ごとの報告をおこなう。

第40条 他の社会給付における収入

住宅手当から除外される住宅手当受給資格者に認定された住宅手当は、社会給付において、その収入としては考慮しない。

第41条 住宅手当決定に対する法改正の効果

- (1) 本法または住宅手当令改正の施行時点で住宅手当申請についてなお決定がなされていない場合、改正施行までの期間はその時点まで有効な法により、それより後の期間は新法により、決定をおこなう。本法または住宅手当令改正の施行時点で住宅手当申請についてなお決定がなされていない場合、改正施行までの期間はその時点まで有効な法により、それより後の期間は新法により、決定をおこなう。本法もしくは住宅手当令改正の施行時点より後になされた住宅手当申請もしくは第27条第1項に基づく申請を決定し、または第27条第2項に基づく手続において決定しなければならず、本法もしくは住宅手当令改正の施行時点より前に認定期間が開始する場合、第1文を準用する。
- (2) 本法または住宅手当令改正の施行前に住宅手当申請について決定がなされた場合、当該申請に基づく住宅手当の給付には、決定のつど有効であった法を引き続き適用する。

第8部 経過規定

第42条 住宅手当規定の刷新および社会法典の改正に関する法律

- (1) 2008年12月31日まで有効の法文における住宅手当法第29条第1項もしくは第2項に基づく住宅手当申請もしくは申請または2008年12月31日まで有効の法文における住宅手当法第29条第3項に基づく手続について2008年12月31日までに決定がおこなわれていない場合、2008年12月31日までの期間はその時点まで有効な法により、それより後の期間は新法により、決定をおこなう。第1文にあって2009年1月1日以降認定される住宅手当が2008年12月に決定される住宅手当よりも少なくなる場合、2009年1月1日

以降の認定期間についても当該住宅手当を存続させる；第24条第2項および第27条第2項は影響を受けない。

- (2) 2009年1月1日より前に住宅手当が認定され、認定期間の少なくとも一部が2009年1月にかかる場合、2008年12月31日より後にかかる認定期間の住宅手当給付については、2009年1月1日以降有効な法を適用し、職権により書面で新たな決定をおこなう；住宅手当が増えない場合、既に認定された住宅手当を存続させる。第1文にあって、決定には、第24条第2項にかかわらず、住宅手当給付について遡及的に新たな決定をおこなうべき期間における実際の事情を基礎としなければならない。2008年12月31日まで有効の法文における住宅手当法第29条および第30条ならびに第27条および第28条は影響を受けない。第1文により新たな決定をおこなうべき認定期間の終了が2009年3月31日より後にかかる場合、適切な暫定的支給をおこなうことができる。
- (3) 2008年12月31日より後になされた住宅手当申請、第27条第1項に基づく申請、第27条第2項に基づく手続について決定がおこなわれ、2009年1月より前に認定期間が始まる場合、第1項を準用する。
- (4) 第1項ないし第3項による決定において、第6条に基づいて考慮されるが、同じ居住空間にかかる別の決定において既に世帯に含まれる家族として考慮されていた可能性がある場合、この別の決定は、第1項ないし第3項による決定の影響を受けない。第1項ないし第3項による決定において、住宅手当は、第1文の世帯員を除外し、第11条第3項を準用して計算しなければならない。第1項および第2項の場合は、第25条第1項第2文によって基準となる事情の著しい変動とみなす。
- (5) 2008年12月31日まで有効の法文における住宅手当法第4条の要件を満たさず共通の住宅手当決定を受けなかった者からなる住居経済共同体については、第2項の決定において、第5条および第6条第1項の要件を満たす場合、遡及的に住宅手当を共通で算定する。第1文の場合に認定期間が同時に終わらない場合、第2項第1文前段にかかわらず、最後に経過する認定期間の終了後、第6条の考慮世帯員すべてに対して統一して新たな決定をおこなう。最初に経過する認定期間の終了と最後に経過する認定期間の終了との間隔3ヶ月を超える場合、申請により、適切な暫定的支給をおこなうことができる。

第43条 旧法の適用

- (1) 2000年12月31日から2005年7月14日までに住宅手当申請について決定がおこなわれ、認定期間の少なくとも一部が2001年1月1日から2004年12月31日までにかかり、2008年12月31日まで有効の法文における住宅手当法第10a条および第10b条により住宅手当が変更されまたは住宅請求権

の事前拒否があった場合、住宅手当給付は、職権により、従前の住宅手当決定を破棄したうえで、遡及的に変動が生じた時点から新たに決定をおこなう；第31条は適用しない。住宅手当が決定によって支給されたために住宅手当受給者に支給される連邦社会扶助法上の特別な生活状態にあるときの扶助が減額された範囲で、住宅手当決定は破棄しない。新たな決定は、固有の認定期間を定めることができる。既になされた住宅手当申請は、原則として、第1文による新たな決定の時点までになされたものとみなす。

- (2) 2008年12月31日まで有効の法文における住宅手当法第10c条および第40条第5項は、引き続きこれを適用する。

第44条 住宅手当一時付加金

- (1) 住宅手当が認定され、2008年10月1日から2009年3月31日までの期間中に認定期間が少なくとも1月ある場合、職権により、考慮世帯員の数に応じて住宅手当一時付加金を支給する。第1文にいう考慮世帯員には、2008年12月31日まで有効の法文における住宅手当法第4条にいう世帯に含まれる家族または考慮世帯員(第6条)を含む。住宅手当一時付加金の計算は以下による。

考慮世帯員1人 100 ユーロ

考慮世帯員2人 130 ユーロ

考慮世帯員3人 155 ユーロ

考慮世帯員4人 180 ユーロ

考慮世帯員5人 205 ユーロ

考慮世帯員が1人増すごとに加算する額 25 ユーロ

- (2) 住宅手当一時付加金の計算は、第1項第1文にいう住宅手当認定時に基礎となった考慮世帯員数を基とする。住宅手当認定が2008年10月から2009年3月までに異なる考慮世帯員数が基礎となっていた場合、2008年10月から2009年3月までの期間中、住宅手当を認定した最初の月を基とする。
- (3) 住宅手当一時付加金は、2008年12月31日まで有効の法文における住宅手当法第28条第1項第1文および第2文にいう住宅手当受給者、世帯に含まれる家族、住宅手当受給資格者またはその他の世帯員にのみこれを支給する。その他2008年12月31日まで有効の法文における住宅手当法第28条および第26条は影響を受けない。
- (4) 住宅手当一時付加金の支給後第1項第1文にいう住宅手当認定の基礎となった住宅手当決定が破棄されまたは無効となった場合、第28条第6項にかかわらず、当該額の返還を要するのは、2008年10月から2009年3月までの期間においてもはや住宅手当請求権を有していない場合のみとする。第1文により住宅手当決定が破棄されまたは無効となったために住宅手当一時付加金を計算するため第2項により基礎とされた月にかかる住宅手当請求

権が消滅し、2008年10月から2009年3月までの期間中少なくとも1月について住宅手当請求権が残っている場合、住宅手当一時付加金の給付について、第1項および第2項に基づき、考慮世帯員数に変動があった場合、新たにこれを決定する。住宅手当が2009年1月より前に認定され、認定期間の少なくとも一部が2009年1月から2009年3月までにかかり、第1文により住宅手当決定が2008年10月から2008年12月までに破棄されまたは無効となった場合、住宅手当一時付加金の計算は、2008年12月31日まで有効の法文における住宅手当法第4条にいう世帯に含まれる家族の数を、住宅手当が認定された2009年3月までの期間中の最初の月を基とする。第3文は、第27条、第42条第2項または第5項に基づき既に決定がおこなわれている場合にもこれを適用する。

- (5) 住宅手当一時付加金は、その支給が他の収入の多寡に依拠するような社会給付にあっては、収入としてこれを考慮しない。

附則1

(第19条第1項)

「a」「b」「c」の値

第19条第1項の計算式に入力される、考慮世帯員数によって異なる「a」「b」および「c」の値は、以下の表によりこれを求める。

	世帯員1人	世帯員2人	世帯員3人	世帯員4人	世帯員5人	世帯員6人
a	6,300 E-2	5,700 E-2	5,500 E-2	4,700 E-2	4,200 E-2	3,700 E-2
b	7,963 E-4	5,761 E-4	5,176 E-4	3,945 E-4	3,483 E-4	3,269 E-4
c	9,102 E-5	6,431 E-5	3,250 E-5	2,325 E-5	2,151 E-5	1,519 E-5
	世帯員7人	世帯員8人	世帯員9人	世帯員10人	世帯員11人	世帯員12人
a	3,300 E-2	2,300 E-2	-1,970 E-2	-4,010 E-2	-6,600 E-2	-8,990 E-2
b	3,129 E-4	2,959 E-4	2,245 E-4	1,565 E-4	1,200 E-4	1,090 E-4
c	8,745 E-6	7,440 E-6	3,459 E-5	5,140 E-5	5,686 E-5	6,182 E-5

表中の意味：E-2 は 100 で除し、
E-4 は 10000 で除し、
E-5 は 100000 で除し、
E-6 は 1000000 で除する。

附則2

(第19条第2項)

計算式および端数処理

1. 「M」は、端数処理後の考慮対象月額家賃または負担である（第19条第1項第2文）。第11条および第12条にいう端数処理後の考慮対象月額家賃または負担（「M*」）の「M」への再計算は以下による。

「M」を求めるため、「M*」が余りなく10で除することができない場合、余りな

く10で除することができる直近の完全なユーロ値になるよう切り上げる。「M」が余りなく10で除することができる場合、「M*」には変更を加えない。そこで得られた額から、常に5ユーロを控除する。

2. 「Y」は、端数処理後の総月収である(第19条第1項第3文)。第13条にいう端数処理後の総月収(「Y*」)の「Y」への再計算は以下による。

「Y」を求めるため、「Y*」が余りなく10で除することができない場合、余りなく10で除することができる直近の完全なユーロ値になるよう切り上げる。「Y」が余りなく10で除することができる場合、「Y*」には変更を加えない。そこで得られた額から、常に5ユーロを控除する。

3. 「M」および「Y」の値が以下の表の値に達しない場合、以下の値による。

	世帯員1人	世帯員2人	世帯員3人	世帯員4人	世帯員5人	世帯員6人
M	45	55	65	75	85	85
Y	205	245	265	315	345	365

	世帯員7人	世帯員8人	世帯員9人	世帯員10人	世帯員11人	世帯員12人
M	95	105	115	125	155	245
Y	385	415	585	805	1,085	1,255

4. 端数処理前の家賃または負担補助は、「a」「b」「c」の値(附則1)および「M」「Y」の値を第19条第1項第1文の計算式に入力し、以下の4つの計算式によりこれを求める：

小数点の計算

$$z1 = a + b \cdot M + c \cdot Y,$$

$$z2 = z1 \cdot Y,$$

$$z3 = M - z2,$$

$$z4 = 1,08 \cdot z3$$

ここで小数点は、小数点第2位まで固定小数として計算する。

5. 端数処理前の家賃または負担補助は、端数処理前のセント値が50以上の場合、直近の完全なユーロ値になるよう切り上げる；端数処理前のセント値が50未満の場合、直近の完全なユーロ値になるよう切り捨てる。